

独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所

第八回民俗芸能研究協議会報告書

—無形民俗文化財の映像記録作成—

独立行政法人文化財研究所

東京文化財研究所芸能部

序にかえて

本日は、この研究協議会にたいへん大勢の皆様においでいただきましてありがとうございます。この研究協議会は、平成10年から始めまして、今年で第8回になります。当初は予算の裏付けもなく始めたささやかな催しでしたが、皆様のご協力、ご支援で、今では芸能部の主要なプロジェクトの一つに位置付けられております。とりわけこの研究協議会には、民俗芸能の研究者だけでなく、全国各地域の文化財行政の担当者、あるいは実際に民俗文化財の伝承活動をされている方々などにご参加いただいております。これは、芸能部の調査研究活動の成果を、学術的な世界にとどまらず広く社会の皆さんと共有して、文化財保護の実務や、自分たちの文化を大切に、後世に伝えるという実践的な活動につなげていきたいと考えているからです。

今年度の協議会のテーマは、無形民俗文化財の映像記録作成でございます。このところ、世界的には無形文化遺産の保護に関する条約が採択され、国内的にも、文化財保護法に基づく無形民俗文化財の分野に、従来の風俗慣習・民俗芸能と並んで、新たに民俗技術が加えられるなど、無形の文化財の保護には大きな期待が寄せられております。

しかし、無形の文化財や文化遺産におきましては、ある姿を、そのままの形で保存するのは極めて困難であります。とりわけ無形の民俗文化財というのは、人々の日常生活の中で生まれ受け継がれてきたもので、生活環境や社会のあり方が変われば、無形の民俗文化財も変化するのが必然と言えるわけですから。このような無形の民俗文化財の特性を考えた場合に、その保護の方策として非常に重要となってくるのが、記録作成であります。特に、民俗芸能をはじめとする人間の身体によって表現される「わざ」を記録する手段として、映像記録は極めて有効なツールであるということは、あらためて言うまでもないことと存じます。これを効果的に使うことによって、ある特定の時点、特定の環境における無形の民俗文化財の姿を、できる限り忠実に記録することができると思われれます。こうした記録を、多くの人々、未来の人々にも活用してもらうことによって、一般の方々にも、また伝承者の方々にも、その文化財の大切さ、重要性を再認識していただきまして、さらに現在の伝承活動が活性化され、多くの人々がそれを支援していくという状況が作り出されることが理想であろうと思っております。

すでに芸能部では、第5回の協議会で、「民俗芸能の映像記録作成」をテーマとして取り上げております。その議論をさらに深めるということで、今回の協議会に向けて、研究所以外の関係者にもご参加いただき、継続的な討議をしてきたところでございます。さらに、本日は韓国の国立文化財研究所から、朴相國先生、朴原模先生のお二方にご参加いただいております。今後、両研究所として、記録作成の分野で協力体制を築いていければと考えているところでございます。

このように、今回の協議会は、いつにも増して多くの関係者や機関の協力関係によって開催されております。これは文化財研究所の仕事として、この協議会が多くの方々に認められてきたことの表れであると思っております。本日も建設的な協議が交わされることを期待しますと共に、今後も引き続き皆様方のご協力、ご支援を賜りますようお願いして、私の挨拶といたします。

(平成17年度「第8回民俗芸能研究協議会」挨拶より)

東京文化財研究所 所長 鈴木規夫

目 次

I.	序にかえて	
II.	趣旨説明	1
III.	報告	5
	1. 「民俗文化財映像記録のねらいと枠組み」.....	5
	東京文化財研究所客員研究員 大島暁雄	
	2. 「映像記録作成の準備と事前調査」.....	15
	株式会社ポルケ 大日野佳代子	
	3. 「映像記録の制作実務に関する諸問題—取材・制作スタッフと機材—」.....	23
	東北文化財映像研究所 阿部武司	
	4. 「撮影・編集に際して心がけること」.....	31
	株式会社ポルケ 中藪規正	
	5. 「映像記録のこれからの課題—有効な保存と活用に向けて—」.....	41
	東京文化財研究所芸能部 俵木 悟	
IV.	総合討議	51
V.	参考資料	73
VI.	アンケート集計結果	97
VII.	あとがき	110

趣 旨 説 明

東京文化財研究所芸能部 俵木 悟

私は、当研究所芸能部民俗芸能研究室の俵木と申します。例年皆さまにご参加いただいて開催しております民俗芸能研究協議会なのですが、今回はいつもの年とはちょっと異なるかたちで開催させていただきたいと思っております。と申しますのは、例年は様々なテーマを選びまして、それに関しての事例報告というかたちで、全国の関係者の中から報告をしていただいて、その報告の内容についての協議を、フロアも含めて全体で行うというかたちでやっておりました。今回はちょっと違いまして、先ほど所長の挨拶の中にもありましたが、三年前になります、平成14年度の第5回民俗芸能研究協議会で「民俗芸能の映像記録作成」という会を開催させていただきました。この中にも参加していただいた方が多くおられるのではないかと思います。我々も毎度少し残念に思うことは、こういった会自体は、皆さまから貴重なご意見をたくさん賜りまして、非常に有意義な時間であると思うのですが、様々な問題提起はできるのですが、それを一つの方向性を示すと申しますか、我々の間でこの問題についてこういうことがわかった、納得できたというようなかたちで呈示することが、なかなか一日の協議の中では難しいという思いを感じておりました。特にこの第5回の民俗芸能研究協議会は、近年こういった様々な無形民俗文化財の映像記録作成の事業が増えているということもあるのですが、大きな反響がありまして、アンケートなどでもこの協議を継続して欲しいという要望が多くございました。そこで我々は、映像記録作成について、こちらから、我々はこのように考えるのだということをまとまって示すことができないだろうかと考えまして、この第5回の民俗芸能研究協議会を開催しました後、三年間にわたって、所外の有志の方々、研究者や映像制作に直接携わっておられるの方々、それから若干の行政関係の方々にご協力いただいて、継続的な「民俗芸能の映像記録作成」小協議会というのを開催しておりました。これはだいたい年に3回、現在までに8回開催いたしました。今回第8回の民俗芸能研究協議会は、この小協議会で話し合ったこと、そしてメンバーの間で共通理解として得られたことを皆さまに呈示する場であると位置づけました。ただしそのときと若干変わっておりますのは、第5回の協議会の時には「民俗芸能の映像記録作成」というテーマでしたが、今回は「無形民俗文化財の映像記録作成」ということでやらせていただくことです。これは基本的に、映像記録作成の事業において特に我々が心がけるべきこと、注意すべきことというのは、民俗芸能であろうと、他の無形民俗文化財の分野、例えば祭礼・行事を中心とする風俗慣習、それから今後新たに指定・選択されてくるであろう民俗技術についても、そう大きくは変わらないはずであるという考えがあります。我々どもとしても、これまでは民俗芸能の研究ということでやってきましたが、これからはそういったものへも対象を広げていこうという考えもございますので、今回は「無形民俗文化財の映像記録作成」ということで行わせていただきます。それから我々が8回の小協議会を開催する中で、映像の作成の手法あるいは考え方というのは、例えばそれを制作される方、企画される方、それぞれの個性といいますか、独自の方法・考え方ということがあります。これ自体は当然尊重されるべきものであると思っております。ですから今回私たちの間で共通理解として呈示できるのは、ごく基本的なレベルの話になろうかと思います。しかし一方で様々な話をうかがっていると、そういった基本的な問題についても、例えば行政の担当者、映像の制作会社、伝承者の方々、それに監修などとして関わる研究者の方々といった人たちの間で、必ずしも共通理解が得られていないのではないかと感じる場所があります。そこで今回は、すでにこういった事業に馴染みのある方にとっては冗長な話になるかもしれませんが、ごく基本的なこと、こういったことだけはきちんと

了解しておいて欲しいというような内容になろうかと思えます。その点についてはどうぞご了承くださいたいと思っております。またこの小協議会は、開催が平日にならざるを得なかったということと、予算がほとんど無いなかで開催しておりましたので、どうしても遠方の方などを頻繁にお呼びすることなどが難しかったこともあり、中心になっていただいたのは映像制作に実際に関わっておられる制作会社の方々、それから文化庁の伝統文化課の調査官の方々、そして若干の研究者の方々、さらにいくつか関東近県の民俗芸能の保存・伝承に関わっておられる機関の方々などをお呼びしておりました。残念ながら各地方公共団体において事業を担当しておられる担当者の方に多く参加していただくということができませんでした。しかし我々としては、今回の発表は特にそういった方々に向けて呈示してみたい内容だと思っております。ですから本日は、フロアにも地方公共団体で民俗文化財の保護の事業に携わっておられる方が多くお見えであると思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせ下さい。これが我々にとっては貴重な機会になりますので、できるだけ皆さんの意見を反映させたかたちで、最終的にこれを何らかの成果物にして報告ができれば良いのではないかと考えております。というわけで、今回の第 8 回の民俗芸能研究協議会「無形民俗文化財の映像記録作成」というのは、このような趣旨で開催させていただくということで説明させていただきました。どうぞ皆さま、よろしくお願いいたします。

報告 1

「民俗文化財映像記録のねらいと枠組み」

東京文化財研究所客員研究員 大島暁雄

私はこの3月まで文化庁の方に勤めておまして、4月から無職の状態になっております。この研究所の客員研究員にさせていただいて今ご紹介された通りでございます。先ほど俵木さんからお話がございましたように、三年前から映像関係の製作事業についての研究小協議会をしておまして、文化庁の担当者の中でも、この問題については非常に危惧を感じておりましたので、そういうものを踏まえて参加をさせていただいて現在に至っております。

話の大部分は、先ほどの鈴木所長のご挨拶と俵木さんの趣旨説明の中で触れられているわけですが、我が国は、文化財保護法の中で、世界に先駆けて無形の文化財の保護に取り組んできた経緯があります。現在の文化財保護法の中では、無形の文化財というのは、無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術の三種類に分かれておりますが、初期の文化財保護法の中では、この三種類が無形文化財という形で一体となってひとくりにされていたということは皆さんご存じの通りです。こうした無形の文化財は、先ほどの所長の話の中にもありましたように、人間の精神や肉体活動等によって継続されるものであるために、さまざまな要因による変化・変容は避けられませんが、特にその中で、その多くが実生活に密着し、日常的、無意識的な活動によって支えられている祭礼行事や民俗芸能、民俗技術などの無形の民俗文化財は、特に容易に変化・変容する性質を有しているわけでございます。こうした無形の文化財に関する保護の現況は、もっぱら保持者や伝承者の意識、努力に頼るという方策しか有効な施策を持ち得ないのが現状ですが、その中で映像による記録化の作業は、第三者が成し得る保護の施策としては最も有効な手段の一つであると言えるかと思えます。今回の話については、民俗文化財ということテーマにしてありますが、基本的には無形の文化財一般にわたるものという形でお聞きいただければと思います。

無形の文化財における映像記録の効用については、皆様すでにご承知のこととは存じますが、念のために再確認という形で掲げさせていただきます。映像記録が当該文化財の保存・継承に、最も有効性を発揮すると考えられる機能としては、一つには、ある時点での価値の記録・確認、それから伝承用素材の共有化、さらに広報・普及手段の確保という三つの面が考えられると思います。言い換えれば、1は主たる製作、使用目的から記録・学術用、2は伝承・後継者育成用、3は広報・普及用と言い換えられると思います。

こうした無形の文化財における映像記録の重要性の認識は、現在、世界的な潮流となっております。この場合は無形の文化遺産という言葉でくられることが多いようですが、無形の文化財は、それを伝承する地域共同体や民族、その持つ文化の多様性の確保や、個別文化の保存と継承に不可欠なものと認識されていると言って良いかと思えます。

これが世界的な潮流であるということは、具体的には、最近のユネスコの動きの中で明確な形となつて示されていると指摘できるかと思えます。すなわち、平成10年に開催された第155回ユネスコ執行委員会で採択され、現在進行形のところだと思えますが、三回目の宣言が行われることになっている「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」という動き、平成15年度の第32回総会で採択された「無形文化遺産の保護に関する条約」ということで具体化されているかと思えます。それぞれの内容については、本日のテーマから離れますのでこれ以上は触れませんが、何れにしましても、無形文化遺産の保護に当たっての映像記録化の問題は、今後ますます世界の重要な課題になると思えます。

こうした状況の中で、無形の文化財保護の先駆者としての日本の映像製作をめぐる現状というものに目を向けてみる場合、どういうことが言えるでしょうか。これについては、先ほどの俵木さんの趣旨説明の中で触れられているように、現実的には、その執行に当たっているいろいろな問題が山積していると指摘できるかと思います。問題について、行政の側からこの動きに関係した経験の中で思いつくままに挙げてみたいと思います。一つには、映像製作手順の理解度の低さ、発注者側の問題です。この研究所の方にも、行政担当者の方から相談が幾つか来ているとお話がありましたが、具体的には、せっかく映像製作関係の予算が付いていながら、十分に活用されない。例えば、ふるさと再興事業みたいなものがありますが、そこで映像製作の経費が対象になっておりますが、十分に活用されているとはなかなか言えない。例外があるかもしれませんが、10万円単位の製作費で済んでしまうような傾向を持つ自治体、事業が幾つか見えるというのは、ちょっと淋しい限りだというふうに思っております。これは、映像というのは特定な人たちが作るものであって、素人にはなかなか関与しかねるのだという風に、餅は餅屋に任せっきりにしておかなければならないというあきらめが裏にあるような気がします。私から言わせれば、口が悪いのですが、発注者側の不勉強のツケがそこに出ていると言えるのではないかと。一方製作者側の方に目を移してみますと、どういう風な映像を作るためにはどのくらいのお金が必要、どのくらいの日程・体制が必要かを、十分に説明をしないで、受注することに汲々としてしまう傾向が見られるのではないかと。要するに仕事を受けることが優先してしまって、それに必要な経費・体制・期間、そういうものについての十分な主張がしきれていない。そういうものの積み重ねが、先ほどの発注者側の方の不勉強につながってきていると見えなくもないと思います。そういう問題というのは、映像資料への専門家に頼んで作れば良いものができるという思い込み、よく聞きますが、映像というのは、言葉・文章より以上の記録ができるというか、万能であるというような信仰に近い意識がなきにしもあらず、映像資料への過度な期待と認識の低さというものが見られなくもない。これは発注者・製作者、両方に関わる問題であると同時に、利用者側に対する問題でもあります。映像資料に対する評価システムは、まだ作られていないよう気がします。論文審査みたいな、映像作品について、何か公的なとまでは言いませんが、一般的な基準に基づいて評価する、そういうシステムができていないのがこれらに関係する大きな問題ではないかと。現状の課題というのは、発注者・受注者に限らず、利用者まで含めた関係者全体に属する、周辺環境の未整備状態の解決が課題になっているのではないかと考えております。

ここで国の映像記録の作成の現状、歴史を簡単にお話しておきたいと思います。現在の文化財保護法が、昭和25年に施行されたのは皆さんご存じだと思います。無形文化財の世界の中では、実は、25年・26年の段階から映像記録の重要性が認識されておりまして、国自らが映像記録を製作したという経緯がございます。無形の文化財の中では、民俗文化財に先駆けて、無形文化財の世界で、映像記録についての事業が開始された。当時、昭和45年に民俗芸能についての現地公開というものの補助が始まりまして、その中で映像記録の作成のメニューも含まれることになっておりました。ご承知のように昭和50年の文化財保護法の一部改正で、民俗資料が民俗文化財になるまでは、民俗芸能というのは無形文化財の世界と民俗資料の世界の両方にまたがっておりましたが、現実的には無形文化財の方で処理されていることが多かったため、大多数の施策は、無形文化財の範疇で行われてきたとい

う経緯がございます。これに対しまして、民俗文化財の世界では、ここに書いてありますように、昭和 30 年度から、国自らが記録を作成するシステムを取り入れました。これは文献記録です。各地の民俗研究団体に委託して調査を実施し、それを『無形の民俗文化財記録』という形で本にして、皆さんに差し上げ、利用に供している。現在も続いておりまして、平成 16 年度で第 48 集が刊行されていると思います。これの基本的な考え方というのは、無形の民俗文化財については、日常生活の中で生まれ育ち、継続し、生活が変わるに従って消えゆくような性格を持っているのだから、指定したりして保護することは無理なので、記録保存という形で残していこう、保護していこうという基本的な考え方があったということは、皆さん、すでにご承知のことです。昭和 50 年までの民俗資料についての考え方は、有形については、指定して現状保存を図る、無形の文化財については、選択をして保護を図るという考え方です。

話が脇に逸れてしまいましたが、昭和 50 年度の改正によって、民俗文化財の保護の考え方が大きく変わったという風に、一部の研究者に指摘をされていまして、文化庁は考え方の整理がついているのかというご指摘を受けておりますが、これについては昭和 50 年度以降についても、無形の民俗文化財については、変容を余儀なくされるものであって、基本的に指定というのはなかなか難しい、記録保存が中心になるべきだと考えられている。ただし現実のシステムの中では、やはり選択よりも指定の方がパワーがありますから、方向転換をしたように見受けられているということは、あながち間違った見方ではないと思います。基本的な考え方としては、昭和 29 年の民俗資料の独立以来の考え方は、現在も継続している。これについては、自己 PR になりますが、近々その辺の経緯について皆さんにお目にかかるような機会があるかと存じております。

その中で、昭和 50 年度の話が出ましたが、無形民俗文化財について、もうちょっと有効な保護施策をとる必要があるのではないか、そういう社会状況になってきているのではないかとということで、50 年度の改正がなされたということをご承知の通りです。それを受けまして、昭和 53 年度から「無形民俗文化財についての映像記録作成の補助事業」というのが開始されております。これは現在も進んでおりまして、「無形民俗文化財伝承・活用等事業」という国庫補助要項の中で現在も進んでおりますので、ぜひ積極的に活用をお願いしたいと思っております。

これに関連しまして、国立歴史民俗博物館との文化庁の事業協力というものについて、簡単にご紹介しておきたいと思っております。これは記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、長いのですが、そういう選択された物件を対象にしまして、一方では国立歴史民俗博物館の展示資料、一方では文化庁行政としての記録保存、両方の性格を兼ね併せる形で、どちらかというと文化庁の仕事の一部肩代わりを歴博の方をお願いしているような性格のものであります。ここに書いてありますように、昭和 59 年度から開始しまして、仕様としては 16 ミリのカラーフィルムで 30 分ものです。現在フィルム関係で映像を記録するというのは限られた仕事になっております。そういう意味でも貴重な機会だと思っております。目的対象については、先ほどご説明したような形です。活用の方法としては、歴博の映像展示のブースに一般公開をすると同時に、製作者から一般販売をお願いしている。

製作方法について参考までに、今でも一つのモデルタイプになり得るのではないかと思っておりますが、歴博の方で、民俗文化財映像資料製作委員会を組織します。この中には、歴博の研究者、文化庁の

行政担当者、学識経験者、地元の伝承者、関係者という人たちに入ってもらい、手法としましては、委員会で製作要項を作成しまして、映像製作者から指名競争入札という形で、シノプシスの提出を求めて、その委員会で検討して業者を決める。その業者がシナリオを作って撮影をし、委員会にかけて構成が検討されて完成に至るといった道筋になっております。そして平成13年度からは、歴博の貴重な英断だと思いますが、映像製作を二年度にかけて行う。この二年度というのは、二年にわたって撮影するという意味ではなく、初年度は現地をよく見て実際に撮影するのは二年度目からです。一過性のある行事だとか芸能ですから、それを単発の年度で撮影するというのは非常に問題があります。初年度にまず現地を見てもらって十分準備をし、二年度目に映像記録を作るという、こういうやり方というのは費用の面では過大な形になりますが、やり方としては非常に望ましい形ではないかと思っております。

こうした状況の中で、文化庁の民俗文化財保護の中で、明文化はされておきませんが、映像製作の基本的な考え方を次のように認識して補助事業の指導に当たってきたということを紹介いたします。本日ここにも担当者が来ておりますから、私がいたときはこういう形でやっておりましたということでご了解下さい。

第一番目は、製作目的を明確にするということをお願いをしました。映像記録製作事業は、先ほどからお話ししましたように、活用目的から、記録・学術用、伝承・後継者育成用、広報・普及用と三つの性格に分けることができますと思いますけれども、これを、それぞれどれを中心に据えるかによって、事業の進め方、手法も微妙に変わってくる。その目的に応じて予算の立て方も変わってくると考えられます。しかし現実的に言えば、経費的その他もございまして、この三つの性格をそれぞれ併せ持ちながら、中核的な事業を、目的をどこにおくかということをはっきりさせて下さいとお話しをしています。

その映像記録の特徴を、ご意見があらうかと思いますが、私なりに簡単にまとめてみました。記録・学術用は周辺事象を含めた広角的記録が重視され、現状記録が中心になる。伝承・後継者育成用は細部のディテールを重視する。個別記録の集積が中心になる。三つ目の広報・普及用というのは、わかりやすさが重視され、物語性や作品性が必要にならうかと思っております。

一般的な製作の流れですが、まず映像製作に入る前に、当該対象文化財について学術的な調査が行われているということが大事かと考えております。これは映像製作事業とは別の事業と考えていただいた方が良くと思います。例えば、その調査というのは、民俗学的な、あるいは芸能史的な調査ですが、報告書や成果が出ている。それに基づきまして、映像製作委員会が組織されて、その中で製作要項、業者等が決められ、実際の作業に進んでいくのがふさわしいと思います。その流れについて簡単に、私のイメージをお話しますと、まず製作委員会でそれらが決められた後に業者が決められます。業者と製作委員会のメンバーが決まれば、一緒に現状確認調査が行われ、業者の方では実際の製作に当たるための準備・調査が十分にされる。これはこの後、大日野さんから詳しくお話がありますから、それにゆだねることにいたします。次に、業者の方で構成案が作成され、それに基づいて現状において撮影がされ、記録が作られるということになると思います。研究者の参加とか伝承者の参加、映像作家の参加が、三つの目的に応じて、製作委員会から映像記録作成の流れの中で、関与する時期、指導する時期がずれてくるのだらうと思います。これはお手元のレジュメの方に、ずれも含めて書

いておきました。

二番目の問題、製作委員会を重視していただくということを言いたいと思います。製作委員会としては、特に助成の事業を考えた場合、公平性・公共性といえますか、多方面からの意見を集約しまして、皆さんに納得していただけるような内容でもって事業が進められることが必要だと持っております。これは助言機関ということになるかと思っております。この製作委員会の構成については、当然、発注者側、事業主体、この場合は自治体ということになるかと思っておりますが、そういうメンバー、それから行事や芸能の伝承者の代表、学識者、研究者や文化財審議会の委員ということになります。

三番目には、映像資料の持つ特性というものを認識して仕事にかかって欲しいということをお話します。お手元のレジュメに、映像資料の持つ限界と危険性を羅列しておきました。実写動画像、映画・ビデオの特性については、これは国立民族学博物館の大森康宏氏の論文から、私流に取りまとめた四つの特性を記してあります。後でお目通しをいただいて、ご意見がありましたら、お教えいただければと思います。

ここで、映像の持つ危険性という問題について、特筆しておくべきかと思っております。それを思いつくままにまとめましたものが、ここに載っているかと思っております。一番目は、映像製作は、一つの表現手段であり、作成者の資質・視点上の制約が不可避である。結局、良い人にめぐり合わない良い映像は撮れない。映像記録というのは、ご承知のように現実の一部分を切り取って記録したものです。切り取る側の視点によって左右される。簡単に言ってしまうと、価値について、重要性について気が付かないものは記録できないということです。そういう、製作者側の資質の問題が重要である。二番目に、映像記録は非常に説得性に優れている。それは、逆に過ったイメージも簡単に与えることができるという点に集約されると言えると思います。映像は簡単に嘘をつきます。構成の仕方によって、言いたいことがまるで逆転することもあり得る。また、皆さんよくご存じだと思うのですが、はめ込みをしていくだけでも作れる。撮影者側の見方によって、反対の意見にまとめることができるという危険性を指摘できると思います。三番目には、それでは映像製作者と研究者・伝承者が一緒であれば良いわけですが、現実的には餅は餅屋という形、それぞれに専門性がありますから、二つの個性が分離したような形で事業を進めざるを得ない。製作意図をどれだけ撮影者側に伝えられるかということが、大きな問題になってくる。四番目には、精神文化的な内面の記録や無形の伝承の記録というものについては、映像記録は不得手である。どうしても感性的な形で伝達される、内面的な部分の解析的な記録・伝達というものは不得手な部分があると言えると思います。

こういう問題というのは、具体的には、どうしたら解決できるのだろうか。撮影の事前に十分な準備をすることによって解決を図ることが、現実的で、実効性のある形だと思います。第一番目には、その映像記録作成事業に当たっては、できるだけ複数年度にわたる期間が望ましいのではないかと。二番目に、事前準備の内容や製作手順に関しては、先の製作目的によって左右されるところが大きいけれども、一般的には以下のような形です。企画・立案、これは発注者側のところで行われる作業です。できるだけ、既存の民俗学・芸能史的な素養に基づいた伝承調査や参与調査を活用して、そのものの正確な価値を把握しておくということです。次に、製作委員会等のような委員会組織を立ち上げて、製作目的を確定し、映像製作者の選定や公平さを図る。同時に撮影や編集の指導をする。そして三

番目に製作委員会の仕事として、撮影の指示や連絡調整等があります。指示の中心者を特定し、一般的には監修者という形をとる場合が多いかも知れませんが、監修者というものを単独で他の位置に置くのではなくて、製作委員会のような公的な、多数の意見を集約できるような組織の中に組み込んで、その中の中心的な人を監修者にするのが望ましいのではないかと、私は考えております。事前の準備、実際の手順についてはこういうことだと思います。記録の作り方としては、民俗文化財の中の祭礼・行事などの風俗慣習を含めた行事全体を記録する場合と、舞庭や神楽殿等、もしくは仕事場のような、固定的な狭い空間で行われる民俗芸能や民俗技術の記録を目的にする場合、当然のことながら撮影手法等に大きな違いがございまして、製作経費等についても大きな差が生ずることあるので、この辺については注意が必要かと思えます。結論的に申しますと、対象物件の民俗学的、芸能史的な事前調査を行い、その目的・内容を的確に把握した上で、その計画に基づく構成等について、発注者側・受注者側の間に十分な意思の疎通を図るのが肝要だと思います。

最後に保存・活用についてのお話がありますが、俵木さんの方から、これに関する詳細な発表・報告がありますので、簡単に項目だけを並べておきます。後でレジュメをご覧いただいて、俵木さんのご報告と併せてご検討いただければと思います。

以上簡単にご報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西角井正大(民俗芸能学会) 記録時間ですが、30分仕様というような時間の設定の仕方、フィルムの時代ですと、フィルムのリールの1巻、1時間にするのか15分にするのか、いろいろありましたが、これからのIT時代になると、DVDなどを使って作った場合に、30分というような仕様は、芸能対象によって記録の時間というものをもう少し検討する必要があるのではないかと。

それから、放送関係者が下請けのように入ってくる場合があると、どうしても放送用の番組と同じような考え方で作ってくるということがある。私どもの実際の経験ですが、アナウンスはどうしますか、このところはどう入れるのですかとか聞いてくる。それは放送でやることであって記録ではないですよと言うのですが、向こうは、俺たちは長年の専門家だと言って来ます。この場合、アナウンスにこんな人を使ったら幾らかかる、アナウンスブースを借りたら幾らかかる、そういう対応でやって来ますので、そんな風なことをこれからどう考えるか。

特に記録時間ということで、出来上がった作品をどの程度の時間にするのかということをお考えいただきたいと思っております。

大島 ちょっと誤解があるといけないと思いますが、国立歴史民俗博物館の事業については16ミリで30分程度、フィルムの場合3巻物、10分物が3本ですから、フィルム時代の需要の一番平均的というか、平均値的に30分でやっているの、必ずしも補助事業も含めて、映像記録製作の作品が30分ものでないといけないということはまったくございません。製作目的に応じて考えられるべきと思うのですが、ただし広報・普及用のものを考えたときに、1時間や2時間ものは考えづらい。やはり製作目的に応じて撮影分数、作品の分数も考えるべきであろうと思う。

二番目の問題ですが、やはり発注者側の不勉強、受注者側の映像記録作成に関する考え方の違

いなど、十分な理解がまだ成されていない。そういう問題が今ご指摘なさった背景にあるかと思います。そういうものを何とか解決したいというのが今回の研究会の趣旨でございます。私どもの立場から言いますと、これはちょっと語弊がありまして、私の場合 3 月までの立場ですが、そういうものを行政の方でもしっかり解決したい。行政の方で直接にできかねるものを、こういうふうな研究所の企画としてやっていただけるのは大変理にかなったことでございますので、積極的に参加させていただいて良い方向に持っていきたいというのが、われわれが参加した狙いでもあります。

司会 大島さんのご報告は、今日のテーマの全体に関わる総論的なことで、これから各論のご報告を続けて参りたいと思います。

報告 2

「映像記録作成の準備と事前調査」

株式会社ポルケ 大日野佳代子

私は成城大学大学院の日本常民文化専攻を修了し、現在は株式会社ポルケにて民俗文化財を中心とした日本文化に関する映像の制作に務めています。大学院在学中から民俗文化財の映像制作の調査を担当して参りました。その経験を踏まえて、今回は映像記録作成事業の準備と事前調査ということで発表しますのでよろしくお願ひします。

民俗芸能、風俗習慣、民俗技術といった無形の民俗文化財の映像記録事業においては、事前の調査と打ち合わせによる意思疎通がその質を左右すると言っても過言ではありません。何を記録すべきかを的確に捉え、祭礼・芸能・作業の流れを止めることなく、一連の流れとして撮影するために、事前調査によってできるだけ多くの情報を収集する必要があります。特に祭礼の場合は、途中で、撮影の都合で進行を止めるということは不可能ですので、事前に情報を把握しておいて、撮影側で先回りをしておかなければなりません。充実した調査と準備のためには、期間と人件費がかかります。具体的には、期間については大島先生のご発表でも触れておられましたが、複数年度、予算については資料購入費や複写費、リサーチのための人件費を計上することが必要となります。しかし、現状の映像記録作成事業の現場においては、これらが十分考慮されているとは言えません。期間が短すぎて、受注してから挨拶に行き、次が撮影で、文献探しというのは十分できない状態ということも往々にしてあります。そういう状況ですと、対象となる民俗文化財がどのようなものかわからないため、必要な機材も人も準備しづらくなってしまいますので、当日の状況に十分対応しきれないということになります。そうすると、折角事業を行っても良いものができなくなってしまいます。ですから、今回の発表で、事業をよりよいものにするためには、映像を作成する前に具体的にどのような準備と調査が必要か、それぞれの工程がどのような意味を持つのかをお話ししていきたいと思ひますので、企画を立てる際のご参考にしていただけたらと思ひます。

記録作成事業には、記録・学術用、伝承・後継者育成用、広報・普及用の三種類があることは、これも大島先生のお話で既にありましたが、具体的に記録を作成する上で、それぞれの目的に応じた情報収集が必要となります。もちろん理想的には、なるべく深く、多くの情報を得ておく方が望ましいのですが、その際も着眼点というか、重点的に調査することは目的によって決まってきます。まず記録・学術用ですが、通常民俗文化財がおかれている環境、段取りをそのまま記録するので、対象に合わせてカメラ位置、動線、音収録、照明の方法を決定していきます。それぞれの儀礼、芸能、技術を、その意味も含めて一連の流れとして把握する。その上で撮影すべきものを決定することが求められます。加えて、民俗文化財がおかれている場の意味を知る。例えば民俗技術の場合、作業場に職能神が祀られている場所がある。その場合それも含めて記録する必要があります。伝承・後継者育成用は、どのような映像を作れば伝承の補助として役に立つかを、伝承者と協議しながら探っていく必要があります。例えば笛のアンクルについて、斜め後ろから撮影して笛の指使いが真似できるものを作れば良いのか、それとも練習のときには相対して師匠から教えてもらうので正面から撮影する方が良いのか、というようなことを具体的に地元の人とお話し合いをしながら決めていくことが重要です。また必要な音要素を把握し、それらをバランスよく拾えるようにマイクを仕込む必要があります。きちんとマイクを仕込まないと、例えばお囃子などを撮影する場合、耳で聞いていればバランスよく聞こえるのですが、機械で収録するとまた聞こえ方が違います。笛の音が全く聞こえなくて、鉦の音がすごく大きくて割れていて、

お囃子として成立していないという状況があったりします。そうならないためには、事前にどのような音要素があるのかを知っておいて、別々にマイクを立てて、小さい音をきちんと拾って大きい音を絞るというような作業が必要になってきます。それに加えて、必要な道具の用意、それに衣装や作業服の着付け、特殊な練習方法、後はどういう気持ちをもって伝えているのかという心意伝承についても調べる必要があります。それらを映像に反映することによって、どんなことを意識して練習していけば良いのかということが伝わっていくのではないかと思います。広報・普及用では、無形民俗文化財そのものについての他に、地誌とか歴史的背景、他の地域の民俗との関わりなども含めて調べる必要が出てきます。やはり民俗文化財は地域に根ざしているのもので、その土地自体のことも含めた情報も盛り込まなければなりません。短い時間に平易に説明するためには、どんなナレーションが必要か、そのナレーションと対応するカットはどんなカットなのか、ということを考えていく必要があります。的確に必要な要素をカメラに収めるということが必要になってきます。またどんな気持ちで伝承しているのかというのは、インタビューとして入れるのもおもしろいし、実は一番幅広い情報が必要となります。

次に事前調査工程というところに入っていきます。これらの情報を得るための調査は、民俗学的な調査とロケーションハンティング、通称ロケハンという、映像を作るための下見、両方のノウハウが必要となります。民俗文化財の意味とか伝承の仕方を十分に把握して、その上で撮影対象を決定する。これが民俗学的な調査になります。それから、決定した撮影対象に対してスタッフの技能とか機材の特性、技術的制約、費用を考慮しながらどんな撮影方法、スタッフ編成で望んだら良いのかを決定します。これがロケハンのノウハウになります。では具体的な準備と事前調査の工程を見ていきましょう。最初に、受注してから製作委員会、レジュメでは検討委員会となっておりますが、これは大島先生のおっしゃった製作委員会のことです。他にも実行委員会など、事業によって呼び方が違います。その委員会による業者に対する企画説明があります。2番目、受注者による文献調査。3番目、監修者との打ち合わせ、これまでの工程を経て、撮影計画のたたき台を作成します。4番目に製作委員会との第一回目の打ち合わせ。5番目に受注者の地元への挨拶、協力依頼。6番目に現地調査。ここまでが民俗学的な要素が必要な調査になります。これまでの工程を経て撮影計画・構成案を作成します。ここで必要となるのは、民俗学的な調査結果を映像的な手法に翻訳するという作業です。これについては後で述べたいと思います。7番目、製作委員会との第二回目打ち合わせになります。8番目にスタッフミーティング。9番目にロケーションハンティングになります。この後に撮影となります。

これらについて具体的に説明していきたいと思います。1番目、製作委員会による企画説明。受注の後、製作委員会から事業の意図や希望を受注者に対して説明する場を持ちます。ここから事業が具体的に始まっていきます。できれば製作委員会で把握している資料や文献があれば、受注者の方にご呈示いただければよいと思います。そうすれば受注者は、文献調査で別の資料を当たればよくなるので、より多くの情報が得られます。2番目、文献調査。集めるのは県誌、市町村誌、研究書、報告書、論文、写真集、新聞記事、地図等々です。ただし出版物が発行されたときから伝承の状況が変化している場合も多いので、やはり文献調査だけでは不十分で、必ず確認のための現地調査が必要となります。どのようなところで文献を調査しているのかというのをレジュメに載せてあります。もちろん一つの事業に対して全部の場所に調査に行くというのではなく、目的、対象に応じて資料のあり場所も

変わってくるので、その時々を使う場所も変わってきます。文献を探す一例をやってみてみたいと思います。例えば、国立歴史民俗博物館に日本民俗学文献目録というものがあります。これは論文のデータベースになります。この民俗史というところに、船大工と入れて検索してみますと、瀬戸内の漁船廻船と船大工調査報告書というのが出てきます。これは各大学の所蔵している論文・資料集をデータベース化しているものですが、ここで検索していくと出てきます。この資料をどこの大学が所蔵しているのかわかるようになっていきます。この中で見ていきますと、今東京にいますので岡山大学や四国には行けない、一番近そうなのが歴博だとなります。これで住所や連絡先等が調べられますので、この資料が欲しい場合は、歴博の図書館へ行って資料をコピーする。こういうような工程を踏んで調査をしております。もちろん、映像記録作成事業より先に調査事業があることが望まれます。調査事業によって詳細な報告書が作られていれば、それを参考にしながら映像記録作成事業を進めることができ、映像の完成度をより高めることができるわけです。次に、監修者との打ち合わせに入りたいと思います。監修者から研究上の視点から撮影すべきものを指摘していただきます。受注者が民俗学の知識を持たない場合、監修の先生に教えていただくことが重要になってきます。必要なものを取り逃さないためには、まず撮影の前によく打ち合わせておくことが大切なのですが、その上で当日全体を見渡しながら、更に気が付いたことをおっしゃっていただくと、よりよい記録になると思います。ここで、撮影計画のたたき台として撮影スケジュール表や撮影項目を作ります。これらは現地調査や打ち合わせのたたき台として使用します。4、製作委員会との打ち合わせ第一回目。これら作成したたたき台をまず製作委員会にかけて諮ります。そこでそれぞれの意見を聞かせていただきます。次に、挨拶・協力依頼。大筋での合意が取れたら、それを持って伝承団体、つまり保存会や氏子会などのメンバーに撮影への協力を依頼しに行きます。そこで撮影計画を説明して、それをもとに意見交換をしていきます。ここで、伝承者がどのような映像記録を求めているのかということをお話しながら計画の中に取り入れていくのも大切です。この前に、発注者が挨拶・協力依頼を行うというのがあります。ご挨拶のときに、地元の方が初めて記録事業をやるのだということを知ったという仕事も偶にあります。伝承者の方も突然映像業者に押しかけられて何がなんだかわからない。それでは話が進まないの、発注者が伝承組織に対して事前に事業の趣旨を説明して事業の了解を取っておくということが、円滑に進めていく上で大切だと感じています。6、現地調査。大きく分けて聞き取り調査と事前見学、当日見学というのがあります。文献調査を踏まえて聞き取り調査を行い、現在の伝承状況や過去との違い、関連する民俗事象など、いろいろなことを聞いておきます。先行研究が十分でない場合には、ここで必要な情報を得なければなりません。次に事前見学、特に民俗芸能の場合は練習見学になります。それによって動作とか使用空間、音など、いろいろな情報を得ていきます。また、上級者や年長者から後継者への指導の仕方で留意している点、伝承者がどこに気を付けて技術や芸能を習得しているかということも知ることができます。複数年度の場合は、初年度に練習調査や聞き取り調査等を行った上で本番を見学することができます。祭礼などの場合は、年に一度しか行われないので、前年度に本番を見られるということは大変重要になります。ここまでの調査を経た後に、撮影計画と構成案を出します。ここに含まれるのは撮影スケジュール表・動線・機材配置表・撮影項目表・スタッフリスト等々です。また、これをもとに製作委員会で打ち合わせを行います。委員会で撮影計画と構成案をチェックし、最終的な調整と確認を行

います。そこで決定したことをもとにスタッフミーティングを行います。ここからは受注者側の内部作業となります。ここで初めて取材スタッフが入ってきます。阿部さんのセッションで詳しいお話があると思うのですが、カメラマンとか音声さん、そういう技術を持ったスタッフが入ってきます。取材スタッフに、民俗文化財記録の事業意図、これは記録用とかこれは伝承用ですとか、記録的手法によって撮って下さい、番組とは手法が違います、ということをお話します。この記録的手法については中藪セッションで話があると思います。その上で、これまでの調査結果で得られた知識の共有化を図ります。文献・映像・写真などの資料の中から、撮影計画に沿った資料をスタッフに提供して、具体的な撮影プランの打ち合わせをします。次にロケーションハンティング。撮影場所と撮影対象を確認します。どのような方法が良いかを、技術的な制約を考慮しながら具体的に検討して行きます。今まで十分に調査をしても、民俗学的な調査とロケハンとは視点が変わります。新たな質問事項が出てきます。練習や作業日など、伝承者さんの集まりがある日などに合わせると、取材スタッフの知りたい情報についてもお答えいただけるので良いかなと思います。

次に調査項目の例について見ていきたいと思います。民俗学的な調査とロケハンとはどう視点が変わるかを見ていきたいと思います。もちろん調査項目は、事業の目的によっても対象となる民俗文化財によっても変わってきますので、あくまで一例ですが、それぞれの着眼点の違いを見ていただけたらと思います。まずは、民俗学的な調査ですが、歴史、伝説、過去の実施状況、伝承組織、後継者への指導の仕方、芸談や口伝、伝承地域の地誌、他地域の民俗芸能等々、民俗学的な調査項目が挙げられます。ロケーションハンティングの場合はそれとは違って、撮影場所とカメラ位置、音の要素、明るさ・光源とか、機械的に映像として収録するにはどういうことが必要かを中心に調べていきます。例えば野外で収録するときには、昼か夜かで必要な照明の量が全く違います。人の目では夕暮れ時でも見えたりするのですが、カメラに必要な光量がないと全く写らない。夜だと機材費もかかりますし、人件費もかかります。民俗的な調査の場合は、時間帯は夜であることを書けば良いだけですが、ロケハンとしては撮影するとどうかということも重要で、それを中心的に見ていきます。共通項目として、神前とか秘儀が行われている場所とか、プライベートな場所、立ち入り禁止のところ、ここは撮影して欲しくないというところがあれば、それは考慮すべきであるので調べます。古文書などの資料類も、民俗学的にももちろん重要ですが、撮影においても、例えば普及編で生かすとか、映像としても収録して記録編に入れるとかいう方法が使えますので、両方について有効な項目となっています。

次に民俗学的な調査のための専門スタッフ、リサーチャーの重要性。民俗文化財の映像記録においては、その調査課程において民俗学的な素養が要求されます。ですから、制作スタッフの中に調査専門のスタッフ、リサーチャーがいると、より良い記録作りにつながっていきます。ただしそれには発注者の予算措置が不可欠となります。リサーチャーは理想的には、映像と民俗に対する両方の知識が求められます。しかし、映像はそれぞれのエキスパートによる分業によって成り立っている。カメラマンは画作りの専門とか、音声さんは音をどうすれば良いかという専門家、という分業と考えますと、映像のプロはたくさんいますので、まずは民俗学的な素養が第一となります。同じ民俗学的視点を持っていても、監修者とは違って、映像制作に反映させるための民俗学的な調査を中心に行って、その結果を現場に反映する役割を担当します。監督やプロデューサーが最終的には方針を決定していくので

すが、リサーチャーは、監督やプロデューサーに集約的に情報を集めるということ第一に考えます。常にスタッフと行動を共にして、意見を交換しながら撮影を進めていきます。現場でとっさの時は、技術スタッフさんに、これを撮影して下さいと言うこともあります。ただ、受注者に民俗学的素養がない場合には役割が重要ですが、ではリサーチャーがいればスタッフは何も知らなくても良いのかというと、そんなことはなくて、他のスタッフにも民俗学的な知識があると、例えば監督さんからリサーチャーの方にオーダーがあって、もっと伝承組織について調べて下さいとか、前日の準備に入る前に重要な儀礼をやっている話を聞いたのだけれどそれに関する資料はないの、というオーダーが来たりして、また更に話がふくらんだりするわけです。民俗学専門の大学院生とか修了者に、リサーチャーとして協力してもらう方法も検討できると思います。映像記録の事業においては、今まで監督の役割が多くて、監修者の話を聞かなければいけない、伝承者の話を聞かなければいけない、プロデューサーの話も聞かなくてはいけない、さらに資料があつたりすると、図書館に調べに行ったり、博物館に貸し出し交渉したり、所有者に当たったりを全部やらなくてはいけなかったのですが、リサーチャーがこれら上の方の情報を集約して監督さんに伝えることによって、監督は構成の部分に集中できるようになります。具体的な仕事は、文献の収集と読み込み、伝承者、監修者との民俗学的な知識に基づいた打ち合わせ、監督・プロデューサー・技術スタッフへの資料出し、助言、意見交換などです。

最後になりますが、よりよい記録を作るためにということで、製作委員会の活用ということを提案して終わりたいと思います。映像記録作成事業においては、発注者と伝承者・監修者・受注者間で相互の意思疎通がスムーズになされることが、より良い記録を作るために重要です。そのために発注者と伝承者・監修者で製作委員会を組織して、必要に応じて会議を開き、受注者との意見交換の場として活用していくことが必要なのではないかと思います。発注者側が監修者と伝承者にアクセスをして製作委員会を作り、その中で情報交換をすることによって、受注者はこの製作委員会とやりとりをすれば良いわけです。またこの製作委員会で決まったことについて、伝承者の代表がその組織の中の伝承者に意思疎通を図ることによって、受注者と伝承者との直接のやりとりでも非常に良い関係が築けるのではないかと思います。以上で発表を終わらせていただきます。

報告 3

「映像記録の制作実務に関する諸問題—取材・制作スタッフと機材—」

東北文化財映像研究所 阿部武司

私は三年前にもここで発表させていただいたのですが、そのときは映像記録の実際を通じての話でした。三年間小協議会に加わって、映像記録のあり方を議論してきて今日に至りました。私が受け持ったのは実際の制作に当たるスタッフ、それから機材ということで、少々マニアックなところがありますが、非常に重要な部分なので述べさせていただきます。

前に大島さんと大日野さんの発表がありまして、映像記録の意義と手順などはかなり述べられましたので、ここではスタッフの重要性を述べさせていただきます。実際の映像記録の現場や、今までの成果物を見ていきますと、これはいかなるものかというものもたくさんあったと思うのです。そういう点で、失敗をしないためにも、どういう制作体制を取ったら良いのかをお話したいと思います。

まず記録の現場というものが最も重要であるということは言わずとわかることだと思うのですが、そこでの心構えというものが成功・不成功につながります。大島さんが言ったように、企画・調査に基づきシノプシスを作って現場に臨むわけですが、この段階ではすでに目的が明快になっているはずですので、その目的に添った取材をするということになると思います。さまざまな複合的な目的を持たされることはあると思います。そういう場合に対処するのはなかなか難しいということで、実際の映像記録を担うのはカメラマンですが、演出や他のスタッフを含めた段取りが重要です。祭礼・行事では想定以外のことが頻繁に起こるわけです。それをどう記録するかは、現場にいる人たちの資質や経験、そういうものが非常に重要になってくると思います。そういう場合に臨機応変な対応が現場では必要になってくる。シナリオ通りに行けば良いのですが、その通りに行かないときにどう対処したら良いかわからないということが現場で多々見られるのです。臨機応変に対応できる心構えが必要だと思います。

次に、正確な記録の決め手は優秀なスタッフが必要であるということで、企画全体の意図を共有した、十人いれば十人が共有化して一つの意志の集団で行動することが望ましいと思います。記録の現場というのは偶然性に満ちたことが起り得る、そういう可能性が多いので、即応するカメラワークのできる人材が必要です。また民俗技術などでは再現性が大事になると思うのです。そういう意味では、単に雰囲気だけを取るのではなくて、きちんと再現の可能性のあるようなカメラワークが必要である。こうしたスタッフ・機材というものを選ぶのが予算全体のかなり大きな部分で、作成の鍵になるでしょう。このことを十分念頭に置いて次に進みたいと思います。

ではスタッフはどのような者がいるのか。スタッフには二種類ありまして制作スタッフと技術系のスタッフです。まず制作スタッフ、あるいは演出系スタッフですが、企画・目的に沿った記録撮影方針を具体化する部門です。まずプロデューサー部門があります。制作者とか制作と言っておりますが、簡単に言うと制作サイドの総責任者で、予算を執行したり他のスタッフを選定したり、大まかな総務的なことをやる立場です。それからシナリオライターです。あらすじを書いたり構成をしたりします。次にディレクター、監督とか演出と言っておりますが、現場を中心に演出を行って、その結果収録されたものを編集していく役割です。編集ディレクターというのも中にはいますが、民俗芸能などの民俗文化財に関しては、両方兼ねてやる場合が多いだろうと思います。またアシスタントディレクターがおりまして、映画ですと助監督とか演出補という言い方をしておりますが、ディレクターの補佐をします。ある意味では何でもやります。使い走りまでやる人もいるかもわかりません。アシスタントディレクターの一番大事なところは、ディレクターの意志を現場に伝えていくという役目です。単に演出家のお手伝いをするのではなく、演

出家の意図を現場に伝えていくという大事な役割だと思います。スタッフ間の調整を図るという点でも重要な役割を持っていますし、こういう方たちが次のディレクターに育っていくという点では、民俗芸能や民俗技術の記録作成について、アシスタントディレクターとして現場と一緒に経験していくということが大事だと思います。先ほど大日野さんがおっしゃったりサーチャー、ここでは民俗調査員と書いてありますが、記録の円滑な進行のための調査をすることと、現場に入ったときは現場全体の調整をするという役割があると思います。

次に技術系の取材スタッフです。カメラマンとカメラアシスタント。ここでもアシスタントがおりますが、これは状況によっては非常に大事な役割を果たすと思います。特に民俗文化財の記録においては、移動とか突発的な出来事とか、カメラマンだけでは対応できないときに、周辺の補佐をするという大事な役割があります。フィルムの場合は、撮影がきちんといくように、カメラそのものをきれいにしたりフィルムを装填したり、ズーミングとかピントを合わせる役割もあつたりします。単にアシスタントと言いますが、一人二人ではない場合もあります。次にオーディオマンですが、音声技師です。音を現場で調整します。フィールドでやる技師もいますしスタジオでやる技師もいます。いろいろありますが、民俗文化財の取材の現場では、フィールドでやるオーディオマンになるでしょう。マイクを直接持ってミキサーを一人で操作する場合もありますし、マイクをブームで持ってミキサーだけをやる、色々な場合がありますが、録音に携わる技師です。次にビデオエンジニア、映像技師というのですが、今ほとんどのカメラが CCD という固体撮像素子になっておりますので調整が簡単にはなっておりますが、複数のカメラを使うときに色合わせなどをやります。ビデオデッキを繋いで収録する場合はデッキの操作・管理など、いろいろビデオに関する操作技師です。あと、スイッチャーマンと言いますが、複数のカメラを使った場合にスイッチングする役割です。場合によってはディレクターがやったり、ビデオエンジニアがやったりという場合があります。

最初に言ったように、良い記録を作るためには、良いスタッフを選ばなくてはならないというのが大前提だと思うのです。スタッフ選定に望ましいことを幾つか挙げておきました。ディレクターは民俗文化財である民俗芸能・風俗慣習・民俗技術の映像記録に一定水準の経験を有することが望ましく、そのほかに、スタッフとの意識の共有化を図れる資質が必要だと思います。一定の経験ということですが、私の住んでいる東北では、私自身もやっているのですが、いろいろお祭りがありまして、それをテレビの番組にするということもあります。でもこれは一定水準の経験にはあまり入らないのではないかなと思います。民俗芸能を撮っていれば何でも経験だということではなくて、記録としてやっているかどうかが大したことだと思います。記録の現場は一、二回ではわかるようなものではないので、ある程度の経験、失敗を繰り返しながらきちとした経験を積んでないと記録にはなり得ません。

意識の共有化ですが、特にディレクターなどの演出側が、スタッフとの信頼関係を作る上で、知識もそうですし人間的な資質が重要になってくる。記録する対象に対しての思い入れも大事なことになります。先ほど大島さんの方から国立歴史民俗博物館の映像記録についてありましたが、そこでも入札においての選定基準になっている。経験がどれだけあるのか、全国的に見てもなかなか経験している人が少ないので難しいとは思いますが、実績などを入札の基準に入れることによって、かなりの保証がされるのではないかと。ディレクターはそういう点での資質ということが大事だと思います。あと、ディレク

ターの判断にもよりますが、芸態記録や祭礼などで、再現や復活ということがよく伴うのです。映像記録をやっていると、記録されている側は、これを機に自分たちの芸を磨こうとか、かつて5年前までやっていたけど今やっていないものをこの際復活しようとか、色々な要求が出てくるのです。そういうことは、予め打ち合わせの中で出てこなかったこともあるのです。打ち合わせと言っても色々な段階がありますから、徹底してそこまでできるとは限らないので、そういう伝承者たちの思いつきで、やろうよという話が出てくるのがしばしばあります。こういうときにも、演出家としての心構えが大事だと思いますし、判断、見極めることが大事になってきます。やらせにならないよう、それが必要かどうかを相談してきちんと判断して記録していくことが大事になってきます。祭礼とか儀礼で、本来こちらを向いてやっていないのにこちらを向かせて撮影したとか、あるまじき演出方法が現場でしばしばあるのです。それが正当な記録になってしまうと大変なことですので留意すべきことだと思います。やっていることを記録するだけではなく、現場で話を聞けるだけの余裕も欲しい。またカメラマン、経験の豊富なカメラマンがなかなかいないのが現実です。記録映像においては顔や足のアップの画面、よく足下からパンするといった画を作るカメラマンが多いのです。妙にローアングルにしてみたりハイアングルにしてみたりして、映像に変化をつける。そういうものは記録に適さない場合が多いのです。そういうことをしないというのが大前提です。一方、普及・啓発用の場合には、何か感動させるものもないといけないうことで、非常に矛盾が多いのです。大方担当しているカメラマンは、テレビの仕事を日常的に中心にしている人たちなので、良い画を撮りたい、良く見せたいというカメラマン根性があります。記録映像となるとそれが不都合な形で出てくるのが往々にしてあります。こういうことは気を付けなければいけないと思います。そういう意味では、記録作成の経験を選定基準の中に入れておくことが望ましいと思います。三つ目には、民俗に精通した調査員がいることによって、そういうことを補うこともできるのではないかと。そういうことで、スタッフ選定というのは重要でありますので、発注者側にとっても念頭に置いて欲しいものだなと思います。

スタッフ編成ですが、簡単には基本的制作スタッフとしてプロデューサー、ディレクター、アシスタントディレクター、リサーチャーがおります。技術スタッフは、カメラ一台についてカメラマン、アシスタント、オーディオマン、ライトマンがいることが理想です。カメラの台数や移動の頻度などで多少変わりますが、カメラ編成などで技術スタッフに関しては総人員も決まってくるので、その点を予算の算出には十分考慮して欲しいと思います。

次に技術的な側面として、まずビデオとフィルムの場合についてレジュメに挙げてありますが、基本的に特性が違うということだけ知っておいていただければ十分だと思います。使い分けですが、記録の内容、これからのことを考えてフィルムが良いのかビデオが良いのかを考えていただきたいなと思います。必ずしもどちらが良いということは、技術的に解決される部分もありますので、一概には言えません。技術的な問題を考えながら、フィルムでいくのかビデオでいくのか考えて欲しい。これについては今後の技術革新の中でさまざまな進展が考えられますので、検討の余地があると思います。

必要な機材に入ります。記録の目的で選定基準が異なってくると思いますので、将来を考慮して選定して欲しいということですが。現在のビデオの記録フォーマットの主なものを表にしてレジュメに載せてあります。まずスタンダードと HD、つまりハイビジョンがあります。スタンダードというのは普通に見てい

るテレビ、4:3 の画角で、フォーマットは表の通りたくさんあります。ただ、現実にはほとんどデジタル方式になっております。ハイビジョンの方も普及されつつありますし、来年からは一般地上波で放送される予定です。スタンダードの倍の走査線がありましてきれいに見える。そういう意味では良い方式なのですが、まだまだ現実には機材等の普及が図られていません。将来に当たっては、何が良いのかということは検討していかななくてはならない課題になっております。地上波放送が始まれば、HD が主流になるということは確実なのですけれど、現在の機材のストックなどの条件下で SD(スタンダード)の収録でも仕方がないかなということはあると思います。今のカメラですとスイッチャブルになっておりますから、16:9 で撮っておくとどちからでも対応できる可能性はあります。

実際に必要な機材ですが、まず当然ビデオカメラです。放送業務用と業務用があります。いろいろ考えると放送業務用を使用するのが望ましいだろうと思います。色々なフォーマットの記録が存在しておりまして、一般にはわけがわからないものです。レジュメの方に表を載せていますが、色々な種類があって、われわれ協議会で話した結果、コストパフォーマンス・記録性・保存性、いろいろ考えると DVCAM とか DVCPRO 50 が良いのではないかと、現段階では話し合っています。実際に必要な機材を挙げておきます。これが DVCPRO 50 というカメラで、どれも似たような形状で中味が違うだけです。下の段にあるのが市場に出始めた HDV という、皆さんが撮る小さなカメラが業務用に発展したものです。これはハイビジョンと同じ走査線がありますが、信号処理とか何かで非常に複雑なので、まだまだ発展途上で、これを記録に使うと、別のフォーマットに書き出そうとすると大変なことになりますので、まだこれからだと思います。撮っておくにはかまいませんが、これで編集したりすると膨大なロスが生まれる可能性があります。将来的には、この辺は発展途上で、これから編集環境も整ってくると思いますので可能性はあると思いますが、音声ですが、我々がフィールドでやる場合は、このようなポータブルミキサーを持って、ワイヤレスマイクを持って、風が吹いても大丈夫なようにフード付きのガンマイクを持って撮っています。特に音を重視する場合に、テープですと1時間や30分しか連続で入らないという場合に、DAT のレコーダーとか、今はデジタル記録(MD/MP3)の良いものがありますので、それをサブ的に回しておくという手もあります。照明機材ですが、釣り天井から吊すような大型照明とか、我々が3点キットと呼ぶ簡易照明などがあります。一燈300ワットから500ワットくらいのを三つということです。最近ではカメラの性能が良くなったのでバッテリーライトだけで十分なこともあります。長時間は持たないので必要に応じて据え置きでやるということになります。特殊機材ですが、あまり使うことはないかもしれませんが、イントレというのを使う可能性があります。祭りの場などで高い位置からしか見えないうきに、撮影のために組む足場です。場合によってはクレーンを使いますが、これが良いかどうかはわかりません。ステディカムは、身体にくっつけながら特殊機材を付けて安定した映像が撮れるというもので、映画的手法で使われるものですが、こういうものも有効に使えば移動しながらも安定した画が撮れます。ただ、オペレーターが少ないのが問題です。

編集機材にいりますが、まずリニア編集と言って、今まで通りの編集です。長尺もののフィルムやテープの素材をつないでいく。あとノンリニアと言って、素材をコンピュータに取り込んで編集するもので、最近ではホームユースから1,000万円クラスのものも各種出て競い合っている状態です。

次に制作の流れを私が話した部分を中心に考えてみます。長時間の記録になるのでプレビューと

ということが大変なのです。現場で演出家がカメラの側にいない場合が結構あるので、そういう場合レビューということが大事になります。カメラマンが何を撮ったのかをきちんとシートに書いて演出家に渡すという作業もあります。この辺を怠ると、何を撮ったのかわからないということがありますので、必ず、何時何分に何を撮ったのかということを書くようなことを大事にして欲しいと思います。それに基づいて構成表が作られますし、ある程度できましたら保存会等へ映像の確認などをして納品ということになります。この後に関しては、中藪さんから詳しい説明があると思います。

まとめとしては、発注者はスタッフ選定にも注意を払って欲しいし、深く関わってほしいと思います。深く関わるというのは、発注者が受注者に予定している制作会社にどの程度の資質の人材がいるかということまで注意を払ってれば、その段階である程度記録事業の成功に道筋が開けるのだと思います。スタッフ選定は、受注者任せにしないでほしいと思うのです。そういう点では、スタッフの指名の選定基準の中に経験や実績も入れていただければいいかなと思います。スタッフは、収録対象者との一体感が大事なのです。現場での一体感が持てるようなスタッフ構成が必要なのではないかと、私は経験上思います。そういう信頼関係があってこそ伝承者もやろうかなという気になってくれますし、発展の可能性がある。復活するとか、もっと力を入れてやろうよという意欲につながっていくのではないかと思います。端的に言えば、現場での信頼関係が構築できなければ事業は成功しないと言っても過言ではない。民俗文化財の記録専門スタッフは全国的に見ても少ないのが実情です。地域にとっては、テレビのカメラマンを起用しなければならないのが実際の問題です。そういう中の悩みは、ここにおられる方は重々わかっていると思います。だからこそ、演出スタッフの選び方が大事なのです。カメラマンを指導できるくらいの演出スタッフを選ばなければいけないと思います。先ほど大島さんも、製作委員会の中に映像に関するアドバイザー的な人がいれば良いのだ、とおっしゃっていましたが、現状の事業の中では、映像に直接携わる人はそうはできないわけです。そうすると、民俗文化財の映像記録に詳しい人が何らかの形で記録前に携われる環境があると、本格的に映像記録をするときには、そういう人のアドバイスもあって現場の演出もうまくいくのだらうと思います。強いて言うならば、民俗文化財映像記録アドバイザーというものがいると良いのではないかと思います。スタッフというのは非常に重要なポイントを握るので、発注者側もその辺を念頭に置いて考えていただきたいなと思います。

司会 かなり技術的な用語なども出てきたようですが、今この点を確認しておきたい、というご質問があれば、お手を挙げて下さい。

浜島 司(愛知県) 今日の話の中には記録媒体で、ディスクはあまり取り上げていなかったようですが、これもフォーマットが固まっていないのでここで話されるのはどうかという点もあるかもしれませんが、放送局でやっている長時間のものは高いようですが、これではなくて、ポータブルのハードディスクを使うことについてどんな注意が必要かお話しいただければと思います。

阿部 最近、記録媒体もさまざま多様になっておりまして、ハードディスク対応ということが言われております。まだカメラはまだ出ていないようです。メーカーとしては池上さんがそういう志向で始めているよ

うますが、まだ本格的にはなっておりません。それは便利ではありますが、まだ危険性も伴っているという点で普及が難しい。将来的にはそのようなメモリーとかハードディスクに記録していく可能性があります。テープがまだ全盛ですが、デジタルの記録ではハードディスクとかさまざまな記録媒体が出てくる可能性がありますし、それはメーカーさんの技術開発に伴うものなので、われわれは二次的に利用していくということで、今われわれが望む形では何も出てこないのです。取りあえずデジタルで記録しておけば、後々にそれを何らかの形でフォーマット変換はできる。だから、入り口はしっかりとしたフォーマットで撮っておくということが今大事なのです。技術的にはどんどん優れていきますので、可能性はあると思います。この辺が難しいところなので、そういうレポートも東京文化財研究所の方で随時出して行けば良いのではないかなと思います。

浜島 機器の信頼性・確実性・耐久性等については、ポータブルのハードディスクはかなり危険があるということでしょうか。

阿部 例えば、カメラの中に差し込んで使うというのは、メーカーさんで言うと池上さんが出しています。それは、実証を経てやってきましたからある程度信頼性はあると思うのですが、未知数なのです。これが5年とか使って、経験上で失敗や何かがあって対策がうたわれてくれれば何とかなるのではと思います。何でも初めはそうですが実験ですから、後々良くなる可能性、それが使いたいというふうになる可能性はあります。先ほどノンリニアが出てきましたが、ハードディスクに取りこんで編集するのです。ハードディスクに10時間撮ったものを入れるに10時間かかるのです。初めからハードディスクに取りこまれたものなら、10時間という手間がなくなるのです、時間短縮になる。報道の現場とかテレビはそれを望んでいるのです。民俗芸能が望んでいるかどうかは別として、そういう可能性はあると思います。まだ事例が少ないということはありません。

浜島 私どもは、体力的に重いカメラは担げなくなって、軽い民生カメラということになりますと、記録時間は1時間というものは、お祭りとか民俗芸能の現場では、ちょっと短すぎる。そういうときにポータブルのハードディスクは6時間のものが出ているみたいですが、そういうものでかなり安全に使えれば、一番大事な瞬間にテープの交換という危険はかなり避けられるのかなという気もありまして、そういう機械の現状を教えていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

司会 三年前にこの協議会をやったときの機器の状況と今とでは、かなり変わってきています。これがまた二年後三年後の状況は読めないところがあります。私どもの方でもそういうものに目を配って情報発信をして、皆さんにお届けできればと思っております。

報告 4

「撮影・編集に際して心がけること」

株式会社ポルケ プロデューサー 中藪規正

私は、演出もしますが、主にプロデューサーとして映像記録の事業に携わっております。中心的に関わっているのが無形文化財の映像記録の仕事です。その中で今回の小協議会に参加して、多くのものを得ることができました。他の制作者の皆さんとの話し合いでまとめてきたものを代表してお話していきたいと思います。

これからお話しするのは、今回の大前提になるようなことですが、基本的な心構え、撮影現場でのふるまい、撮影・編集の手法、編集から納品までの工程の部分、これは発注者の方に見え難い部分かと思っておりますので、かいつまんでその流れをご紹介したいと思います。これからお話しする内容は、小協議会の方で8回にわたって、主に映像の制作者で話し合ってきたことで、レジュメの1ページ目にまとめてあります。最初にお断りしておいた方がよいと思いますが、映像の制作というのは創造性を持った仕事ですので、個人個人の資質、表現というものがあります。あまり限定するのはいかなものかということもあまして、この1ページ目は、小協議会の中で合意をした内容と言いますか、最低限のところを共通理解として作ったものです。細部に入っていきますと、それぞれの考え方がありますので、誰が良い、誰が悪いということではなくて、それぞれの演出家やプロデューサーの考え方によりますので、細かいところが抜けておりますが、あえて記しておりません。ご覧になって、肝心のところがぼやけているのではないかという方があるかも知れませんが、そこは基本線を記したということでご理解いただきたいと思っております。

初めに、映像記録の撮影手法や作品の構成内容は、記録の目的や記録対象の性格によってさまざまだということをご認識ください。先ほど大島さんから三つの大きな分類のお話がありましたが、その分類によっても違いますし、撮影するものによっても違います。その中で行政行為として、国の事業、都道府県の事業として行う場合に、客観性・公共性というものが必要になってくる。その中で、どうやって客観性・公共性を維持するかということで、おのずから望ましい撮り方・構成というものが明らかになってくるのではないかと。それぞれの演出家の創造性というものもありますが、それ以前に、映像記録事業という行政のプロジェクトとしての客観性・公共性というものが必要ではないかと考えます。これからお話しすることは、撮影・編集の手法を限定するものではありませんが、民俗文化財の記録作成に経験の有する関係者間で了解された事項をまとめたものです。レジュメに沿ってお話ししていきます。

まず、基本的な心構えとして、対象となる行事や芸能、現地の人々に対して尊敬の念を持つこと。これは、当たり前なのですがなかなかできない撮影隊がある。文化財の記録として自治体の方と一緒に現場に入っていると、とくに単発的な取材班やアマチュアカメラマンの中には、いかなものかという行為が見られる場合があります。伝承の現場にふさわしくないことを避けることと、地元の方々との関係が良くなるのはもちろんですが、それまでわからなかったものが見えてくる。尊敬の念を持って接することによって、地元自治体でも把握していなかった文書だとか古い写真などがひょっこりと出てくる。それは地元の方との関係をうまく作ることによって可能になることだと思います。

撮影現場でのふるまいとして、まずカメラの設置位置、動く場所は事前に確認して、関係者の承諾を必ず得ておかなければなりません。勝手に動いて行事をじゃましたり、また、伝統技術の場合には火を使ったりすることもありますので、安全面も含めて、カメラの位置・動線は事前に確認する必要があります。

伝承者や事業主体である自治体と協力して、他の撮影隊や観客に対して記録作成事業への協力を要請する。これは記録作成をしておりますと、全部を丸ごと撮影するということが多くなってきます。一日中とか、中には24時間以上現場で撮影することがあります。そのような記録のときに優先されるのはどのチームかということがあります。地元の方や伝承者も納得して参加して下さって、自治体の方の参加もあつての記録作成です。行事の現場では、アマチュアのカメラマンも最近多くなりましたが、プロアマ問わず単発の取材というのがかなりあります。そのときにそういう方たちに対して、どういう風に対処するかということ、これは自治体の方が積極的に関与していただきたい部分だと思います。まず発注者が撮影での優先順位を認識していただきたいと思います。記録作成事業のカメラを優先することをお考えいただきたい。全記録のときに前を横切られたり、こちらが電源の容量を確認して使っているのに、勝手に照明の電源を取られVTRも全部とんでしまうということもあります。そういったときに、映像記録が大事だと高圧的にでるのではなく、伝承者の方から、始まる前に、今回の記録作成というものは伝承者も参加して一緒にやっているので協力して欲しいと、一般のお客さまやカメラを持った方にご案内いただくとスムーズに進むかなと思います。

民俗行事や芸能の場合には、公開の制限がある場合があります。私としては撮ってはいけないと言われたことは、無理強いをしないでやって参りました。その反面、カメラが入ることによって、一子相伝で誰にも見せていないのだけれど写してほしいと頼まれるということもあります。そのときに非常に悩むのですが、それは伝承者とのご相談の中で撮影します。こちらも欲がありますので、見せて下さるものは全部撮影する方針ではあるのですが、その撮影したものを表に出すかということは、終わってからのご相談になります。

次に撮影の手法として、主たる撮影対象を定め、できるだけその全体が画面内に収まるようにする。これは芸能の記録の場合には、つま先から手の指の先まで、全身が入るのが前提になります。先ほどからカメラマンの資質ということが言われていますが、撮影されたものが記録として残った場合に、後でどういう使い方をされるかを考え、できるだけ広範囲な使い方ができるような形で記録する。カメラマンの意志、ディレクターの意志でクローズアップをしないということが大事です。カメラマンというのは、生理的にアップにしたがりです。人間の生理なのかも知れませんが、遠くに誰かいたら目を凝らします。それが女性だとしたら、ご年配なのか若い方なのか知りたいと思って近くに寄ります。きれいな方だと思ったらもっと近くに寄りたくなります。人間の生理もカメラマンの生理も同じですが、それはカメラマンの生理であって、記録の必要性とは相容れない部分です。撮影対象が全体の画面内に収まるようにするというのは大前提だと思います。

一連の行為・所作は、常に文節を意識して、最初から最後まで一連の流れとして記録する。これは丸ごと24時間撮影し続けるということではないのですが、基本的には最初から最後までノーカットで撮ることが前提になります。録画と画角というこの二つを考えたときに、画面内に収まるようにすると言った場合に、今までは4:3の中で考えていたのですが、これからは画面の比率について、16:9にするのか4:3にするのかということまで含めて、機材やテープの選択ということが必要になるのではないかと思います。【図版A】

必要に応じて複数のカメラで記録することは有効である。芸能や行事によっては一台のカメラで撮

影した方がわかりやすいということも時にはあります。複数のカメラによる撮影が万能ではありません。見えない部分がでた場合に、それがどんどん進行して、撮影のために止められない場合に、複数のカメラが必要になります。複数のカメラで、これは一つの例ですが、色々なアングルで見えているのが全て必要なのか、どれが必要なのか、作品の目的によって変わってきます。全て撮るのが良いことだとは限りません。発注者の方、伝承者の方、監修の先生方の打ち合わせの中で決まってきます。【図版 B】

照明も、人間の見た目よりもカメラの方が暗さに弱い。耳もそうですが、人間の目は見たいものを見ようとするので、実際よりも見えてしまいます。ですから撮影の時には明かりを足さなければいけないのですが、どうしても明かりを加えるときには、現場の雰囲気や損なうことのないように考えて行うようにしたいと思います。それも伝承者の方との相談の範囲内で撮影するべきですし、記録用と伝承用でも照明の方法は自ずと違ってくると思います。【図版 C】

映像に即した適切な音声を確実に収録できるように工夫する。動きが激しい場合など、音の撮り方に非常に苦労します。音を撮るために撮影する場合ですとか、割と定点的な撮影ができる場合は良いのですが、太鼓の廻りをぐるぐる回ったり、出入りがあったり、それぞれが唱え事をして楽器を持ったりというときにも、色々な工夫によって臨機応変にできる技術スタッフというものが要だと思えます。【図版 D】

次に編集の手法に入ります。撮影した映像をまとめていく工程ですが、細かなカットの連続や極端なアングルの変化は、全体的な理解を損なうおそれがあるので、安定した映像構成を心がける。これもノーカットで長く見せることが必ずしも良いということではないのですが、基本的に良いアングルのきちんとした画が撮れれば、安定した映像で長くしっかりと見せた方が、内容がわかるのではないかと思います。

現場の音や声は、それ自体が貴重な記録でもありますので、映像と合わせて生かすようにします。バックグラウンドミュージックや SE(サウンド・エフェクト＝音の効果)の使用には十分な配慮が必要です。これは普及編には音楽が付いたりナレーションが付いたりしますが、記録編の方でどういう扱いをするかということです。基本的には記録学術用の映像には、その文化財と関係のない BGM 等は必要ではないと思います。

理解を助けるためにナレーション、タイトル、イラストなどを使用する場合は十分な配慮が必要である。編集でナレーションを書いたり、タイトルを入れたり、テロップ・字幕を付けたり、イラストを作ったりする場合、伝承者の方と細かい打ち合わせをしないとイケません。用語の使い方一つにしても、一般的な用語の場合とその地域だけで使っている言い方の場合、どちらを採用するのも含めて、監修の先生と相談していかないとイケないと思います。先ほど事前調査のところ、リサーチャーの働きの紹介がありましたが、編集の最後の段階で、文字表記の問題、ナレーションをする場合の読み方の問題、イントネーションを含めてですが、そういったところでリサーチャーに大いに助けられるところがあると思います。

レジュメの 2 ページ目に入りますが、撮影以降の工程について、詳しくはレジュメをご覧くださいとして、ポイントだけお話しします。撮影においては、まず設営に思ったよりも時間がかかります。カメラの台数によりますが、3 時間以上かかる場合もあって、私の場合は 2 時間ぐらい準備の時間としていただ

くようにしています。それは行事の始まる2時間以上前にスタッフを現場に入れるようにするという事です。

試写。とくに伝承用の場合に必要なのですが、伝承者の意にかなった映像であるかを常にチェックしながら撮影を進めていくことが必要になります。

直会。これは最後にだいたい直会がありまして、誘っていただくのですが、スタッフもいやがっているのではないのですが、機材の返却や車で帰る時間等考えますと、直会を途中で失礼しなければならぬ場合があります。そういうときには発注者や行政の方々が間に入ってちょっとお口添えいただくと、撮影の撤収もスムーズに進むかなと思います。特殊な機材を借りていますと、一日分余分にチャージされたりすることもあるからです。直会は私も大好きですが残念ながら中座せざるを得ないこともあります。その辺はご理解いただければと思います。

撮影以降の工程で、いよいよ編集なのですが、大きく分けましてワークテープによるオフライン編集と、PC を利用したノンリニア編集があります。ノンリニアの編集、先ほど阿部さんの発表で機材が出ておりましたが、コンピュータの画面上で映像を見てつないでいく。つないだ画面が下の方に並んでいくという形です。エディット・シートというもの、これはオリジナルのテープのどの部分を使って完成版を作るかというデータなのですが、ノンリニア編集ではどんどん直接つないでいくのでエディット・シートは通常作りません。作れなくはないのですが、作るとなると膨大な手間がかかります。仕様書ですとか納品物リストの中にエディット・シートというのが一言ありますと、ノンリニア編集を選択できないということになります。最近はあまりそういうことはないのですが、何年か前まではエディット・シート提出のことという指定があつて苦労したことがあります。それを知っておいていただきたいなということがあります。音声の整理という工程は、MA というマルチオーディオのスタジオで整理するということが中心ですが、コンピュータの中でも音量を揃えることができます。

リニアでもノンリニアでも同じですが、オフライン試写を必ずしております。映像の要素的なものが全部揃ってきますので、こここのところで最終的な方向性というものが見えて参ります。ですから、オフライン試写を大事に考えていただければと思います。この工程の中の太枠で入れた部分、ここは必ず立ち会っていただきたい部分で、特に発注者の方に立ち会っていただきたい。オフライン試写のところで映像を決め、ナレーションの打ち合わせをしていきますので、ここはぜひ一緒にお考えいただきたい。後半になってきてマスターテープに入れ込みますと、これ以降は修正できないとお考えいただきたい。時々オフライン試写で OK をいただいてマスターテープにしまして、その後で変更ということがありますと、制作者側のかかなりの負担になります。マスターテープは変更できない、その前までに協議を重ねるということをお願いしたいと思っております。

完成から納品まで。これはマスターテープが完成した後の工程ですが、近年は DVD での納品が増えております。これを工程の面から考えてみます。VHS の場合は、マスターテープをコピーすれば終わりです。DVD の場合は、工程がかなり増えてきます。DVD の作製も DVD ビデオで丸ごと録画してしまうのはそれほど手間ではないのですが、資料的なものを入れてチャプターを作ったりということになりますと、フローチャートの一例を出しましたが、こういうものを作ったり、字幕のデータを作ったり、メニュー画面のデザインをしたり、そういった手間が入ってきます。【図版 E】 レーベル印刷という工程もあり

ます。CD はシールでも良いのですが、DVD の場合は印刷にしないと走行が安定しないので、印刷の手間等かかってきます。先ほど、マスターテープ以降は修正できないと言いましたが、DVD の時も中味が決まってエンコードという信号変換した後は、基本的には変更できないという風にお考えいただきたいと思います。逆に言えば、そこまでの時点で十分に議論を尽くすということが必要だと思います。以上撮影と編集に際して駆け足でお話しました。

いま最初に見ていただいた映像がモノクロで出ておりますが、記録事業の映像は色あせることなく後世に残っていくものだと思います。アーカイブについてはこの後俵木さんからお話があると思います。どうもありがとうございました。

【図版A】 撮影対象を適切な画角で収録する



従来からの4:3スタンダードサイズだけではなく、これからは撮影対象に応じて16:9のサイズも選択肢となる。フルスペックのハイビジョンはコスト的に難しいかもしれないが、スタンダードサイズの画質で16:9で収録・編集できるシステムの利用も考慮すべきだ。

【図版B】 撮影(複数のカメラで同時収録)の例



全体記録としての広い画角、部分的なアップ、普及啓発に用いるための映像等ではそれぞれ撮影方法が違う。カメラの台数増は確実に制作費の上昇を招く。編集方針や映像の活用方法まで考え、映像制作者との綿密な打ち合わせでカメラ数を決めるのがよいだろう。1台のカメラで撮影することが最良の選択となる場合もあるのだ。



【図版C】 照明の例



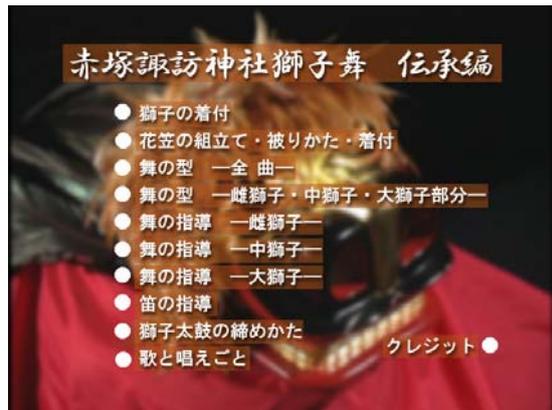
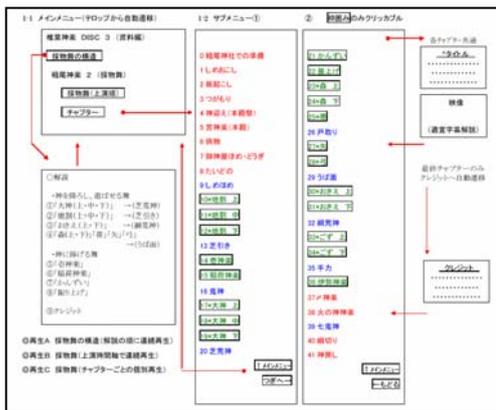
左は、撮影用の照明機材を用いずに撮影した例。右は、既設の照明(蛍光灯)の光量を利用して不足分を照明機材で補った例。撮影対象により照明の方法はさまざま。現地の電力容量の都合により発電機を持ち込むこともある。技術下見(ロケハン)が重要になってくる。

【図版D】 録音の例



左上のように、複数の音源があり、また移動するような場合には、マイクの設置位置に工夫が必要になる。右上はカメラから見えない鴨居上の空間に複数のマイクを設置して移動する音源を順次拾えるようにしている例。移動する人物にピンマイクを付けてワイヤレスで飛ばす場合もある。左下は、志向性のあるマイクをブーム(棹)で演者の頭上に突き出して唱えごとを収録している例。また右下の例のように動かない音源であっても音質や音量が違う場合には、それぞれにマイクを用意して、適切なレベルで収録することが必要になる。

【図版E】 DVDメニューの例



左はDVD制作の打ち合わせ用フローチャートの例。メニュー画面からのリンクと、画面の遷移がわかる。DVDの場合には映像を見せる順番も設定できるので、一連の素材を用いて複数の見せ方を用意することもできる。仕組みの複雑さは制作費に影響する。右はメニュー画面の例で、見たい部分を直接呼び出せるように、収録項目をリストアップしたもの。内容全体を通して見せるために[全編再生]ボタンを用意することもある。

報告 5

「映像記録のこれからの課題—有効な保存と活用に向けて—」

東京文化財研究所芸能部 俵木 悟

一つ気を付けていただきたいことがございまして、これまでの四つのセッションの発表については、基本的に発表者にお任せしておりますが、その内容については、全てこれまで8回開催しました小協議会の中で参加者の間で話し合っ、ある程度共通認識として得たというものを呈示させていただいております。それに対して、これからやります私の発表に関しまして、もちろんこれも重要なテーマであります、まだ議論がここまで追いついていないのです。ですから私の発表に関して言えば、あくまで私が作成したたたき台で、これから小協議会で協議していこうというものです。最初の趣旨説明で申しましたが、特に地方公共団体の担当者の方々に意見を伺う機会がそれほど頻繁に持てないということで、あえてこの段階で呈示させていただき、皆さまのご意見を伺って、その上で小協議会に図りたいと思っております。ですからこの発表に関して言えば、内容に関する責任は私にございます。

保存と活用に向けてということですが、初めに、言わずもがなのことですが、保存・管理というものの意識を高めて貰いたいということですが、映像記録作成の事業があるのですが、その作成した記録を適切に保存・管理するのは、発注者という言葉が頻繁に出ておりますが、ここでは無形文化財の記録作成ということを念頭に置いておりますので多くの場合地方自治体、特に教育委員会ということになるのでしょうか、そういった方々になると思います。そうした作成した映像記録を適切に保存・管理するのは発注者の義務と心得て欲しい。私が言うまでもないと思うのですが、これは記録作成の事業であるから作成したから完了ですとか、あるいは成果物ができまして、しかるべき機関に送りました、ですからこの事業は完了です、と思っはいけないのではないかと。はじめに大島さんから話がありましたが、民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項の中に映像等の製作事業が含まれていますが、特にその中でも無形文化財活用事業の中に入っているのです。ということは、映像記録作成の意義というのは活用にこそある。有効な活用があつてこそ、映像記録作成の意義があるのではあるかと。更に言えば、やはり大島さんの発表にありましたが、今後成果物の評価というシステムができて欲しいと考えております。そのときに、単に作成したものの内容というだけではなく、実際にそれがどのように活用されたか、どれくらい活用されたかが重要な指標になるのではないかとと思っております。従って保存・管理・活用が非常に重要になってくるということですが、

では、どのように保存・活用したら良いのか。これまでの発表の中にさんざん出てきておりますが、基本は制作目的にあった保存・活用ということですが、再三、記録の作成にあつては目的を明確にしましょうということができておりますが、活用についても、できたら作品がどのように使われるのかは、企画の段階で想定されているべきであろうと思っております。どのように使うのかという展望のないまま作成された映像記録は、結果的に使えないものになってしまうのではないかと。従って、目的を明確にして、その目的に沿った活用を考えましょう。一方で、その制作目的は、活用方法を限定するものではないと考えていただきたい。つまりこれは後継者育成用に作りました。だから保存会に収めましたから目的は達成しましたという考えはどうであろうか。後継者育成用に作成されたものでも、ほかの視点からの、例えば学術研究や伝承活動の活性化のために非常に有効なツールとなることが考えられるはずである。つまり、目的は明確にするのですが、一方で、常に多面的な活用を視野に入れた保存・管理体制を考えて欲しいということですが、実際に目的別にどのような活用方法が考えられるか。これはあくまでも私が限られた経験と知識の中で思いついたものを挙げたもので、決してこういう活用をするというだけではなく、も

っと幅広い、むしろ私が考えつかないような活用方法を考えていただきたいのです。例えば、広報・普及用を目的として作成されたものであれば、一般的な文化財紹介とか観光 PR 等の広報ビデオとして使える。近年活発な生涯学習とか、学校での総合学習の中の地域を知るというようなことの教材としても使えるのではないかと。当然、博物館や資料館の映像展示にも使える。最近こういったトピックが必ず出てきますが、インターネット上での公開といったようなもの、町の紹介の一部として使うこともできるでしょう。ただし、気を付けていただきたいのは、他の活用形態についても言えるのですが、特に広報・普及用のビデオは、通常さまざまな幅広い素材を集めて編集して作成されるものです。例えば、学術記録用などに BGM を入れることはあまりないのですが、広報・普及用などの場合は入っていることが多い。そうしますと、映像作品の著作権のほかに、中で使われている音楽の著作権がございませう。そういうことに配慮しないまま、安易に、うちで作ったものだからと言ってネット上で公開したりすると、特に古くに作ったものは、後ほど著作権の話が出てまいります、インターネット上での公開というものを念頭に入れた契約を、恐らくしていないのではないかと。それを安易に公開してしまいますと、それはそれで権利関係の問題に当たるということもございませう。こういった利用をする場合には、作品内で利用している音楽等まで含めた権利関係をきちんと確認してから活用しましょうということ。記録学術用としては、一般的には研究者や地元の伝承者の方、民俗文化財に関しては、いわゆるアカデミックな研究者以外にもさまざまな観点から研究や関心を持っている愛好家の方が多くおられます。そういった方々への上映や貸し出しといったことが考えられる。市町村誌にも民俗編というものがあると思いますが、その映像編として位置付ける。あるいは文化財調査をその前に行っていて報告書が出されていれば、それをもとにして作られる記録学術用の映像記録というのは、文化財報告書の映像資料編として位置付けて、セットにして活用することもできるのではないかと。あるいは博物館や図書館等に収蔵されて、後の学術研究を待つという資料としての側面が、当然あるであろうということ。更に伝承・後継者育成用を目的として作成されたものは、伝承者への提供であって、稽古の中で利用していくことが考えられるでしょう。最近では、必ずしも地域の伝統的な形での伝承形態ではないかも知れませんが、神楽教室であるとか、そういったさまざまな伝承施設のようなものが出てきております。そういったところで利用する。また、学校教育の総合学習の時間で、地元の民俗芸能の体験学習というようなものが増えていると聞いております。そういったところでの教材としても使えるであろう。あるいは民舞グループであるとか、大学でも民俗芸能の愛好家のサークルが多い。こういったところへの貸し出しをしたり上映をしたりということもあるかも知れない。あるいは、そういうことがあって欲しくはありませんが、民俗芸能が途絶えてしまっていて、後の時代にこれを復活させようというようなときに、後継者育成用のビデオがあると、それを参考にして復活ができるのではないかと、復活の資料になるのではないかとということまで考えられるでしょう。

では、有効な保存・活用にはどんなことが必要かということをお話していきたいと思ひます。まず一番、関係者・関係機関への周知。こういった記録を作成しましたということが知られていなければ、利用することができないわけ。ですから幅広い関係者や関係機関への周知をしていただきたい。行政で作ったものから行政関係機関は当然なのですが、無形の民俗文化財であれば、日本民俗学会を初めとする各種学会や国立歴史民俗博物館など民俗を中心とした博物館。これは多くの市町村で、

地元には民俗資料館とか博物館を持っているはずですが、そういったところには必ず収めて有効に活用していただきたい。われわれが調査をするときにも、教育委員会と併せて民俗資料館などに最初にコンタクトを取ることが多いので、ぜひお願いしたい。それから研究機関、われわれ東京文化財研究所にもよろしくお願いしたい。こういったようなものは、日本民俗学会のホームページで調べますと、「リンク」のところに、「学会・研究会など」とこんな風に出てきます。特に民俗学の場合は、地域民俗学会と申しまして、何々県民俗学会とか、そういった地域に根ざした学術研究活動をされているものが非常に多い。少なくとも地元の民俗関係の学会などには周知をお願いしたいと思っております。これは当たり前ですが、意外と忘れがちなのは、伝承者を含む地元の住民の方々にも周知を図って有効に使っていただきたい。見たいという方がいたら、ぜひ見せてあげていただきたいということです。意外とこれは知られていない。調査に行くと、映像記録をやったことがありますかと聞くと、そんなことをやったようには聞いたことがあるけれど、私の代になってからは知らないなどと言われたりします。映像記録作成をせっかくやったのに、地元の伝承者の方にも知られていないというようなことも度々ありました。ぜひ一般の住民の方々にも、本来行政事業の目的はそこにありますので、よろしくお願いしたいと思っております。

二番目には、必要情報のデータ化及び情報管理ということです。つまり、作品を制作しましたら、その作品についての情報をデータ化してきちんと管理して欲しい。これは後のアーカイブの話とも関わってくるのですが、どのような情報を取れば良いのかというのは、はっきりひな形があるわけではありません。ここで私なりに考えてみますと、次のようなものかなと思います。作品名。内容、これは内容を文章で説明したものです。特にこういった映像資料を検索する場合、通常文字で検索します。作品名に内容が反映されていない名前が付いていた場合、例えば何かの踊りを取った場合、作品名に〇〇踊りが入っていない場合、題名だけでは検索に引っかからないのです。ですからその概要を文章で説明したものを付けていただきたい。フォーマット等を含めた形式、ビデオなのかDVDなのかフィルムなのか、ビデオでもどういう形なのか。収録時間。出演団体、主に保存会になると思うのですが、どなたが出演しているのか。事業主体である発注者はどういう方か、通常これが記録の発注元になるはずですが、どこの制作業者さんが担当して作成したものか、これは後々権利関係・著作権の問題があったときに制作者に連絡を取らなければならないことが度々ありますので、ぜひ明記しておいていただきたい。それから作成年月。それから、これは活用のところで出てきますが、どこに行けば見られるのか、どこに問い合わせをすればその作品について知ることができるのかという、こういった情報をぜひまとめていただきたい。こういった資料をまとめるときは、これは基本ですが、作ったらすぐやるのが一番楽です。後になればなるほどわからなくなって、逆に調べなければならなくなります。われわれも自分の調査の資料等をしばらく放っておいて、久しぶりに開けてみると何が入っていたんだっけ、ということがしばしばあります。ですから記録を作成したら、同時にそういった情報はきちんとおさえて管理しておいていただきたい。それから、適切な機関への配布・収蔵、これは言うまでもありません。作品のマスターは保存に適したところに保存する。同時に、視聴用を作って広範な利用が期待できる機関へ配布するということです。また、そういった作品の収蔵場所、利用条件等をきちんと把握しておく、更にそれをきちんと引き継ぎをしていただきたい。つまり、どこにあって、どういう条件を満たせば、どういう手続きを取れば見ら

れるのかということが、リクエストされたら直ぐに答えられるような状態を作っておいて欲しいということです。広範な活用のためにどうしても必要なのは、いわゆるアクセシビリティの確保です。誰もが容易に利用できるように情報を把握して、必要に応じて呈示できるようにしておいて欲しい。例えば自治体などでは、通常文化財に指定したり選択されたりすると台帳を作ると思うのです。そういった文化財の台帳と共に、映像記録を作成したら、その必要情報を記載した映像記録台帳を、文化財台帳と一緒に管理しておくといった工夫をしていただけると良いのではないかと思います。引き継ぎというのは、常に行政関係の機関では問題になることで、前の担当者は詳しかったのだけど新しく配属になったので私はわかりません、というのはいかがなものか。ぜひきちんとした引き継ぎの体制を作っていただきたい。柔軟な総合利用への対応ということでは、縦割的な保存・管理では活用に制約が多い。自治体間や教育・研究機関との連携によって利用の幅を広げて欲しいということです。例えば、同じ種類の伝承を持つ自治体の間であるとか、近隣自治体に作成した成果物を共有して配布して管理してもらおう。われわれどもも、なにか一つの民俗文化財、例えば芸能であれば神楽などを見に行ったときに、地元の図書館で、同じ種類の近隣の神楽などの書籍などを集めておいてくれることがあったりすると、非常にありがたいのです。色々なところへ行く手間がそこで少しは省けたりしますので、そういった自治体間での相互利用を考えていただきたいなと思います。

それから、活用として非常に大きな問題で、こういった映像記録のアーカイブが必要なのではないかと常々言われております。そのアーカイブの現状ですが、少なくとも私自身が知る限りでは、無形民俗文化財記録映像の全国的なアーカイブは存在しておりません。これはもちろん、していないだけでは済まされない問題でして、当然あるべきであろうと私も思っております。しかし実際はアーカイブを準備するより、映像記録作成の事業数が非常に増えておりまして、実際に多くの事業が進行しています。そのような状況で全国的なアーカイブをゼロから新たに立ち上げようというのには、全国的に大きな予算と労力が伴う。将来的には、国が大きな予算をかけてやっております文化遺産オンライン構想の中に組み込まれるような形で実現するのが望ましいのであろうと思っております。これは今後の課題ということで、いずれ映像記録だけではなくさまざまな資料のアーカイブという問題は考えなければいけないだろうと思います。私が考えることとして、当面の、これならやっつけていけるのではないかとということでは、分散型アーカイブというのをやってみてはどうだろうと考えています。実際に作成されたものを一ヶ所に集めて管理するのは今の状況では困難です。管理する場所も人件費等の問題もありましょう。ですから、作品そのものはそれぞれの自治体の責任で管理してもらおう。その情報をデータベース化して何らかの形で共有する。一ヶ所のサーバーなり、どこかの機関に集めるでも良いですし、相互リンクというような形で良いのですが、情報をデータベース化して共有して、リクエストに応じて、こういう作品がありませんかということになったときに、それはどこに問い合わせればわかるよ、どこに行けば見られるよという、情報が引き出されるようなシステムを作れないものかと考えております。実際にそうなりますと、一番都合が良いのは、良くない面もあるかもしれませんが、あるところに行けばほしいこういった情報が手に入るという、最近のはやりの言葉でポータルというような入り口を作ります。そこに行って検索をすると、どういった作品があるか、どこに行けば見られるか、どこに問い合わせれば良いのかというようなことがわかる、というようなものになるのではないかと。そうすると、ポータルをどこにどのように作るのか

ということになります。私は、直ぐにはないにせよ、私どもの文化財研究所がそういった機能を担えれば皆さまに喜ばれるのではないかと、個人的には思っております。ただし、このように現状としてはアーカイブがないということで、当面の有効活用のためにはどうしたら良いのかと、二つほど考えてみました。一つは博物館への収蔵ということです。博物館は保存・管理のプロですから、映像についてどうかは私自身も明るいわけではないのですが、少なくとも役場の棚に置いておくよりは保存に適しているはずで、博物館は単に来館者を迎えるというだけではなく、学術研究機関としての機能も持っていますので、多面的かつ専門的な活用が期待できる。例えば生涯学習であるとか学術研究の基礎資料として使っていただく。あるいは展示説明資料、特に有形の文化財の使い方や作り方、つまり有形民俗文化財の無形部分ですね、あるいは民俗技術の技についてなどは、展示説明資料として文化財映像記録はかなり有効に使えるのではないかと思っております。ただし博物館の収蔵品は、現状では収蔵品のデータベース自体が公開されていることがあまりありません。従って博物館に収蔵しても、そこに収蔵していること自体があまり知られ難いという問題があるのではないかと。逆にこの面で非常に有効なのは、図書館ではないかと思えます。図書館は視聴のためのアクセシビリティ、つまりそれにアクセスできる、使いやすさのレベルが高い。現在であれば、都道府県立レベルの図書館ではほとんど視聴覚室を持っていますから見るすることができます。また、図書館の収蔵資料というのは、現在OPACシステムという共通の検索システムができておまして、ほとんどの都道府県立レベルの図書館ですと、そのシステムを公開しております。インターネットから何々県立図書館の収蔵品を、本の場合ですが、検索することができます。中には映像資料も検索できるようになっているシステムがあります。そこから視聴申し込みが可能になっている。例えば近くの図書館に無くても、自分の家の近くの図書館に行き、そこから◇◇図書館にある〇〇という資料が借りたいと言うと、もちろん利用条件等は図書館によって違いますが、相互貸借というような、図書館を通して地元の図書館まで持ってきてもらって、そこで貸し出しを受けるといったシステムを、現在かなり多くの図書館が取っております。このように、図書館に収蔵するというのは、広い範囲に使っていただくという意味では非常に有効なのではないか。私が期待しているのは、国立国会図書館でして、ここには音楽映像資料室というのがあります。ここでは映像資料も受け入れ可となっていて、既存の全国規模のデータベースへの登録という点では最も効果的なのではないか。先ほども言いましたが、国立国会図書館ではOPACシステムというのを公開しております、ここで収蔵資料の検索ができます。映像資料についてもできます。先日問い合わせたところ、新しい作品から入れて行っているそうで、2002年10月以降に収蔵したものについてはこの検索システムで今でも問い合わせができる。それ以前のものについても随時登録中である。音楽資料室に行けば、それ以前のものであってもすぐに検索ができる、そこで視聴もできるというようになっております。当面、現在ある全国規模のデータベースへの登録という意味ではここが有効ではないかと私は思っております。別に国会図書館に行き見られなくても、そういう作品があるということが知られるだけでも非常に大きいと思えます。

先ほども質問に出ていましたが、活用というと、これについて話さなければいけない著作権の問題ですが、これは大変頭が痛いところでして、私自身も著作権についての専門家ではございませんので、基本的なことしか言えません。先ほどありましたように、権利関係はどうしますか、どうなっていますか、

こういう利用はありですかなしですかと聞かれましても、これは答えられないのです。著作権についての基本は契約である。「こういう使い方は良いのですか、いけないのですか」と聞かれたら、「制作者とどういう契約をしたかのですか、それによって変わります」としか答えられないのです。つまり、映像記録の活用に関して著作権が問題となるほとんどの場合は、契約の内容如何によるもので、複製権・上映権・公衆送信権、これはインターネットでの公開を含んだ広い意味での送信です、それから公の伝達権・譲渡権・貸与権・頒布権等です。これら作成した記録の活用の際に問題となるような権利は、基本的に契約によって譲渡ができる財産権的な著作権なのです。従って、一概に答えられなくて、発注者と制作者の間でどのような契約を結んだかによって全く様々なのです。ですから、ここで我々が言えるのは、きちんと記録作成をしたときに、契約の際に実際の制作者と協議をして、更に二次的な著作物の創作・利用、これはもとの作品を更に再編集して、新しい別の、例えばダイジェスト版を作るというような場合ですが、そういった部分での著作権の帰属まで、よくよく協議して、両者が納得の上できちんと契約書を取り交わすことが重要であるということです。著作権は、契約といっても口約束でも契約になります。ですから「譲りますよ」と言えば譲れるのですが、口約束ですと必ず後で、そんなことは言っていないとか、私たちはこういう風に理解したけどそんなつもりで言ったわけではない、などと問題が出てきますので、きちんと契約書を取り交わすということが重要です。誤解があるようですが、製作費を発注者の側が出していたとしても、著作物というのは、何もしなければ、原則としては作った人が持っている権利です。お金を誰が出したとか、責任者が誰かなどは関係がありません。発注者側で有効に使いたい場合は、きちんと制作者と協議をして使える契約を結んで下さい、ということしか言えないのです。ただし、気を付けてもらいたいことがあります。今言ったような、契約によって譲渡ができる権利を受けたとしても、著作者人格権という、作った人にもともと備わっている、そして譲ることのできない権利があります。これは三つありまして、公表権・氏名表示権・同一性保持権という三つです。その作品を公表するか否かは、作成した本人だけしか決めることはできません。それから氏名表示権、自分の名前をそこに載せるかどうか、どういう名前で載せるのか、ペンネームで載せるのか、あるいは本名で載せるのか載せないのかを決める権利です。同一性保持権は、もとの作品を勝手に許可無く変更されないという権利です。この三つについては譲渡ができずに原作者が常に持っています。これに関わるようなことをする場合、例えば一本の納品してもらった作品があるのだが、それを再編集して別の作品を作りたいということになったら、どんな契約をしていても原作者の許諾を得る必要があります。こういったことは利用の際に覚えておいていただきたいと思います。もう一つ、著作者隣接権というのがございまして、特に芸能のような、ある種の芸術的な、創作的な意味を持ったものを演じていただくときは、民俗芸能であっても演者には実演家の権利というものが生じる可能性があります。これはプロとかアマチュアとか、上手下手などは関係ありません。その実演者の権利の中には、録音権・録画権というものがございまして、第三者がその実演を録画する場合には、必ず実演者の許諾が必要である。勝手に撮ってはいけません。これも先ほども言いましたが、必ず契約書として取っていただきたいということです。このときに、大日野さんや中藪さんの話の中にもありましたが、実際に事業をやることが決まって、映像制作スタッフも揃って現場に挨拶に行くと、現地の人々が初めて映像制作をやることを知るようでは困るわけです。その場で「いや、撮られたくない」と言われたら、その事業自体ができなくなってしまいます。

ですから、映像記録の企画が立ち上がった段階で、発注者は必ず演者さんの団体、伝承者に、こういう意図で録画をしますという許諾を得ておいて下さい。そうしないと後で問題になる可能性がありますよということです。こういった著作権についての問題は、先ほど言ったように、個々のケースで非常に内容が複雑なのです。どういう契約をしたかによって、判断も変わってきます。例えば、文化庁の著作権課のホームページを見ますと、ここに平成17年度の著作権テキストのPDFファイルがあります。無料で誰でも著作権の勉強ができるようになっています。あるいは、社団法人著作権情報センターというところがありまして、ここは窓口を設けて、さまざまな著作権の問題についての相談を受けてくれるということです。このホームページのQ&Aのところを見ますと、「こんな時あなたは 著作権 Q&A(市町村の仕事と著作権)」などというPDFのファイルも用意されています。こんなところも参考にして、きちんと権利を明確にした上で有効な利用をしていただきたい。

著作権というのは、どうしても権利の取り合いのイメージを持たれてしまうかも知れませんが、基本的にはお互いが納得して有効な利用をしましょうという権利です。誤解があるのは、著作権を持っている人しか使えない、利用ができないのではと考えてしまうことですが、そうではありません。著作権の中に複製権とあれば、それは「複製ができる権利」ではなく、「誰かが無断で複製をしようとしたときにいやだと言える権利」です。きちんと許可を取って、良いですよと言われれば著作権者でなくても複製しても良いのです。そこのところを誤解しないで、きちんと両方で協議をして、納得して、有効に素材を使えるようにしましょうということです。

もう一つ大きな問題が、未編集素材の管理ということです。通常は作品を作ると、かつてフィルムの時代であれば、もとのフィルムを切って貼って作品を作るという工程がありましたので、使われなかったフィルムは、ある意味では残ったもの、余りものだったのです。ところがビデオの時代になってダビングができるようになり、さらにノンリニアになるとさまざまな形で編集ができますので、編集して作品ができた後でも、未編集の、撮ったままの素材というのはそのまま残る。これはこれで無形文化財の記録として考えた場合、非常に重要な資料となり得る。ただし、これについても、基本的には、著作権は作った側にあります。これも、有効な利用をしようという場合につきましては、納品されたパッケージのマスターだけではなくて、未編集素材をどのように扱うかということについて、制作者側と協議して、有効に使えるようにしておいて欲しい。特に現状では、必ずしも未編集部分の譲渡は慣行化されているわけではありません。譲り受けるのが当然というわけではありません。もらっても、自治体の側できちんと保存できるのか、有効に活用できるのかは難しいところです。そういった場合でも、必ずその未編集素材が誰のところにあるのか、どのような利用条件があるのかをきちんと把握しておいて、後の二次利用に開かれたものにしておいて欲しいということです。未編集素材の譲渡を受けている場合があったとしても、それを素材として再編集して新たな作品を作成する場合には、二次的著作物の創作に当たる可能性があります。従って、これはもとの制作者の了解を得る必要が出てくるかと思います。そういった点についても、制作者と協議を行って欲しいということです。

最後に、二次利用とIT化への対応ということです。二次利用とよく聞くのですが、どんなことかあまりわからない。一般的には、当初の目的以外での利用ということです。著作権者以外、つまり財産権的な著作権の譲渡を受けている場合も含めて、著作権を持っている人以外が利用する場合も二次利用

になる可能性があります。これが特に最近問題になるのは、インターネットの普及で、かつて想定されていなかったネット配信を意味する自動公衆送信にこれを使いたい、つまり、せつかく市や町でコンテンツを持っているのだから、それをインターネットで配信したいという場合があります。初めからこの自動公衆送信についての権利について契約されていれば良いのですが、恐らくある程度以前に作られたものについては、それについての契約の内容に入っていないのではないか。自動公衆送信の概念が著作権の中に位置付けられたこと自体が新しいことですので、あまり古いものは、この権利についての帰属がどうなっているかがはっきりしていないのではないかと。はっきりしないまま使うのは問題がある。ですから、原則的には制作者側に権利がありますので、きちんと確認をして、使っても良いですかと許しを得る。許可をもらえば使えるわけですから、その手間を惜しまないで考えていただきたいと思います。今後は、インターネットでの配信等も想定した著作権契約を当初から行っていきたいということです。二次的著作物の創作には元の制作者の了解が必要です。もう一つ、今まで活用ということで、映像作品の利用ということを書いてきましたが、著作権法の中には例外がございまして、私的使用、つまり非営利・無料で使用する場合、特に映像の場合は、上映あるいは貸与等は、例外的に無断利用できるという決まりになっている。ただし、非営利・無料というところの条件が結構厳しくて、単に入場者からお金を取っていないというだけではなくて、そのとき呼んでいる講師の先生に謝金を渡していないとか、さまざまな条件があります。ですから、良くわからない場合は確認をして、先ほど言いましたような著作権情報センターとか文化庁著作権課でも質問は受けてくれると言っておりますので、確認した上でぜひ利用していただきたいと思っております。私の発表はこれで終わります。ありがとうございました。

総 合 討 議

コーディネーター 宮田繁幸(東京文化財研究所芸能部) それではこれから総合討議に移りたいと思います。ここ二、三年、総合討議のコーディネーターも私がやっております、例年ですと個別の事例発表に対するご質問が非常に多く、それに答えていただくだけで時間の大半を使ってしまっていて、総合討議と言いながら質疑応答で終わってしまう、という例が多くて、忸怩たるものを覚えていたのです。今年は、どちらかというと皆さんからのご意見をいただいて、今後の協議内容に反映させ、それを形のあるものにまとめて将来的に全国に発信しようという趣旨でございますので、活発なご意見を、さまざまな角度から承れば良いなと思っております。

最初に、今回韓国の方からゲストコメンテーターということで、韓国国立文化財研究所芸能民俗研究室から、朴室長にお越しいただいております。韓国の文化財研究所でも、さまざまな記録作成事業を実施されております。私も事前調査等に立ち合わせていただいたこともありますが、そういった韓国の現状と、今回は朝からずっとお聞きいただきましたので、そういった日本の方向性、さまざまな問題についてコメントいただければと思います。それでは朴室長、よろしくお願いします。

朴 相國(韓国国立文化財研究所) 私は、韓国の文化財研究所から参りました朴と申します。1994年1月に、この文化財研究所に無形文化財の記録映画を作る資料を集めるために参りまして、皆さんにお世話になりました。その前までは、映画を一年に一編くらい、今まで80編くらい作りました、日本で映画を作る勉強をしてから11年になりました。

韓国と日本の無形文化財の記録作業としての映像作成ということは、方法としては同じような形をとっていますが、少し差があると思います。今うちの研究所でやっている無形文化財の映像記録作成作業は、国指定の重要無形文化財のみにしております。文化財保護法ができてからは、今文化財庁ですが、昔は文化財管理局と言われておりましたが、そこで16ミリの映画を毎年1本から2本作ってきました。それを1995年から、うちの部屋で形を変えて他の方法で新しく映画を作り始めました。

最初始めるときには、こちらの文化財研究所を訪れて色々な勉強をさせていただきました。最初、1995年の予算として4年で4,000万ウォンですから日本円では400万円くらいの予算でしたが、今では10億ウォンですから1億円くらいの予算で毎年作っております。

無形文化財の中には、日本と違って復元というか、発掘による復元されたものも結構多いので、日本の無形文化財とは違う面もあります。技能と芸能の保持者というのですか、保持者たちが持っている技能・芸能をなくなる前に記録して残そうと、国としてやっているものです。なくなる前に技能者・芸能者たちの技能と芸能をどうすれば正確に残せるかということが主な関心でした。その面で、韓国と日本の無形文化財に対する映像記録作成についての出発点が違うのではないかと考えています。

95年以前、16ミリのときは、30分など時間の制限があったのですが、95年にうちの部屋が担当してからは方式を替えて、ENGカメラの方式でできるだけ記録を忠実に残すという形で時間の制限をしないで記録作業を行っております。あるものは17時間の長さのものもあります。その記録用の作業と平行して普及用の作業も行っております。普及用はできるだけ監督さんに任せております。40分から1時間くらいの長さになっております。記録用は伝承と研究の資料として役立たせております。放送関係の監督さんが関わっているのですが、記録用に対しては強くアレンジしないようにして、記録用として

残すための撮影ができるようにしており、普及用に対しては監督さんの個性を入れて楽しめるものになるように任せております。昔は業者を選んで、業者と監督さんとでやるようになっていたのですが、今は監督の選任をうちの部屋がやっております。できるだけ文化関係のドキュメンタリーに関わった人、その実績のある人を選ぶようにしているのですが、ドキュメンタリーをやった人は記録映画という概念がまた違うので問題となっております。

最近では重要無形文化財に対する映画作成と共に、2000年と2001年に一時期、文化財管理局が文化財庁になりその事業をやっていたのですが、その間に始めたのが芸能や技能以外の祭祀や行事など他の指定されていない無形文化財に対しての記録作業で、今は平行して行っています。今は併せると一年に15本くらいの映画を室で作っております。

それをしながら、記録性とは何かということを強調しながら作業を行っております。映画作りと記録作業ということは違うので、記録性ということを強調しながら、今年も全て満足はできないのですが、幾つかのものは良いものになっています。

コーディネーター ありがとうございます。皆さんご承知かと思いますが、韓国は重要無形文化財の中に民俗芸能を全部含みます。日本の場合は古典芸能と民俗と分けますが、今おっしゃった重要無形文化財国指定の中には、かなり日本でいう幅広い民俗芸能、民俗行事が含まれるということをご承知いただきたいと思います。韓国は非常にシステムティックにやられている現場を私も拝見したことがあるので、今後韓国のやり方、ノウハウ等学ばせていただきたいと思って今回呼び出した次第です。ありがとうございます。

今回は、小協議会の報告ということがメインでした。メンバーを見ていただきますと、大島さんと俵木以外は、どちらかというと制作現場に携わっていらっしゃる方が多くいらっしゃいました。コメンテーターには、それとまた違った立場の方をお願いいたしました。学術的な立場で民俗芸能学会の山路先生、それから実際に都道府県等で発注者・事業者の立場に立たれることが多い滋賀県の長谷川さん、お二人をコメンテーターにお願いしております。今までのご報告等に関しまして、全体的なコメントをいただきたいと思います。

山路興造(日本芸能学会) ここには、コメンテーターということで何回か立たせていただいております。小協議会の方で私どもが考えていたのは、文化財研究所の方で映像記録を作る指針のようなものをまとめておいてくれと申し上げたのですが、それがほぼ異論のない形でまとめていただいた。最初に大島さんがお話になったような基本方針、また個別に実際に映像を撮っている実務の方々、発注者も含めてだと思のですが、そういう方が入って一つの良いものがまとめられたのではないかと。これが全国都道府県担当者に配られ、指針になって映像が撮られていけば、それぞれ事情があるでしょうが、割合と良い記録映像がこれからはできてくるのではないかと気がいたします。ただ問題は、今日発表して下さった制作者の方々、そういう意味では意識をきちんと持っていらっしゃる、しかしそういう方が全国でどれくらいいるか。あとで長谷川さんがお話し下さると思うのですが、近畿地方にもきちんとした業者がいらっしゃって、それなりに発注者と業者が協議しながら色々なものを作っています。そう

いう意識のあるところは大丈夫でしょうが、まだまだそうでないところがある。そういうところの人たちにこそ出てきて欲しいのですが、出てこられないという現状がある。どういう形で浸透していくのかということが、これからの課題かなと思っています。

これでほぼ方針はまとまっただろうから、私は次の段階のコメントをしようと思って今日準備してきました。ところが俵木さんが、私が言いたいことは言ってしまった。活用・保存の方法を言おうと思っていたのですが、具体的なことはほぼおっしゃったので、私の言うことはなくなったかなと思ったのですが、ただ以前のことについてまだまだ言っておきたいことがあるので、そのことについてお話します。

戦前から日本にある有形の文化財、こういうものを保存し公開するシステムは、非常にきちんとした形で完備している。それは、国の場合の保存公開の場所として国立博物館、今度九州にできましたので、四つあります。都道府県においては、県立博物館、市町村においてはそれなりの博物館があつて、そういうところでそれぞれの有形の文化財は、きちんと記録に取り、保存し展示をするというシステムができあがっている。

それに対して、戦後新しくなった無形文化財は、本来は有形と同等な取り扱いを受けるべきなのですが、無形文化財に対する保存・公開のシステムというのがなかなか有形ほどには整備されていない。日本の場合は、無形文化財と無形民俗文化財とに分けていますが、そのうちの無形文化財に関しては、歌舞伎に関しては国立劇場、能に関しては国立能楽堂、文楽は国立文楽劇場、琉球舞踊の国立劇場おきなわ等それぞれの公開施設があつて、そこで同時に記録をしているのです。そこで上演した作品、古典的作品が多いのですが、そこで上演されたときにはきちんと記録されている。映像記録ということです。無形文化財に関しては、そこで上演させながら同時に記録しているという形をとっている。そういう点では、無形文化財に関しては、全部とは言いませんが色々な形で記録を撮っている。国が主体となって記録しているということが出来る。これは公開施設でもありまして、芸能の場合は、もちろん芸能そのものを保存するということが重要ですが、記録保存の方も、無形文化財に対しては、それなりの施策が打たれている。ところで今度は、無形民俗文化財に対して、国はどのような施策をうっているかということがあります。先ほど言ったように保存と公開のうち、それなりの公開を押し進めるということは、そこそこ成されている。もう一方では、記録の措置を講ずべき選択という形で記録をしている。大島さんが昭和30年から始まったとおっしゃった、あれは民俗行事のもので、昔平凡社が作っていて今は国土地理協会が出していて、そろそろ50冊近くなるものです。民俗に関しては本として記録ができています。それに対してやっとな映像記録を作るということをやっているのですが、他の無形の文化財に対しては作り方の基準というのが国として示されなかった。どういう形で記録を取るのか、どういう形で保存・公開していくのか。その一つの基準というのが、この文化財研究所はそういうことをやっていくのが仕事だと思っていたので、やっとなそれができ上がってきたということは大変喜ばしいことです。しかしこの無形の民俗文化財というのは数が多いし、様式が多様なのです。他の有形文化財とか無形文化財と同じようにはできないということは確かなのです。大島さんが、無形のものはそのままの形ではなかなか伝承しない、変容していくのだとおっしゃいました。その変容していくものをどのような形で保存していくのかということの指針が初めに出ていなければいけない。それがやっとな出てきた。そこで次に考える問題として、一つは記録の保存の施設、どこで保存するのかということです。これもきちんとやらなければいけない

はずなのです。それに対して、先ほど俵木さんから、一つは博物館、一つは図書館という話ができましたが、図書館は正直言って保存の施設ではありません、廃棄してしまう。あそこは保存ということを目的としていない。そういう意味で、永久保存ということをやってくれる施設のの一つは博物館です。ここは国、県、市町村、それぞれの地域博物館があるわけですから、本来は地域博物館の学芸員資格の中に、無形民俗文化財の記録を撮るといものを入れて、学芸員はそれを持っているのだということにして、その指導のもとにそれぞれの地域の無形民俗文化財を、文化財として博物館に保存するという思想が必要だと思うのです。本来だったら、それを文化財研究所がやるべきだと思っていたのですが、文化財研究所が直接やるのは大変なことから、少なくとも全国の、これまで撮った無形文化財、民俗文化財の記録を集めておく施設で本来はあるべきだと思ったのです。人数とかお金とか色々な関係でできないとなると、先ほど俵木さんが言ったように、ここが指導しながら、全国の保存施設が、有形文化財を保存するのと同じ形で無形文化財も保存する。無形だろうと有形だろうと博物館は保存して良いはずで、それを本来はやるべきである。今のところはシステムとしてそれが整っていない。整っていないからと言わないで、そういうものを作っていくという方向性が必要である。皆さん、新聞等で存じと思いますが、政府の指針として、この文化財研究所と博物館を合体させるという話が今出ています。これは現実性を持って進められている。国立博物館のこれまでの機能として持っていないのは、無形文化財と建築の研究。他のところは似たようなものを持っていますが、これは持っていない。そういうものを持っていないところと合併していった場合、国立博物館の機能として、そういう無形の民俗文化財等の記録を収蔵していくというのが出てくれば、ひょっとして合体する意味もあるのかなと思っているのです。そういう意味で、これから国が関与し、色々な形で一つの指針が出た、そういう指針によって撮られていく映像記録というのが、ある程度指針通りに撮ってくればそれなりの良いものができてくる。それを後世に残して、特に伝承者養成用の場合は、万が一伝承者がいなくなったとしても将来の人がそれを見て復活できるということがあります。きちんとした形で保存され、それが活用できるシステムをこれからは探っていかなければいけないのではないかと。基準がまとまった段階の次の仕事として保存・活用のシステム作りというのが文化財研究所の大きな仕事としてあるのではないかと、その話をしようと思っていたのです。俵木さんが、私見ではあるけれども、その決意表明をしてくれたので、それだったら大丈夫だなと思ったところです。

コーディネーター ありがとうございます。滋賀県の長谷川さんの方から、特に事業を企画・発注する側からみたコメントをいただければと思います。

長谷川嘉和(滋賀県教育委員会) 山路先生が滋賀県にお住まいで、私が滋賀県教育委員会で、コメントーターが二人とも滋賀県では偏り過ぎるのではないかとおっしゃいましたが、行政の側からの話をせよというお話でしたので、お引き受けいたしました。朝からのご発表でだいたい言い尽くせたと思います。映像製作のやり方というのは大島先生のお話で言い尽くせたと思いますし、あと映像制作会社の方のいくつかの発表で、どういう風にして映画を受注した場合に作られるのかはわかったと思うのです。私は1985年くらいから映像製作を発注する側ということで関わって参りました。当然、その当時はまだフ

フィルムでした。16ミリで製作し、そのあとはビデオに変わりました。現在はデジタルビデオという形で、どんだんハードの方が、映像手法の方が進展していくのですが、なかなか私どもの頭の方がわかりませんで、どうやってお願いすれば良いのができるのか、編集段階で色々な編集ができるように今なっていますので、その手法に併せて編集の仕方が変わってくるのではないかと思います。報告書という形での文書はたくさんありますが、映像というのはこれからという時代です。

よその地方公共団体は知りませんが、滋賀県ということでお話しさせていただきますと、県の記録選択文化財になっているものが70件ほどあります。これについて八割方記録作成が終わっております。あくまでも補助事業ですので、保存団体が事業を実施するという姿勢を示さないと事業ができないということになっておりますので、二割ほどまだやっていただけていません。そうして報告書ができているところから映像を作成する、そういう手法をとっております。私が担当する以前は、民俗研究者一人が引き受けて一冊の報告書を書き上げるという手法をとっていたのですが、私が担当してからは、複数の専門家をお願いして、つまり文書がある場合は文書、芸能の場合は音楽の専門家、民俗芸能の専門家という形で、何人かの方に分担調査していただくという形で報告書の作成をやっております。

こういう報告書を印刷する場合は、地方公共団体におられる方はよくご存じと思いますが、一般競争入札という、二回ないしは三回まで札入れができる入札方式で、印刷物を業者発注するという形をとっておりますが、映像の場合は、一般競争入札というのはなじまないものです。ですから見積もり合わせという形で随意契約という方法をとらざるを得ない。10社以上をお願いしてそういうことをやったこともありますが、見積もりで値段が安いからそこにするというのも、なかなか内容がわかりませんので、その場合に、会社の業績や、そこにおられるどういう方がディレクターなり、カメラを担当されるとか、そういう方の業績等の資料を提出いただいて、それで会社の絞り込みをやったことがあります。今日ここで発表された方は、どこの会社に発注してもそれなりに良い作品を作って下さる方ばかりだと思いますが、そのことをよく知っている、心やすいからと言って、一社随契というのはできません。ですから数社候補を挙げて、さらに今申し上げたような形での絞り込みをやって、最終的に一社を決めて、そこを随意契約をする。その場合に、見積もり合わせという形で絞り込んだ数社から見積もりを出していただいて、一番安い会社で、優秀なスタッフの揃った会社、事業をやっていただくところと契約する。大体そういう形で行政として発注することになっております。

実際に撮影になりますと、国庫補助事業の場合は市町村が事業主体になったりします。県の場合には、保存会が事業主体になったりしますが、こちらの方から地元の保存会に根回しをするということをおこなって、市町村の方をお願いする場合があります。自分たちの映画を作るのだ、という風に地元の方に思わせるという風にしておかないと、映像制作の方が地元に行ってから、何しに来たと言われるとうまくいかないものですから、先に根回しをしておく。最近ではふるさと文化復興事業で映像を撮っておりますが、これはなかなか県が関われない。保存団体の委嘱事業となっておりますので、どちらかといえば市町村の方にそういう根回しをする。ところが、地元と言いましても、保存会の幹部の方は直ぐに根回しができても、全員の住民というのはなかなか難しい。実際に撮影に入った場合には、ディレクターに地元の保存会の代表者、祭を熟知した方についていただく。極端に言えば、カメラが数台入れればその一台一台に一人ずつ地元の方に入らせていただく。今は祭にタッチしていない、OBに

なっているけれども、祭の役を今まで良くやってきて中味をよく知っている、そういう人に付いていただいて撮り漏らしのないようにする。その場合にも、報告書が前にできていますから、それをディレクターに渡して熟読しておいていただくと、大体流れを掴んでいただける。ここ数年お願いしている映画会社は、大変ディレクターが優秀で非常に頭が良く、私以上に報告書の内容を知っていて、行事の内容が少しずれているじゃないか、ここが違っている、変わっているとか、報告書作ってから数年経っているので変化しているのですが、そういう疑問を投げかけたりして、こちらがそうですかと言ったりすることがある、非常に綿密な計画を立てているのです。だから、一度も見たことのないお祭りを、その年の内にうまく撮影してくれる。行政でやる映像というのは、一回作って、数年後にまた違う視点で作るということは、予算上通らない。一回作ったら、数十年先になれば世代も変わっているのも別ですが、予算書にきちんと載っている、10数年の予算書は残っているので、前にも作ったじゃないかということになれば、要求した段階でダメになります。今やっているのは、撮れるだけ撮っておこう、できるだけ値段を安くしないで、高い値段に設定して余裕を持った値段で撮っておこう、という方向でやっております。

撮り方としては記録用、伝承者養成用、一般普及用とかいうものです。それにあわせて関連撮影があれば、途中で出てきた話も全部撮っておこう、後でどのようにも編集できるようにと、今考えられる限りのことは全部撮っておこうというのが実際でございます。監修委員会には、報告書の調査をしていた委員の先生、これは二ヶ年で一冊、100 ページ見当の本を作っていますので、自分で調査して書くようになりますと、ものも良く見ておられるということで、その委員の方を監修にお願いするという形で、アドバイスを受けるという手法をとっております。音楽の先生ですと、自分が採譜するときに笛の音が小さくて録音し難かったよと、鉦や太鼓の音で消される場面があるよという風なアドバイスを監修委員会の席上で申されますと、ディレクターの方としてはそちらの方に別のマイクを準備するとか、そういうことをしていただく。そういうわけで、監修委員に大きな期待を寄せている。報告書を書かれた方が監修委員ですので、報告書の方で大体理解しているという形になっています。監修委員会というのは、撮影に入る前と仮編集の段階、その後も追加撮影が必要であればもう一回、二回ないし三回やってまとめる。デジタルになってからは、100 時間、200 時間の撮影をやっております。カメラも 5 台 6 台、10 台近く入れたりすることもあると、編集は大変だと思います。それぞれの頭出しで全体の目次があって、一つ一つの編集は長い時間ではないのですが、それが 20 も 50 もという形で、小さな頭出しができるという形で、クリックすれば好きなところが見られるようになっています。芸能ですと、帯の結び方、つくり物の作り方というものも、伝承者養成用という形で作ったりしております。伝承そのものが地元で難しい状況にありますので、そういう点で、記録だけでもしておいたらという考え方でやっております。滋賀県ではそういう形でやっておりますので、事例としてご報告いたします。

コーディネーター ありがとうございます。毎年山路コメンテーターからは、本当に来なくてはいけない人は来っていない、というご意見をいただくのです。今回、私は司会で、各報告者のご報告と長谷川さんのコメントを聞いていて、発注者が長谷川さんのような方で、制作者が今回の報告者のような人ばかりだったら、こんな協議会はいらないだろうと思いました。そういう情報を双方に共有していただきたい。そうでない地域のところ、あるいは非常に対財政で苦勞している自治体の方もあると思います。そうは

言っても、財政が認めてくれないのだという話も恐らくあると思います。

今回は総合討議と申しまして、質疑応答という形ではなく、皆さんのご意見を謙虚にうかがうということが主体でございます。これからフロアの方から自由に発言いただいて、特に誰にということであればそれを伺い、そうでなければ、一般的な発言として今日一日聞いて、ということでも結構です。今回私は予定調和的にまとめるつもりはありませんので、みなさま方のご意見をなるべく多く拝聴したいと思っております。発表者全員前に揃っておりますのでどのようにも対応させていただきます。

浜島 司(愛知県) 山路先生にお伺いしたいのです。今日、報告を聞いて、時間情報についてはあまり討議・検討はされてなかったようですが、ビデオを撮るときにタイムコードというのがあって、これは編集用にはなくてはならないものです。例えば民生用のカメラで、海上保安庁などで事件があるときにその映像を報告するとき、右下とか左下に時間の情報が出ます。あれはくっきり白抜きされますので、民俗芸能等では芸能の情報が削られる心配がありますが、今技術が進歩して来ましたので、あの時間情報は、できるだけ現実の時間に合わせた情報にして、右下あるいは左下に淡く出す。例えば西浦田楽などは、日の出とか日の入りに関わって色々な進行がなされてきます。そういうときに、そういう情報があれば非常に便利である。花祭の舞などでも、この舞は合計 45 分だとか 30 分だとか、この舞はちょっと早かったからとか、そういったような伝承用の検証などに時間情報も入れると良いのではないかなと。私どもが、丸撮りしているときにバッテリー交換などで中断された時間が、第三者が見たときに気になるのではないかと。そういうときにその切れた時間が後で見たときに、1 時間後なのか 3 分後なのかでその間に何かあったかどうか分かるのではないかと。そういう時間情報を画面に淡く入れることについて、山路先生はどんな風にお考えでしょうか。

山路 私は文字情報の調査報告書を書くときに、何時何分に始まって何時に終わったかという情報は書くものが多いのです。例えば神楽であれば、何時何分に始まって何時何分に終わったとか、入れているものが私自身多かったです。それは文字報告書です。ところが映像になってくると、そういうものを入れた方が良いものと入れなくて良いものといろいろある。それはそのときの発注者側の判断で、何でもかんでも入れるということではなく、確かにそうやってこの芸能が何時に始まるものか、何時に終わるものか、このときはどうかということを知らせたいものならじゃまにならない形で入れるというのも一案だと思うのです。芸能的に、そのままやるものは映像そのものを測ってみればわかる。特別に一曲をやってもらおうとか、そういうときはいらぬ。行事的なものだったら何時頃の芸能かということは入れておいた方が良いでしょう。私の文字のときの報告書のやり方としてはそうでした。映像の方も、ものによっては入れておいた方が良いでしょうということもあるかもしれません。それは発注者側の一つの見解としてやっていけば良いのであって、それこそケース・バイ・ケースでやれば良いと思います。

コーディネーター それに関して、例えば DVD が最終成果物として今後納品されていくケースが多いと思うのですが、そういった際に、例えば洋画の DVD 等は字幕テロップ版とそうでないのを選べるようなメニュー構成ができますよね。今のタイムコードなどは、それを出すか出さないかというのを、メニュー

一上で選べる形は技術的に可能なのでしょうか。例えば1時間に編集してあっても、この前の部分は、例えば午後5時から始まってという進行の情報を入れる、じゃまだと思う人は見たくないわけですから。見ることを選択する方法というのは、現在の技術的なことで可能なかどうかということ、どなたに聞けば良いのでしょうか。予算的なことは別途に置いて、やろうとすればできるのかということです。

中藪規正(株式会社ポルケ) 予算的な問題を置いて答えるのは危ないと思っています。

コーディネーター 費用がかかるのであれば上乘せするということが前提です。

中藪 それであれば、基本的には可能です。撮影する場合にも、山路先生がおっしゃったように、時間のデータが必要なときはリアルタイムのコードで流していますし、そうでなければ、一曲だけのときはいわゆる01hから順番にということをやっていますので、そのデータを再現することは可能だと思います。成果編にするには大変です。

コーディネーター 大変なのはわかります。それに対する上乘せ分は考えなければいけないというのは当然なのですが、それをわかっていたかかないと。できるから何でも組み込めという形に持つていくのは危険だということは私も十分承知しています。そういう要求が今後一般的に出てくれば当然考えなければいけないと考えます。

中藪 画面の中に、最初に言われていたように、ホームビデオですと時間が下に出てきますね、それを何らかの形でそのまま情報としてインプットできないか。できないわけではないけれど、今のノンリニア編集ですとその情報は消えてしまいます。それを入れるという類のマシーンがでてこない。今タイムコードは同時にリニアに入るというものはあるのですが、そういう記録情報が入るというのはまだできていないはず。基本的に必要としないのです、今の映像編集においては。そういうものを要求すると、そういう情報をもう一回デジタル情報に替えて、何かしないとならない。非常に手間がかかると、今の段階では。それは確かに有効なのですが、もうちょっと違った手立てでやれば、それは情報としてきちんと入れておけば良いのであって、必ずしもここで1分カットしました、という情報が伝わらなくても十分可能ではないかなという気がするのです。技術的にはかなり未知数です。もちろん、やろうとすれば費用がかかるかも知れません。

コーディネーター 私が言いたかったのは、記録の目的と十分関わるわけですから、最終成果物1時間版に全部入れることは、対費用効果から考えて有効かどうかとは全く別の話で、恐らくそこまでやる必要はないと思うのです。ただ純粋学術用で、2時間の行事を丸撮りするような、あるいは2時間の行事が何分か休憩後に再開するようなケースで、研究者の立場として、あればうれしいなというものわからなくはないのですから、今のようなお話をしたわけです。ただ、今おっしゃると、あまり現実的ではないというようなことだったかと思います。他の方法でということもあろうかと思っています。

その他に手が上がっていますので、よろしくお願いします。

俵木 悟 (東京文化財研究所芸能部) 今の話に限らないのですが、私は正直に言うと、映像記録というのを、映像の画面の中で完結させる必要があるのかどうかというのを思っていて、例えば技術的にDVD やその上位版ができて、トラックをいくつも入れられる、その中に文字情報だけのトラックを入れことも可能になると思います。簡単に、この行事が何時から始まって何時に終わるかというのは、私が付き合いのあった良心的な制作者は、当然きちんと記録しているのです。ただそれを画面上に出さなくても、例えばそれを文字情報として、映像記録の付帯的な資料として付けるということでも可能だと思うのです。私は映像記録というのを、映像という一つの画面の中で収まる情報だけで完結させる必要があるのかどうかと思っていて、その一例としてそういうやり方もあるのではないかといいかけたのです。

中村茂子 (実践女子大学) 指針を示していただくという点では非常にありがたいことだったと思うのですが、私が関わっている発注者側の方々にとっては、これからの時代、悲しい現実と直面し、どのように指針に近づけていったら良いのかというのは、今日来て、とても暗い気持ちになって帰られるのではないかなという気がしました。

長谷川さんの今までやってこられた事業というのは、今までの時代が非常に良かった上でであって、これからゼロから始めようとするときに、矛盾に満ちた選択を全ての方々がしていかなければならない、そういうことについては、今日の会をどういう風に評価し、理解していったら良いかということ、どなたでも結構ですがお答えいただきたいのです。

コーディネーター もう少し具体的に悲しい現実というのをお話いただきたいのですが。

中村 長谷川さんの最後のお話だったのですが、報告書をまず数年前に作り、それにもとづいて映像を隅から隅まで撮る、そうすると最初に大島さんがお話しいただいたように、三つの分類の好きなどを監修し作り上げることができる、そういうことがこれからの時代に可能なのかということ。

コーディネーター それは財政的なことで。

中村 財政的にも、人の問題でも、あらゆる問題が起こってくる。そういうときに誰に解決方法を相談していったら良いのか、そういうことを考えていかなければいけない担当者の方がほとんどだと思います。

長谷川 予算的な問題は、今は厳しい状況でございます。映像制作の方にお願したいのは、実際にはできないのかも知れませんが、フィルムからビデオに変わってからアマチュアでもカメラを使えるようになりました。ビデオに上達したアマチュアの方と、駆け出しのプロのカメラマンと、どう違うのかという

ことを説明しろと言われても非常に難しい。なぜアマチュアで、ボランティアで撮ってくれる人がいるのに、何百万円も、あるいは一千万円もかけてそういうところへ頼むのか、というご質問がありました。アマチュアにないノウハウ、テクニックを持っているのだと口では言っても、じゃあどういものか見せてみると言われると、なかなか一言では言えないものがございます。そういうプロの場合には、こういうものを持っているので、アマチュアのカメラマンとは違うこういうものがあるのだという、具体的なものを作っていただくと財政当局に説明しやすいのですが、そこところが困るのです。いわゆる予算化してやる事業というのは、今は非常に厳しい時代で、お先真っ暗、悠々とやっているところはどこもないと思うのですが、幸い国の方ではふるさと文化再興事業というのをやっておられまして、これは地方では財政的な負担をしなくても良い事業でありまして、伝承者養成用ということになっておりますが、映像記録も対象になるということです。今はそれを十分に利用させていただくことでやっております。これは地方の公共団体の財政課を通らないでお金が来るので、内緒でできる仕事というので、私などはほとんど今、県で予算化した仕事はやっておりませんで、それ以外の仕事ばかりやっているというのが実のところですね。それでいきますと、50万円以上は二社以上の見積もりで良いということになっておりますので、業者選定も非常に簡単で、この映画会社なら任せても良いということから見積もりを取れば、二社以上とれば良いわけですので、非常に容易に契約に持って行けます。予算的に余裕があるように受け取っているのですが、国の方へ申請される地方が少ないのかも知れませんが、そういう点で、割とうまく映像を撮らせていただいております。

ご質問の内容ではないかも知れませんが、これから無形文化財の映像も撮ろうと思っているのですが、それも工芸作家の映像というものに、BGMをどうするかという問題など、報告書のないものなのですが、それについての映像を撮るので困っているところです。ふるさと文化再興事業が続く限りは、それに乗っかれば何とかできるのではないかと考えております。それがなくなればできない時代が来るかもしれません。

コーディネーター 今回予算的な問題、対財政の問題とかは、小協議会の協議テーマとしても、対財政をどう騙すかということはやっていないのです。お金がないとできないというのは当然で、いかに適正な予算規模を財政に説明して、それを確保して良い事業にするかということは大前提なのですが、そこところはまだ議論が詰まっておりません。

木原善和(八千代市文化伝承館) 今のお話ですが、私どもの方も何本か映像を作りながらやっておりますが、さっき言われたように年々厳しくなしまして、一昨年は付いたけれども今年は付かなかったという形でやっております。そういう中で、民俗行事などの場合ですと、その年はやっただけでも来年あるという保証はありません。この間私どもが作った行事の記録ですが、それなどは撮ろうと思った年の前の年に、村全体の寄り合いで、いくつか行事を整理しようということで皆さん投票しまして、行事が半分くらい減ってしまったのです。そのため行事ができなくなったということがあります。こちらで撮りたいと思ったものもいつまでも待っていると撮れなくなってしまいます。私どもは今デジタルビデオカメラがありますので、自分自身で撮る。予算が付いた段階で全体を作ろうと思っておりますが、現実には撮れなくなってし

まったものの映像は、こちらで撮り溜めした中から使ってもらおうかなと思っています。これから特に、他の市町村もどうかわかりませんが、行事がどんどん消えていく運命にありますので、5年契約とか、10年契約と思っていますが、なかなか5年では終わらなくて2年3年と延びてくると、その後にはもう行事ができなくなってしまう。そういう問題があります。金をかけないで最低限のものを作るしかないのかなということが一つあって、それが今後の保存・活用の形と思っています。他の市町村はどうなのかということをお聞きしたい。

コーディネーター お金のことで、俵木の方から、補足ということで意見があるそうです。

俵木 我々がこの小協議会をやっていた中で、先ほどお金の問題については問うていないと言ったのは、ある意味では戦略的に問うていないのでありまして、お金がないということを初めから前提としてやっていて、お金がないからできないと言ってしまっただけは、何も建設的なことができないと思うのです。もちろんお金がかかることはありますが、中藪さんに発表いただいた撮影・編集の心がけということ、心がけはお金がかからないのです。指針として、ある意味理想的なスタンダードを掲げて、それを全部全うして記録を作って下さいということではないのです。そうした方が良いということを示せば、それにできる範囲で近づけてくれれば、少なくとも今までよりは良いものができるのではないかと。初めからお金がないからこれくらいしかできないということを前提に話をすすめるのではなく、それはちょっと考えないことにして、理想的なスタンダードを掲げましょう。そうすれば、それに近づけることによって、いろいろな機関が、我々も努力しますし、自治体の方も努力していただけるでしょうし、制作会社も努力していただけるということで、それに近づいていくという、前向きな方向で話を進めていたと私は思っております。

コーディネーター 今俵木が言ったのはその通りだと思います。私は俵木君より年を経しておりますので、いろいろずるいことを考えておりまして、表版はそれで良いと思います、その裏マニュアル版をお教えできれば。本当はその面にも努力しなければいけないと、私自身は思っています。理想的な形のものがある、それに近づけない現実がある。先ほど中村さんもおっしゃいましたが、できないとあきらめてしまうのではなく、それに近づける方向で、ある意味ずるくても、お金のメニューみたいなものの情報を流すというのも使命なのかなと。不正をしてというのではなく、知らなくて損をしている。ふるさと文化再興事業にしてもそうです。ただ、ふるさと文化再興は、先ほど長谷川さんがおっしゃったように、県のチェックを通り難いという面があるので、何の指針もなくてそこでやってしまうと、とんでもない記録がわんさかできてしまう可能性を秘めている。だから、今回の指針で近づいていくという努力が合わされば、かなり良い方向に行くのではないかと思います。

山路 中村さんからああいう発言が出たのでびっくりしたのですが、基本的に無形文化財というのはほとんどなくなっていつているのです。我々を含めて、文化財審議委員というのをやっているわけじゃないですか。都道府県か市か知りませんが、そういうところで無形文化財の記録化の実情とかは、

教育長とかのいるところでどんどん突き上げていくべきだ、我々の責務だと僕は思っているのです。そういう形で、行政の人たちがなるべく良い範囲で、映像記録が今のうちに撮れるような環境を、少なくとも文化財審議委員をしている人たちは、この中にどれくらいいるかわかりませんが、無形文化財は今やらなければ大変なのだという実情をどんどん言っていかなければいけないのではないかと思います。

大島暁雄(東京文化財研究所) 話題の方が、行政担当者に如何にマニュアルを出して説得力を付けようかという話になっていますが、実はこれは需要と供給の問題で、私自身としては、今回の指針みたいなものを一つの手助けにして、映像製作業界がもう少し力を付けて、十分に経営として成り立つのだと、だからもっともっと自分たちの活躍する場を作ってくれという風な形で動いてほしい。行政の方だけで必要だからとやっている状況があって、現実的には発注しようとする側の、言い方としては失礼かも知れませんが若干力不足みたいなのがあって、少しでも安く受けるという形になっています。それではいくらお金が必要かということがなかなか見えない。むしろ業界の方から、こういう仕事については最低限どのくらいのお金が必要なのだと、それだけあれば経営として成り立っていくのだと、業界の方が成熟して、むしろ業界の方から映像製作についてもっと発注してくれという風な力が湧き起こることを期待している。やはり両方の動きが相まないと、なかなかこういう問題は、片一方だけでは成立しない。特に行政というのは、需要の方が成熟してこないと行政側だけの必要性で進むということはありません。宮田さんの言うように、大変ずる賢い言い方ですが、私としてはその二兎を負うようなことを、今回の指針については期待しているのですがいかがでしょうか。

西 昭信(福岡市教育委員会) 八千代市さんの方は、非常に興味深い、ご自分で撮っていらっしゃるのですよね。福岡市も、自分でできることは自分でということをやっている運動があります。その運動の一つとして、福岡市教育委員会では、無形文化財と無形民俗文化財の映像の記録を行っております。これには業者さんは入りません。職員が自分で撮って、編集を自分でしまして、ラベルも作って、ということをやっております。予算はありません。既存の予算の印刷消耗品費でビデオテープを買っている。元々あったデジタルビデオ、三脚もありまして、みすばらしい機材なのですが、それを使って撮ったもので、作れるものを作っています。

平成15年度から始めまして、当初一年度でするつもりだったのですが、台風で中止になった宮崎宮の神幸行事というのがありました。それが二年に一回の行事だったものですから今年度まで延びておりますが、福岡市内の指定の分は、行事のこの部分は撮れていないというものはかなりあるのですが、一応ダイジェスト版のようなもの、福岡市にどんな行事があるのかというものを網羅できるものを作れる程度のソースを揃えました。全てを撮っていないのです。前日から準備を始めて、その日に行事があって、後でまた行事があるのですが、海で禊ぎを行うところなどは、一人しか撮影者がいないので、機材を持って移動して撮影するということは難しい。また時間も、この行事のうちのこの部分は別の方という体力的にもつのですが、一人でやっているともたないのです。それで撮れていないところもあります。そういったことで、一般の方が見てこういう行事なのだ、うちの方は文化財の指定関係の本があり

ますので、それと一緒に見せているのですが、そういうことを考えながらしております。できるだけ理解して欲しいので、こういうゲーム機なのですが、映像を見られる機械がありますが、それに入れて、これは博多山笠行事ですが、こういう風に見られるようにして、こういう行事を福岡でやっているのですよというように利用しております。

予算獲得ですが、これをDVDにしているのです。ことある毎に偉い人に差し上げるのですが、こういうのをやっていますというお金をくれるかなと思ってやっています。声が小さいものですから、局内でお金の捕り合いに負けてしまうので苦労しているところです。

一つ質問して良いですか。先ほど業者さんとお話したのですが、こういうことをやっている関係上、自分で撮影して取り込んで、自分で編集していますので、ハードディスク上にデータファイルがあったら、もう一度編集することが自分でできるのです。業者さんにさっきお尋ねしたのは、未編集のデータを、キャプチャーした状態かテープのソースの状態でもらうという契約を仕様書の中でうたえば、もらえるのかということをお尋ねしたのです。それをお答えいただけたらと思います。

中藪 契約と別に、著作物についてはオリジナルの権利があります。

俵木 基本は契約であるという話をさきほどしました。もしそれを利用されたいのであれば契約をして下さいということだと思います。ただし、契約とはあくまで双方向的な問題ですから、ただ契約書に「譲渡のこと」と書いて、ここに判を押して下さいではまずいわけで、両者が納得する形で契約ができて、制作会社の方も譲っても良いと考えるのであれば、譲り受けることは大変有効なことだと思います。

さっきちょっと言ったのですが、誤解があるのは、別に生データそのものを譲渡されたり、利用の権利を譲渡してもらわなくても、使いたいときに一言使わせて下さいと言って、良いよと言ってもらえれば使うことはできるのです。そのときにもちろん代価は幾らにしようという話が出るかも知れません。初めから譲るか譲らないかの二択で答えを出せる問題ではないと思うのです。

山路 今の福岡市の方は文化財の方か、広報の方かわかりませんが、文化財の方だとしたら、今我々が考えているのは記録保存ということを考えているのです。一般に普及するとしたらみなさんがお撮りになるのは良いかも知れませんが、我々が一生懸命になって考えているのは、国民の文化財をどういう形で後世に伝えていくかということでの記録保存ということなので、そういう形で記録が撮れてしまうということになると、逆に困るなという感じがします。上の方々が、素人でも撮れてしまうというような発想を持たれてしまうと非常に困る。後世の人にきちんとした記録として残して、それが後で使えるということが、文化財保護の人たちが一生懸命やっている目的ですから、広報とはちょっと違うので、そのやり方も記録ということになると、僕らから見ると賛成できない。

西 今のご意見については、保存については、福岡市の場合は無形文化財より無形民俗文化財に対して補助金を交付していきまして、その補助金の交付を通して保護を図っています。私は補助金の交付の担当なのですが、その延長上にありまして映像を撮っている。どこの自治体にもあるかどうかわかり

ませんが、私どもがやっている補助金というのは、公開事業補助と言いまして、文化財を公開するのを補助することなのですが、効果がどの程度上がっているのかと言われることがございます。事業者さんの方に、ポスターを貼ったりチラシを撒いたり、あるいは新聞社に働きかけたりはしないのですかと聞いたら、行政の方で動いてくれないかということを言われまして、そういう流れの上にこの事業があるという側面があります。

コーディネーター まだ時間があります。違った切り口でも、今の連続でも、他の方のご意見をいただきたいと思います。

本津絢子(大阪府伝統文化総合支援研究会) 朴研究室長からお話をお聞きしまして、2点ほど確認させていただきたいのですが、最近のご予算が、日本円で1,000万円ほど、事業は年間15本ほどクリアしているというお話があったのですが、私ども日本ではとてもできない金額ではないかと思っておりますので、その予算と事業内容についてもう少し詳しくお願いします。

朴 相國 15本というのは、二つの事業を含めて言いました。1,000万円のものは10本だけです。5本は別の事業でやります。全体の予算は1億円で10本です。1,000万円で1本作るといことです。

コーディネーター 私ども芸能部総予算よりはるかに多い潤沢な資金ですね。

朴 相國 韓国では無形文化財で指定されていた人が、10人くらい毎年亡くなりました。年に1本だけ作っていても足りないのです、がんばって予算を作りました。三年間で4,000万ウォンから10億ウォンになりました。25倍です。韓国では、日本と違うのは、無形文化財に工芸技術と芸能という主に二種類があります。公演のもの、音楽などは、今は舞台になりまして、しかも短くなりました。大体30分や1時間以内に終わります。それでは記録性が落ちますから、記録映画の場合、時間に関係ないことになりました。2時間、3時間のものもある。そんな形になりました。

朴 原模 私は日本で勉強させていただいて、日本中をまわりながら韓国の方もまわって、アマチュアとして記録作業をやっていたのですが、二年半ほど前、今の職場に就職して国へ帰ることになりました。それで重要無形文化財の記録担当ということになっています。室長は企画で、私が現場の指導などの作業を行っているのです。

私が日本で感じたのは、先ほどの発表の中でも、記録してみんなが見られるようにとか、そのような記録方法、時間が切れないようになどと、記録性に対して慎重な考え方を持っておられました。韓国に帰ったらそれはできない状態になっているものがほとんどなのです。日本の場合、1975年度から重要無形文化財と無形民俗文化財とに分けられるのですが、韓国の場合では、1962年に文化財保護法とともに重要無形文化財が指定されて、そのときは重要無形民俗文化財がほとんどということになりました。だから、韓国と日本との無形文化財の概念が違うということです。また、それを指定する基準として

主に使っていたのは、日本では民俗芸能大会になるのですが、韓国では民俗芸能という概念もなく、ただ芸能大会があって、そこで大統領賞に選ばれたところ、そこに調査報告書を作って、出して指定するという形が多かったのです。そのため、大会に出演するために、30分とか40分、そのときは40分が多かったのですが、40分のものに作らなければならなかったのです。日本では民謡のようなものは指定されていないのですが、仕事しながら行う、韓国で農謡と言われている農作業しながら歌う歌が指定されています。一年中、種を蒔きながら歌う歌とか、草取りをしながら歌う歌があるのですが、芸能大会に出すためにそれを全部30分に集めてしまう。そうすると、それが大統領賞を受けて指定されるのです。そのような事情で、先ほど変容ということが出ていたのですが、韓国の場合、そのままということよりは、変容が激しくて、民俗芸能なのに舞台化されて現場をなくしている芸能が多くなっている。一方、技能の部分、工芸では、道具の使い方が変わっているのです。昔のような鋸でやっていたものも電気でやっているし、機織りも昔の形ではなく、戦前日本で作られた改良の機織りですようになって、その記録作業のために行ったときはほとんどできなくなっていたのです。逆に、復元を考えなければならぬときが多くなります。芸能の場合も、その時期に舞台化されたものも撮りますが、同時に、指定のための報告書以前の姿も、復元という形で撮る作業も行っております。例えば大工作りも、昔の形で一応やってみて、できるだけ昔の作り方を最小でも残そうとしてやっています。

1本1,000万円というのは、そのような作業をやるのに、制作側に800万円ほど使うのですが、その中には参加保存会に対するギャランティーが100万円くらい入っていますし、その100万円は保存団体に対する支援の意味もあります。貧しい保持者も多いので、支援の意味もあるのです。最初は安かったのですが、工芸の場合は400万ウォンだから40万円くらい、団体種目の芸能の場合は90万円くらい出しています。その中では記録本を作ることもあるし、短い広報用のものを作る。また1,000枚くらいのDVDも作っています。東京文化財研究所にも送っていますが、普及用のDVDを作る費用があります。さらに記録映画と一緒に写真入りの本も作っているのです。その二つのことが並行して進んでいます。スチル写真の値段と本を作る費用とで1本100万円くらいかかります。映像と写真と記録本を入れて1,000万円くらいになります。映像記録用に対しては時間の制限はありません。

コーディネーター ありがとうございます。韓国と日本とは映像を作る主体も違いますし、日本の場合は地方公共団体の補助事業という形が多いのですが、国の指定の物件に関しては国立文化財研究所が、韓国の場合は国立ですが、やっておられる。我々は国立ではありませんし、4月からは公務員でもなくなりますから、国としての力の入れ方が違うのだと、ちょっと腹立たしくなってきたのですが、そんな愚痴を言っても仕方がないのですが。

山本宏子(岡山大学) 今日は大変いろいろありがたいことを学ばせていただきました。お金がないということですが、お金を有効に使っていないという問題もあると思うのです。岡山県がそうであると言っていることではないのですが、例えば、先行事業として不十分なビデオを作り続けている人たちに、私はこの研究協議会でしっかり勉強しました、私の方がよくわかっていますから私に代わりにやらせて下さい、というわけにいきませんし、そういう事業がスタートしていると、それに被せるようにして、例え

ばふるさと文化再興事業ですか、良いアイデアだと思いますが、その人たちを差し置いて、私が代わってやりますということではできないのです。今日ここにおいで都道府県の方は良いのですが、岡山の方は来ていないみたいです。そうすると、岡山の担当者に、文化財研究所の方はどのように、指針ですから強制はできないのですよね。今現在、行っている方たちにこれをどうやって伝えるのか。来ていないところは、声をかけているけれど来ていないということなののでしょうか。

コーディネーター この指針の使い方はまた小協議会で協議しなければいけないのですが、現段階は私の私見ですが、都道府県を通じて全市町村に冊子の形か通知の形かわかりませんが、情報が行くようにしたいと思っています。ただ、そういうものは市町村レベルでいうと、国からたくさん来るのです。それで埋もれてしまう場合が多いのです。これは文化庁とも相談して、例えば国の補助事業でやる場合は、こういうものを参考にして下さいと文化庁から口添えしてもらおうとか、うちの研究所は力がなく強制力はないですから、文化庁から行くと暗黙のプレッシャーになるのかなと思います。そういう方法で、少しでも活用していただける方向は考えたいと思っています。

参加者に関しては、毎年、全都道府県の教育委員会を通じて、市町村に周知いただいて参加者を推薦下さいということをやっております。もう少し余裕を持って通知しろということをおしかりいただくのですが、なるべく早め早めにしております。参加いただけないところは、都道府県から先に潤滑に回っていないのか、あるいは市町村に行ったらけれど興味を持たれないのか、その辺は我々が追求できないところです。努力はしているというということです。

星野 紘（東京文化財研究所名誉研究員） 私は八千代市と福岡市の方のご意見は、非常に現時点において、聞くべき意見だと思いました。こちらの研究所で研究会を重ねて研究され、一つの指針を出したということは大変結構ですが、現時点において有効な方策ということを考えるならば、二つの意見を聞くと、地方自治体として大変広がりのある意見かも知れないと思いました。取りあえず、今回出席なさった地方公共団体の皆様をターゲットにするとか、研究会の方が実情をまず聞いて、基本方針は良いのですが、現時点で映像記録を進めていく上で、地方公共団体の人たちにとって、どういうことが問題となって、どういう対応策を考えなければならないのかという点まで、是非踏み込んで調査・研究を続けていただきたいというのが私の希望です。

特に、緊急を要するから自分で作った、これは大事なことです。来年まで行事が続かないかも知れない、管崎宮の神幸行事が絶えそうだから作った、これは大事なことです。保存につながることです。もう一点は、今は機械が素人でも使える、デジタルカメラがそうです。私は知らないことがいっぱいあつて言える資格はないのですが、デジタルで残すということが可能になっていることとか、地方自治体の予算が冷えているとか、色々な条件があると思うのですが、まず実態を把握し、そういう困っている人がいるならば見合った方策をご研究いただきたいというのが私の希望です。

俵木 何か誤解があるかも知れませんが、アマチュアの方が撮った記録が意味がないと言ったつもりはありません。現に私も調査に行くときは、一人でカメラを回して記録を撮って、それを記録ですと言っ

て、この研究所の資料として収めています。それはそれで記録として意味があると思います。

私がそうやって一人でやるときであっても、なるべく良い記録を残したいと思うのであれば、こういうことに気を付けた上で撮りたいと考えています。例えば、実際に予算を取って発注してやる事業とは規模も手続きも違いますので、ここでの話とは性格が違うものだと思います。それでも原則的に、事前に地元に行って、内容を確認して、この場面ではこういうところから撮った方が良いとか、この部分は地元の人がちょっとと言うので撮らないようにする。撮影するときの心がけにしても、身体全体が、舞床が決まっているのであれば、全体が画面の中に収まるようにするとか、アマチュアとして撮るときであっても、気を付けようと思っていることであります。そうやって撮っていれば、よりわかりやすい記録になるのではないかと。少なくとも何も基準がないまま、自分で面白いように撮ると、それでも私はかまわないと思うのです。個人の研究者が自分の関心で、足の動きに興味があるので足ばかりを撮っているというのも良いことだと思うのですが、それはここで話している映像の記録性という意味とはちょっと離れると思います。それはどんどんやっていただいかまわないと思うのです。ただ、ある程度、記録なのだ自分で意識して撮るときは、それはアマチュアとして個人であっても、今日話したような内容のいくつかは、良い記録を撮る役に立つのではないかと思います。実際に、われわれは、業者さんに発注して作る記録だけが記録だと思っているわけではなくて、アマチュアの人が撮った記録も、研究所の資料として有効に使って下さいということであれば、ありがたくいただいて、資料として登録しております。ただ、そういうときでも、記録として意識して、今日お話しした内容を考えていただければ、より良い記録として、スタンダードになるのではないかなというつもりで呈示したわけです。こういう風にやらなければいけないということは、一言も言っておりませんのでご了解いただきたいと思います。

長谷川 発注する側から申し上げますと、県、市町村の職員が、公務でカメラを回した映像でよしと言われると、次にきちんとした映像を専門の会社に発注するとすると、難しくなるのです。趣味で撮っている分には良いのですが、それでなくても、残業はするな、時間外は付けるなどと言われていて、自分で撮影して時間外は付けるなどということを言われるのであれば、市町村ではお金がないからということで、ただで撮ってもらうということはやっています。本人は撮らなくても、町の中にアマチュアで、撮影が好きで、定年後にそんなことをやっている人はいくらでもいます。その人に頼めば時間を無視してやってくれます。自分で編集機材を持っていますから、お願いすればそれなりのものは撮れます。しかし、餅は餅屋で、専門のところをお願いして、きちんとした作品を、行政としては公式に撮る。そういう姿勢を持たないと、事務の人は、職員でも撮れるのであればそんな高いお金を出して頼む必要はないのではないかとこの話が、財政事情が悪くなると出てきます。文化財所管課の人がそういうことをやっていると、とても反論できないということになります。できれば文化財所管課の人がカメラを回すのではなくて、緊急性がある場合は、一般のアマチュアの人に頼んで仮に取っておいていただく。いつかまた予算のあるときには、きちんとしたものを専門の会社をお願いして撮るといふ姿勢は持っていただけたらと思います。

朴 原模 業者に発注して行うということは、専門性ということもあるのですが、公益性というものもあると

思います。個人で撮ったもの、正直言って、私が撮ったものを出せと言われても出したくないときもあると思います。そういった意味で、国や自治団体がやっている記録作業というのは、国民が使える資料を残すということが、もう一つ重要ではないかと思います。

浜島 先ほどアマチュアで撮った映像がどうだとか、プロでどうだとかのお話がありましたが、ある程度規模の大きな映像は、プロの方で、機材と打ち合わせ等をきちんとやっていただいた記録でない、後の利用は難しいかなという気もしております。一方で、お互いににぎやかな祭りとかに目が行くわけですが、山の中などの少人数のお祭りとか民俗が、どんどん消えていく恐れがあります。そういったときは、こちらの文化財研究所の方で、マニュアルとか、ずらずら横書きだとわかり難いのですが、アマチュアでもきちんとチェックをして撮っていけば、そこそこ企画にあったものになるというか、小規模の民俗等についてはそういうものでもやれますよという形で指針を早く作っていただけると、私が何か撮るときに、これとこれを撮れば皆さんにある程度使っていただけるかなと思うことができます。そういうことがわからないとどうしても抜けてしまう場合があります。そういう小規模で、アマチュアでも対応できるマニュアルを作っていただけるとありがたいと思います。

阿部武司(東北文化財映像研究所) 今まで三年間積み上げて来たわけですが、これは日本の無形民俗文化財をどうするかという大きなテーマなのです。だから個人がどうのこうのという問題で話し合ってきたのではなく、先ほどから韓国の例を紹介していただきましたが、本来ならそのレベルにあるべきなのです。それなのに予算がないとか、上が理解してくれないとかで、理想を捨てては自滅行為になるのだと思うのです。私も民俗の現場で生活している、作業している中で感じることは、皆さんと同じなのです。明日なくなるかも知れないというものも見ているし、私も業務でなくても個人で撮っています。だからというのではなく、ここは理想像を作って、行政に納得してもらって歴史的事業だと思うのです、極端に言うと。だから、韓国のお二人が見えて、数年で大きな予算を獲得してやっている熱意を感じ取っていきなさい。私は岩手なのですが、毎日の様に民俗を伝承している方たちが高齢になって亡くなるという現実があるわけです。形が残っていてもなかなか民俗が残らないという中で、緊急性を要するので、そういう声を挙げながら、やはり現実的な対応をして、悲観的にならずにいて欲しい。私は端的に言って業者なのですが、業者を越えた考えで、共通認識、さっきから意識を共有するということをおっしゃっていますが、そういう意識を作ることが、この協議会の大きな目的ではないかなという気がしております。

コーディネーター 時間が参りました。今回は、これだけで討議が尽きるわけではなくて、これから小協議会も継続いたします。ただし、永遠に続けるわけではなく、きちんとした形のもの、期限を切ると俵木君に怒られてしまうかも知れませんが、できれば数年中に、皆さんにきちんとしたものをお届けしたいと考えています。そういう場合に、来年の協議会までに皆さんのご意見をうかがう機会が持てないかも知れませんが、うちのホームページに、皆さんのご意見をいただくフォーマットを作ってメールで送っていただくとか、そういう方策を考えたいと思います。現実を見ていないという声も、耳が痛かったと

いう気がしましたが、これに懲りずに、現実を見つめつつ、何かしら良い方向を目指していきたいと思っております。

来年度以降も、テーマを見つけて続けて参りたいと、私自身は思っております。たとえ博物館に吸収されてもやっていこうと思っておりますので、ぜひまたご協力をいただければと思います。本日は報告者の方、コメンテーターの方、会場の皆さん、長時間、本当にありがとうございました。以上で終わります。

参 考 资 料

2005. 11. 24 第8回民俗芸能研究協議会

民俗文化財映像記録のねらいと枠組み

東京文化財研究所客員研究員 大島暁雄

0. はじめに

- 1) 無形の民俗文化財は変化・変容が不可避
祭礼・行事や民俗芸能、民俗技術など、人の精神や肉体によって継承される無形の民俗文化財は、時代の趨勢や生活様式等の変遷によって変化・変容を余儀なくされる性質を有する。人類の貴重な文化遺産であるこれらの文化財は記録でしかその姿を留めるのは不可能であり、映像記録化の作業はその最も有効な手段の一つである。
- 2) 無形の民俗文化財における映像記録の効用
映像記録が当該文化財の保存・継承に、最もその有効性を発揮すると考えられる機能として、①「ある時点での価値の記録・確認」②「伝承用素材の共有化」、③「広報・普及用資料の確保」の三つがあると考えられる。
- 3) 無形の民俗文化財における映像記録の重要性の認識は世界的潮流
無形の文化遺産 = 地域共同体・民族のアイデンティティの証明
同 記録化 = 文化の多様性の確保、個別文化の保存と継承に不可欠
- 4) ユネスコの動き
ア) 「人類の口承及び無形遺産の傑作宣言」 (H10、第155回ユネスコ執行委員会採択)
イ) 「無形文化遺産の保護に関する条約」 (H15、第32回ユネスコ総会採択)
- 5) 映像制作をめぐる現実的課題 = 周辺環境の未整備
ア) 映像制作手順の理解度の低さ = 業者に任せきりの体質 (発注者側の不勉強)
イ) 映像制作業界の経営体意識の未成熟 = 経費のダブリング (受注、発注双方の責任)
ウ) 映像資料への過度な期待と認識の低さ = 撮ればいい (作品評価システムの未成立)

良い記録を作るために解決しなければならないこと = 今回の研究会の趣旨

1. 文化庁の無形の民俗文化財記録作成事業

- 1) 国自らが記録を作成 (「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」を対象)
昭和30年度から = 文献記録 = 各地の民俗研究団体に委託し調査を実施
『無形の民俗文化財の記録』として刊行中 (平成16年度で第48集)
- 2) 国庫補助事業 (指定・未指定を問わず)
昭和53年度から = 映像記録作成事業を中心に補助事業開始
「民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項」 (平成11年4月1日長官裁定)
 - (1) 重要有形・無形民俗文化財伝承基盤整備事業
 - (3) 無形民俗文化財活用事業

2. 国立歴史民俗博物館との協力事業

- 1) 民俗文化財映像記録作成事業について

昭和59年度より国立歴史民俗博物館の企画事業に文化庁が協力し作成している。

仕様) 16ミリカラーフィルム 30分程度

目的) 国立歴史民俗博物館の展示資料+文化庁の民俗文化財記録保存

対象) 「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」 選択物件から選定

活用) 国立歴史民俗博物館の映像展示ブースで公開、別に制作会社から一般販売

2) 制作方法

体制) 国立歴史民俗博物館が「民俗文化財映像資料制作委員会」を組織

歴 博) 民俗研究部教官、管理部職員

文 化 庁) 伝統文化課民俗文化財担当調査官

学識経験者) 民俗研究者、映像評論家、地元行政関係者

手法) 委員会で「制作要項」作成 → 映像制作者からシノップシス応募 (指名競争入札) → 業者作成シナリオ検討 → 撮影 → 構成検討 → 完成

(契約は、平成13年度から2ヶ年継続とし前年度ロケハン方式にしている)

3. 映像記録作成の基本的な考え方

1) 制作目的を明確にすること

活用目的で「記録・学術用」、「伝承・後継者育成用」、「広報・普及用」に分けられ、それぞれにより事業の進め方・手法も微妙に変わってくる。しかし、現実的にはそれぞれの機能は混在しており、経費的制約も存在するところであって、実際的には、制作する場合に主目的をどこに置くか、意識上の問題となろう。

★ 3つの目的

- | | |
|---------------|--------------------------|
| * 「記録・学術用」 | = 周辺事象を含めた広角的記録重視、現場記録中心 |
| * 「伝承・後継者育成用」 | = 細部のディテールを重視、個別記録の集積中心 |
| * 「広報・普及用」 | = わかりやすさ重視、物語性・作品性が必要か |

【制作目的別手順模式図】 (一般的な流れ)

学 術 調 査

制作委員会 — 現場確認調査 — 構成案作成 — 映像記録作成

記録用 【研究者の参加・主導】

伝承用 【伝承者の参加・主導】

広報用 【映像作家の参加・主導】

※関係者とその参加の時点、関わり方が相違してくる

2) 映像資料の持つ特性を認識すること

映像の特性と限界を意識し、文献記録などの他の手法の併用を考えること

★実写動画像 (映画・ビデオ) の特性

【大森康宏「民俗誌映画の撮影方法に関する私論『国立民族学博物館研究報告』9-2、1984】

- ① 現実の事象の進行時間と同じ進行時間で記録する (時間軸の中で再生が可能)
- ② 撮られる中心的被写体だけでなくその周辺の背景も記録する (記録の広角性)
- ③ 映像は現実感のある正確で具体的な出来事の視覚表現である (表現手段の一つ)
- ④ 音声の存在は映像の現実感を強め、見るものに登場人物などへの同一化作用を起こさせる (説得性に優れる)

★映像の持つ限界と危険性 (大島私見)

- ① 映像制作は一つの表現手段であり、作成者の資質・視点上の制約が不可避
映像記録は現実の一部分を切り取って記録したもの = 切り取る側の点に左右される = 気が付かないものは記録できない
- ② 説得性の利点は、逆に誤ったイメージを与えることが容易であるということ
映像は簡単に嘘をつく = 撮影者等の見方によって反対の意味にも
- ③ 映像制作者と研究者・伝承者が同一人物であることが望ましいが現実には困難
「餅屋は餅屋」にならざるを得ない = 制作意図をどれだけ伝えられるか
- ④ 映像記録は精神文化など内面の記録や無形の伝承の記録は不得手である
「映像は感覚的伝達に優れるが、理論的・解析的な記録は不得手」

3) 撮影の事前に十分な準備をすること

映像記録作成事業にあたっては、複数年度の事業期間が望ましい。

事前準備の内容や制作手順に関しては、先の制作目的によって左右されるところが大きい、一般的には以下の通りである。

企画立案) 既存の民俗学的・芸能史的な素養に基づく伝承調査や参与調査の活用
委員会等) 制作(活用)目的の確定、映像制作者の選定、撮影・編集指導など
撮影立会) 撮影の指示・連絡調整など(指示の中心者の特定が必要)

なお、記録の作り方としては、民俗文化財のなかの祭礼・行事などの「風俗慣習」を含めた行事全体を記録する場合と、舞庭や神楽殿等の固定的な空間で行われる「民俗芸能」を芸態の記録等を目的に撮影する場合とでは、特に撮影手法等に大きな違いがあり、制作経費等に大きな差が生じる事が多いので、注意が必要である。

4) 記録完成後の保存・活用体制の整備を図ること

- ① 関係者への周知と活用体制の整備 = 広範な利用を実現するために
- ② 映像記録の記録化作業 = 映像も記録資料の一つ、データ化の必要
アーカイブ化への対応
- ③ マスターネガ等の保存・管理体制の整備
- ④ 著作権及び二次使用に対応する管理体制の整備
- ⑤ IT化への対応

映像記録作成の準備と事前調査

株式会社 ポルケ
制作 大日野佳代子

、準備と事前調査の重要性

民俗芸能、風俗習慣、民俗技術などの無形民俗文化財の映像記録事業においては、正確さを期し、流れを止めることなく必要なものを撮影するために、事前調査によってできるだけ多くの情報を収集する必要がある。事前の調査と打ち合わせの密度が出来を左右すると言っても過言ではない。

しかし、現状の映像記録作成事業の現場においては、これらは十分考慮されていないことが多い。

期間については複数年度、予算については資料購入費や複写費、リサーチのための人件費を計上することが必要である。

ここでは、映像を作成する前に必要な、理想的な準備と調査の内容とその重要性を明らかにしていきたい。

、記録作成事業の3つの目的と必要な情報

記録作成事業には大きく分けて3つの目的があり、それぞれ必要な情報が異なる。実際の事業ではいくつかの要素が混在している場合もある。

【記録、学術用】

民俗文化財が通常置かれている環境、段取りをそのまま記録するので、それにあわせてカメラ位置、動線、音収録、照明の方法を決定する。それぞれの儀礼、芸能、技術をその意味も含めて一連の流れとして把握することが求められる。

その上で、撮影すべきものを決定する。場の意味を知り、周囲の状況も含めて記録をすることを考える必要もある。

【伝承、後継者育成年】

伝承の助けとなるような映像を作るために、伝承を理解しやすいアングルを探る必要がある。また、必要な音要素を把握し、それらをバランスよく拾えるようにマイクを仕込む必要がある。

道具の用意、衣装や作業服の着付け、特殊な練習方法、口伝、民俗に対する意味付けなど、完成形に辿りつく前の練習や準備段階、心意伝承についても調べる必要がある。

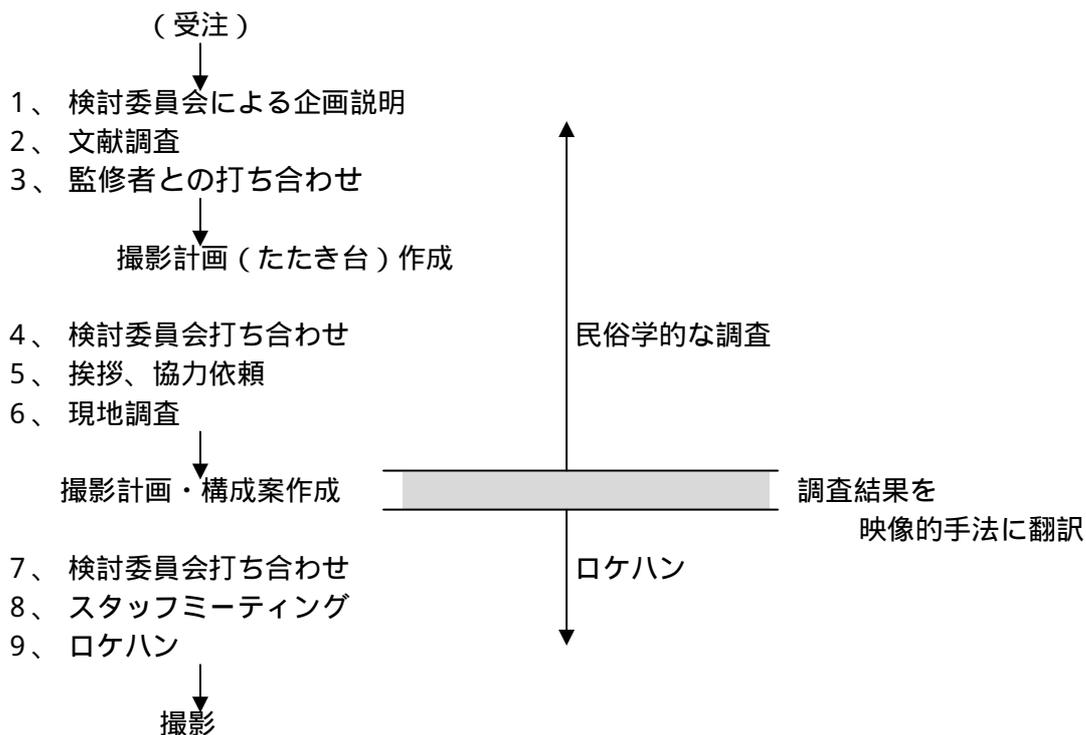
【広報、普及用】

無形民俗文化財そのものについての他に、地誌、歴史的背景、地域の他の民俗との関わりなどを短い時間で平易に説明するためにどんな映像要素が必要かを考える必要がある。的確に必要な要素をカメラに収めるためには実は一番幅広い情報が必要。

、準備と事前調査の工程

準備と事前調査の段階では、民俗調査とロケーションハンティング両方のノウハウが必要となる。

民俗芸能の映像記録においては、対象となる無形民俗文化財の民俗学的意味や伝承のしかたを正確に把握したうえで必要なものを選択し、撮影対象を決定したうえで、機材の特性、技術的制約、費用を考慮しながら条件に合った撮影方法やスタッフ編制を選択しなければならない。



1、検討委員会による企画説明（検討委員会、受注者/制作スタッフ）

検討委員会から事業の意図や希望を受注者に対して説明をする。検討委員会が把握している文献を受注者に紹介、資料の提供する。

2、文献調査（受注者/制作スタッフ）

撮影対象を知るための最も基本的な調査は、過去の研究成果や記録類を把握するための文献調査である。都道府県誌、市町村誌、研究書、報告書、論文、写真集、新聞記事、地図などを読み解くことによって、撮影対象となる民俗文化財に関する情報を事前に把握する。

ただし、出版物が発行されたときから伝承の状況が変化している場合も多いので、文献調査だけでは不十分で、必ず現状確認のための現地調査が必要。

本来は映像記録作成事業よりも先に調査事業があることが望ましい。調査事業によって作成された詳細な報告書を参考にしながら映像記録作成事業を進めることができ、映像の完成度をより高めることができるため。

国立歴史民俗博物館

日本の歴史と文化に関する博物館活動及び考古、歴史、民俗に関する研究活動を行っている。文献や資料の収集、映像製作も行っている。

<http://www.rekihaku.ac.jp/>

郷土資料館・地域図書館の郷土資料室

郷土資料の収集をしており、必要な資料がまとまっている。地元にはかない報告書や新聞のスクラップなども入手できる。

大学図書館・付属研究所

専門書や学術雑誌などを集中的に収集しているため、効率よく資料を収集することができる。

公共書館

国会図書館には国内で刊行されるすべての出版物が原則として収められている。また、東京都立図書館などの都道府県立の図書館も比較的資料が充実している。

データベース

専門書や論文のデータベースを利用し、キーワードから関係する資料を検索する。

NACSIS Web cat

<http://webcat.nii.ac.jp/9>

国立歴史民俗博物館 日本民俗学文献目録

<http://www.rekihaku.ac.jp/doc/t-db-index.html>

民俗芸能学会編 『民俗芸能研究文献目録』 2004 岩田書院

3、監修者との打ち合わせ（監修者、受注者/制作スタッフ）

監修者から、研究の視点から撮影すべきものを指摘してもらおう。監修者とは撮影前によく打ち合わせをすることが大切。加えて監修者には当日のきめ細かな指導も望まれる。

受注者が民俗的な知識を持たない場合、とくに監修者の役割が重要となる。

* 撮影計画（たたき台）作成 *

スケジュールや撮影項目の案を作成し、現地調査、打ち合わせのたたき台として使用する。

4、検討委員会打ち合わせ（検討委員会、受注者/制作スタッフ）

スケジュール、撮影項目案を検討する。

5、挨拶、協力依頼（伝承者、受注者/制作スタッフ）

発注者は事前に、伝承組織に対し事業の趣旨を説明して事業の了解を取っておく。

受注者が伝承組織のメンバーと顔合わせをし、撮影への協力を依頼する。撮影計画案を

もとに意見を交換する。伝承者がどのような映像記録を求めているのかを知ることが重要。

6、現地調査（伝承者、受注者/制作スタッフ）

大きく分けて、聞き取り調査と事前見学、初年度の撮影対象見学がある。

文献調査をふまえて聞き取り調査をおこない、現在の伝承状況や過去との違い、関連する民俗を確認する。先行研究が十分でない場合にはここで必要な情報を得なければならない。

事前見学によって動作、使用空間、音などを把握する。上級者や年長者から後継者への指導によって、伝承者が留意している点を知る。

複数年度の事業で撮影する場合は、初年度に見学する。

* 撮影計画・構成案作成 *

ここまで調査してきた結果を整理し、民俗的に重要な要素を明らかにする。それらを撮影スタッフに説明できる言葉に翻訳し、置き換える（どう映像表現するのかを検討し、具体的な撮影項目として落とし込んでいく）。撮影スケジュール表、動線・機材配置表、撮影項目表、スタッフリストなどを作成する。

7、検討委員会打ち合わせ（検討委員会、受注者/制作スタッフ）

撮影計画及び構成案を検討委員会に説明し、チェックを受ける。ここで最終的な調整と確認を行う。

8、スタッフミーティング（受注者/制作スタッフ、取材スタッフ）

技術スタッフに事業意図と民俗文化財の記録手法を説明し、番組的な手法でないことへの理解を徹底する。

その上で、これまでの調査結果の知識の共有を図る。文献、映像、写真などの資料のなかから撮影対象を理解できる資料をスタッフに提供し、具体的な撮影プランの打ち合わせをする。

9、ロケーションハンティング（受注者/制作スタッフ、取材スタッフ）

練習や作業日、伝承者の集まりがある日などに合わせるとよい。撮影場所と撮影対象を確認する。どのような撮影方法がよいかを技術的な制約を考慮しながら具体的に検討していく。

、調査項目の例

どのような点を重視して調査するかは、事業の目的によって異なる。ここでは民俗調査とロケハンの項目の一例をあげ、それぞれの着眼点の違いをみたい。

< 民俗調査 >

民俗文化財の歴史、伝説

民俗文化財の過去の実施状況

伝承組織

後継者への指導のしかた、伝承の際の留意点、芸談や口伝

伝承地域の地誌

他地域の同種の民俗文化財との比較

<ロケーションハンティング>

撮影場所とカメラ位置

動きの範囲

音の要素と大きさ、バランス

明るさ、光源

電源の場所、容量

段取り、動線

カメラ設置場所の確保

周囲からの掛け声や掛け歌、手拍子など音の要素と大きさ

観客、他の取材の有無

<両方>

現在の段取り、スケジュール

伝承者が必要としている映像

当日の可動範囲、見物人の数など当日のみの特殊な状況

神前や秘儀がおこなわれる立ち入り禁止区域

古文書、写真、音源、テープ等の記録類

、民俗学的な調査のための専門スタッフ、リサーチャーの重要性

民俗文化財の映像記録においては、その調査過程において民俗学的な素養が要求される。制作スタッフの中に調査専門スタッフ（リサーチャー）を加えることが望ましい。受注者に民俗文化財に対する知識がない場合、特にリサーチャーの確保が必要になるが、それには発注者の予算措置が不可欠である。

リサーチャーは、理想的には映像と民俗芸能の両方についての知識を求められる。民俗調査を中心的におこない、その結果を映像的な言葉に翻訳して撮影現場に反映する役割を担当する。監修者とは異なり、常にスタッフと行動をともにして意見を交換しながら撮影を進めていく。

民俗、民俗芸能、民俗技術を専門に学んでいる大学院生や修了者にリサーチャーとして協力してもらう方法もある。

<リサーチャーの仕事>

文献の収集と読み込み

伝承者、監修者との民俗学的な知識に基づいた打ち合わせ

監督、プロデューサー、技術スタッフへの資料出し、助言、意見交換

、よりよい記録を作るために ～情報の共有と意思疎通～

発注者と伝承者、監修者、受注者間で相互の意思疎通がスムーズになされることが、記録事業を円滑に進めていく上で最も重要。そのために、発注者、伝承者、監修者で検討委員会を組織して必要に応じて会議を開き、受注者との意見交換の場として活用していくことが必要である。

2005/11/24 第8回民俗芸能協議会

—制作・取材スタッフと撮影・編集機材—

東北文化財映像研究所 所長 阿部武司

0) 記録現場の重要性

- ① 民俗文化財(民俗芸能・風俗慣習・民俗技術)映像記録の最大の山場
 - 企画・調査・シノプシスに基づいた現場収録
 - 祭礼や風俗慣習などの現場では、臨機応変な対処の徹底(想定外の起こる可能性が高い)
- ② 正確な記録の決め手を担うスタッフの重要性
 - 企画意図を正確に理解したスタッフの集団(共有化した意志)
 - 祭礼や風俗習慣など偶然性に満ちた現場での即応性のあるカメラワーク
 - 民俗技術では、雰囲気だけでなく再現性に適したカメラワーク
- ③ スタッフ・機材(納品フォーマットを含む)は、予算策定のキーワード

1) スタッフ

- ① 制作スタッフ(演出系スタッフ)
 - 企画・目的に添った記録撮影の方針を具体化する部門
 - プロデューサー(制作)
 - 記録事業の制作サイドの責任者: 予算執行・スタッフ選定・総務などを担当
 - シナリオライター(構成・脚本家)
 - 企画・目的に添って記録作成のシノプシス(あらすじ)・シナリオを作成
 - ディレクター(監督)
 - シナリオを元に現場の演出を行い、編集を担当する。
 - アシスタントディレクター(助監督)
 - ディレクターを補佐して現場全体に指示が行き渡る様にする。
 - リサーチャー(調査員)
 - 記録全体を円滑に行うための準備、現場全体の調整を行う。
- ② 取材スタッフ(技術スタッフ)
 - カメラをはじめ収録機材を使って取材をする要員
 - カメラマン
 - カメラを操作し撮影する。
 - カメラアシスタント
 - カメラマンの業務を円滑にする現場を確保、移動などで機材を運搬。フィルムの場合、フィルムの装填やカメラの操作を補佐する。

- オーディオマン
マイクや音声ミキサーを駆使して現場音を的確に収録する。
ミキサー操作とガンマイク操作を別々の技師が行う場合もある。
マイクを多用する場合は、アシスタントを置くべきである。録音装置が必要な場合(バックアップやフィルム)は、別に配置する場合もある。
- ライトマン
電源の確保、調光を行い、照明機材を使用して適正な画像を確保する。
大がかりな照明では多数人員を必要とする。
簡易移動照明の場合はアシスタントディレクターが行う場合もある。
- ビデオエンジニア
ビデオ収録では、カメラの調整・カメラ間の色合わせを行う。
長時間記録のためにVTRを使用する場合は、その管理を担当。
- スイッチャーマン
複数カメラを映像ミキサーで切り替えて収録する場合の技術者。
ディレクターやビデオエンジニアが行う場合もある。

2) スタッフ選定で望ましい事

- ① ディレクターは、民俗文化財(民俗芸能・風俗慣習・民俗技術)の映像記録に一定水準の経験を有する事が望ましく、他のスタッフとの意識の共有化をはかれる資質が求められる。
応札においても選定基準に実績等を入れることが望ましい。
- ② 民俗文化財の記録事業に経験の豊富なカメラマンが望ましい。
記録映像では迫力や雰囲気に関わらずアップやデフォルメの多様は無用である。
但し、啓発普及の作成では、視聴者が感動するようなイメージの高い映像が求められるので、これらの要望に対応出来る資質が求められる。
応札には経験を選定基準に入れる事が望ましい。
- ③ 民俗に精通した調査担当者があることが望ましい。(兼務でも)

3) スタッフ編成

目的を共有する専門集団として行動できる体制。

- ① 基本的制作スタッフ
プロデューサー・ディレクター・アシスタントディレクター(カメラ編成で必要数変化)
・リサーチャー
- ② 基本的技術スタッフ(1チェーン)
カメラマン・アシスタント・オーディオマン・ライトマン
(カメラの台数・移動の有無で技術スタッフの総人員が決まる)

4) ビデオとフィルム

フィルムとビデオの特性は、基本的に異なる

- 上映形態がフィルムは基本的にスクリーンでビデオはテレビ画面。
- フィルムには16ミリと35ミリがあり、ビデオには、SD と HD がある。
- 被写体の質感を重視するなどの場合、35ミリのフィルムを用いることが多い。
- 世界文化遺産などを記録する場合は、35ミリフィルムが妥当だが HD フォーマットの併用も考えられる。
- ビデオは長尺物に向いている。

5) 必要な機材

記録の目的で選定基準が変化する。将来を考慮して選定。

① 記録フォーマットの選択に関する注意点(参考資料参照)

- SD(スタンダード ディフィニション):標準精細映像
 現行のテレビの画角(横4:縦3)日本の場合走査線が525本
 アナログ記録とデジタル記録があり現在主流はデジタル(多様な記録方式がある)方式。
- HD(ハイ ディフィニション):高精細映像
 通常ハイビジョンと呼ばれる記録方式で横16:縦9の画角画面。
 05年度から地上波デジタル HD 放送が開始され2011年度でアナログ地上波が廃止される予定。
 - HD 環境が整うとビデオ映像は、すべてこの方式に変わる可能性が高い。
 - SD で収録する場合も、16:9画面サイズで収録しておけば、アップコンバートしてHD環境で視聴が可能(画質はHDには及ばない)

② 収録機材の説明(表を参照)

- ビデオカメラ
 - 放送業務用と一般業務用がある。放送業務用を使用するのが望ましい。
 - 記録フォーマットが異なるカメラがある。
 - 民俗文化財記録に適したカメラとは。
- オーディオ機材
 - マイクロホン(ガンマイク・ピンマイク・ワイヤレスマイク・仕込みマイク)
 - 音声ミキサー(ポータブル型・据え置き型)
 - 録音機(DAT・MD・MP3・オープンリール・カセット)
- 照明機材
 - 大型、簡易、携帯型など多様
- 特殊機材
 - スイッチャー・クレーン・ステイディーカム・レール・イントレ・車両など

③ 編集機

リニア編集とノンリニア編集

6) 制作の流れ

- ① 取材内容の協議決定(製作委員会メンバーを含めて)
- ② スタッフの決定。予備人員も確保。長時間撮影の場合交代要員を配置
- ③ 機材の決定
 - 記録目的に合致した機材を選定。緊急時に置ける予備機材も可能にしておく。費用の積算。
- ④ 取材日程・メモを作成
 - ディレクターとリサーチャーが中心になってスケジュールを作成・メモを作成してスタッフに配布。メインカメラマンなど需要スタッフと演出スタッフは、収録前に現場確認を行う。現場諸費用(食事など)の確認発注。
- ⑤ 取材現場
- ⑥ プレビュー(映像確認・カメラマンがキャプションを記入)
- ⑦ 構成表の決定(ディレクターとプロデューサー)
- ⑧ 編集
- ⑨ 保存会などへの映像説明確認
- ⑩ 納品

7) 発注者・スタッフ・記録対象の関係

- 発注者は、スタッフ選定に注意を払い受注者任せにしないことが大事。
- スタッフは、収録対象と一体感をもって行動することが大事。
- 事業を通じて信頼関係を打ち立てこそ伝承者の意欲を喚起できる。
- スタッフと記録対象の信頼関係が構築できない事業は、成功しない。

映像記録フォーマット表

		SD 標準精細			HD 高精細		
種別	放送業務用		民生用		放送業務用		業務用
	ベータカムシリーズ	DVCAM	DVCPRO	HDV	DVC	DVCPRO HD	
フォーマット	DVCPRO 50	DVCAM	DVCPRO	HDV	DVC	DVCPRO HD	HDV
記録方式	アナログコンポーネント デジタルコンポーネント	デジタルコンポーネント (サンプリングレート DVCPRO50-4:2:2、DVCAM-4:1:1、HDV-4:2:0、DVC-4:1:1)					
記録媒体	テープ 12.65mm	テープ 6.35mm DVCPRO塗布、DVCAM・DVC蒸着					
画面比	4:3 & 16:9 固定式とスイッチャブル						
最長記録時間	カメラ収録30～60分	カメラ180分	カメラ66分	カメラ80分	90分	カメラ16分	カメラ60分
カセットサイズ	ベータカムサイズ	DVCサイズ DVCPROは、多少形状が異なるカセットがある					
テープ価格	1800～5000円	5000円	2000円	1000円	300円	2000円	専用は1000円
普及度	グローバルスタンダード	業務スタンダード	業務スタンダード	普及中・業務用もあり	普及大	多くの放送局が導入	普及中
再生環境	局では一般的	普通	普通	普通	一般的	良い	ある
備考	アナログ式のBetacamは、国際的に主流であったが、デジタルへの移行でテープ資産は残るが機器はなくなる。デジタル再生機器には互換性があり資産は活用できる。DigitalBetacamは高い。BetacamSXは普及度が低い、総合的に考えて民俗文化財の記録に向きだいが、編集成果品フォーマットによっては変換する。	主流の一つ。180分のスタンダードテープが使用可能。その他DVCPROとの互換もあり有利。	主流の一つ。専用機は生産完了。DVCPRO50と併用機材が現行。60分が最大記録時間。DVCAMとほぼ同規格。テープの規格が専用。	普及中のフォーマット。HDVはSONY・ビクター・シャープ・キヤノン4社の決定規格。1080と720Pの仕様が異なる。開発途上の規格なため機種ごとの市場ニーズに応えながら様々な機種がでてくる予定。業務用の流れもあり、今後の進展では民俗文化財記録にも使用が可能になる。テープの保存性が不透明で高密度DVD保存には問題がある。	主流の一つ。地上波デジタル開始を前に普及が進んでいる。収録時間の長い(30分)EXがある。P2(メモリー記録)カメラもあるが記録時間が短く現在活用が難しい。	主流の一つ。導入が進んでいる。収録時間の長い(30分)EXがある。P2(メモリー記録)カメラもあるが記録時間が短く現在活用が難しい。	民生用HDVの業務版、フォーマットなど仕様は変わらなず、使用勝手も業務に向く。編集ソフトも向上し、HDVにコンバーターを通して変換できる。またブルーレイDVDやHDDVDに変換して保存できる。放送局もサブ機として使用。

撮影・編集機材

取材用カメラ



DVC PRO 50



DVCAM



DVC PRO HD



HDCAM



HDV



HDV



HDV



三脚

取材用音声機材



ポータブルミキサー ワイヤレス&風防付ガンマイク



DATレコーダー



ガンマイク

特殊機材



大型照明



簡易照明キット



バッテリーライイト



クレーン



イントレ



ステディカム



レール



リニア編集室



ノンリニア編集機



ノンリニア編集機



芸態収録

映像記録作成時に、撮影・編集で心がけること

株式会社 ポルケ

プロデューサー 中藪規正

1. はじめに

- 1) 撮影手法や作品の構成は、記録の目的や記録対象の性格によってさまざまである。
ただし、行政行為としての客観性・公共性を担保するという点から、望ましい撮り方・構成を考える必要がある。
- 2) 以下は撮影・編集手法を限定するものではないが、民俗文化財の記録作成に経験を有する関係者間で、原則的に了解されている諸点を列記したものである。

2. 基本的な心構え

- 1) 十分な事前調査を行って、対象を良く知ること。
- 2) 対象となる行事や芸能、現地の人々に対して敬意を払うこと。

3. 撮影現場でのふるまい

- 1) カメラの設置位置や動線は事前に確認し、関係者の承諾を得ておくこと。
- 2) 伝承者や事業主体である自治体と協力して、他の撮影隊や観客に対して、記録作成事業への協力を要請する。
* 発注者が撮影での優先順位を認識することが不可欠。
* 伝承者からの「お願い」のかたちで協力要請するのがトラブルが少ない。
- 3) 民俗行事や民俗芸能の場合は、公開に制約等がある場合もある。
伝承者との信頼関係を大切にし、どこまでをどのように記録し、公開するか割り切ることも必要である。

4. 撮影の手法

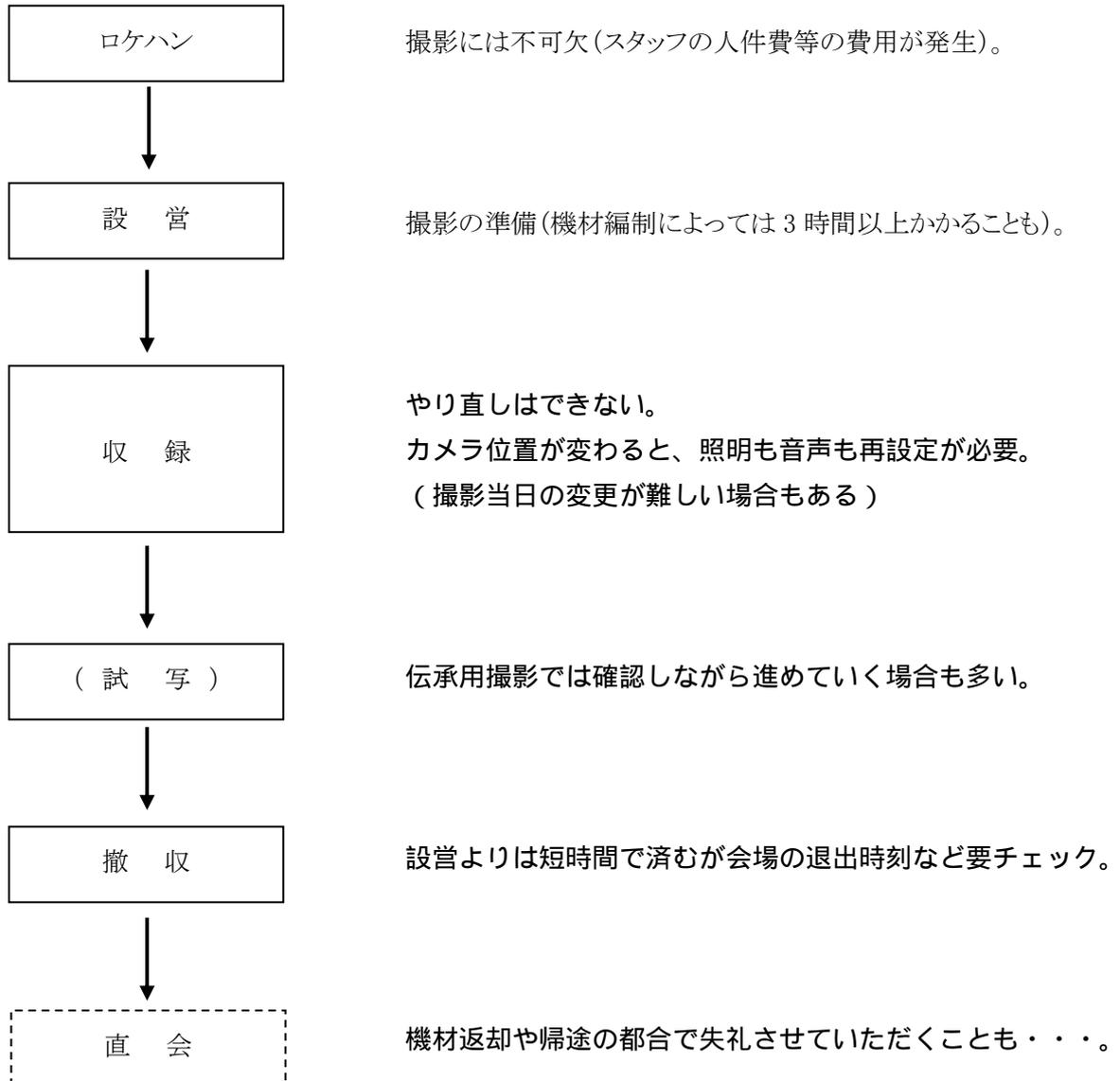
- 1) 主たる撮影対象を定め、できるだけその全体が画面内に収めるようにする。
- 2) 一連の行為・所作は、常に分節を意識して、最初から最後まで一連の流れとして記録する。
- 3) 必要に応じて複数のカメラで記録することは有効である。
- 4) 照明を使う場合は、伝承者と十分協議する。
照明を使う際も、できるだけ現場の雰囲気や損なわないように配慮する。
- 5) 映像に則した適切な音声を確実に収録できるように工夫をする。

5. 編集の手法

- 1) 細かなカットの連続や極端なアングルの変化は、行事や芸能の全体的な理解を損なう恐れがあるので、常に安定した映像構成を心がける。
- 2) 現場の音や人の声はそれ自体が貴重な記録であるので、映像と合わせて活かすようにする。
BGM (Back Ground Music) やSE (Sound Effect) の使用にあたっては、十分な配慮が必要である。
- 3) 理解を助けるためにナレーション、スーパー、タイトル、イラストなどを使用する場合は、十分な配慮が必要である。

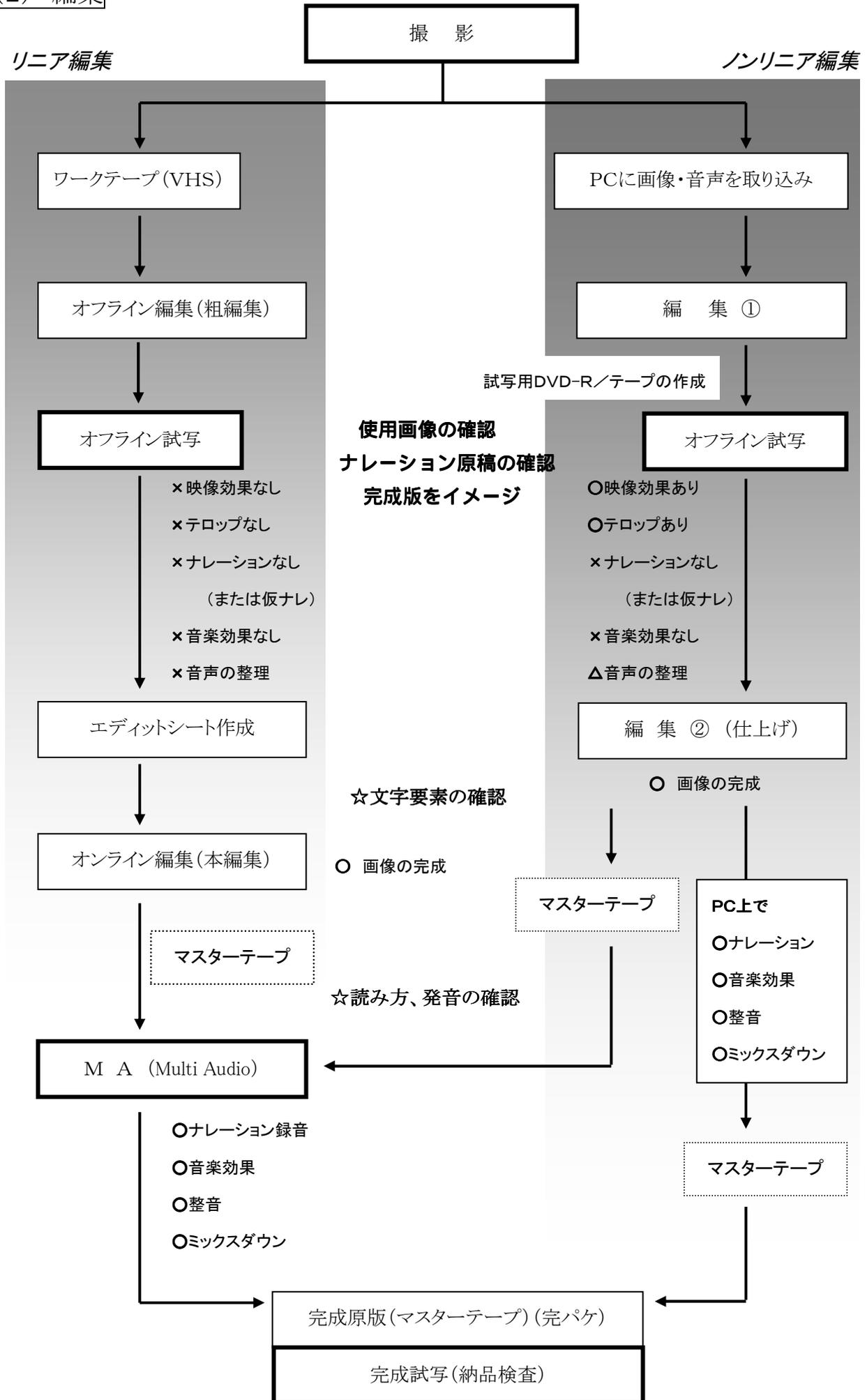
6. 撮影以降の工程

(1) 撮影

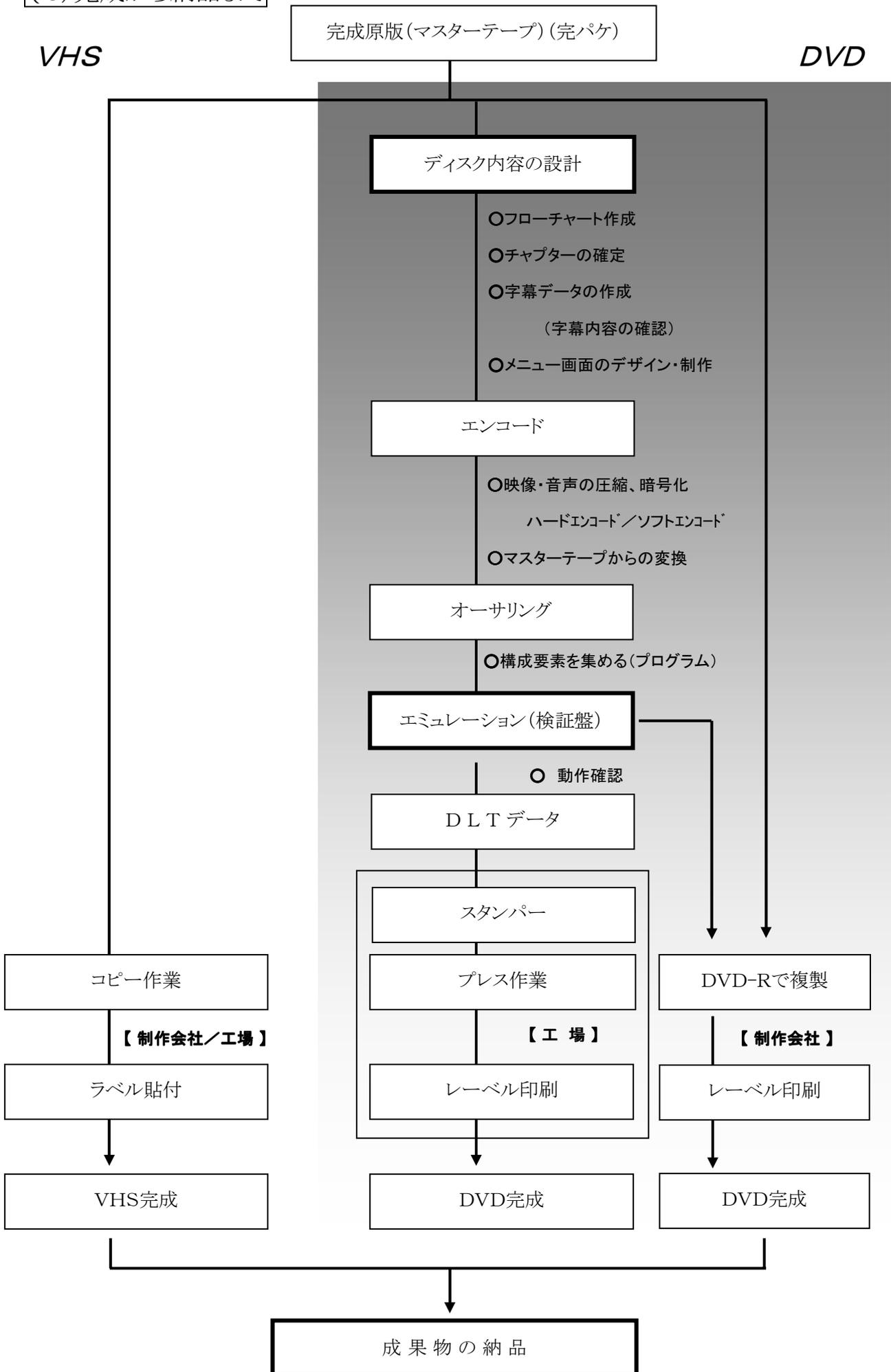


MEMO

(2) 編集



(3) 完成から納品まで



2005/11/24 第8回民俗芸能研究協議会

映像記録のこれからの課題—有効な保存と活用に向けて—

東京文化財研究所芸能部 民俗芸能研究室 俵木 悟

I 保存・管理の意識を高める

- 制作した映像記録を適切に保存・管理するのは発注者の義務と心得る
「制作事業なのだから制作したら終わり」あるいは「成果物をしかるべき関係者・機関に配布したから終わり」ではいけない。
「民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項」では映像等製作事業は「無形民俗文化財活用事業」に含まれている。映像記録制作の意義は有効な活用があつてこそ。
成果物の作品評価のシステムができてくれば、活用実績はその重要な指標となる。

II 基本は制作目的にあった保存・活用

- 「どのように使われるか」は企画の段階で想定されているべき
活用についての展望のないまま制作された映像記録は結果的に「使えない」ものに。
- ただし、制作目的は活用方法を限定するものではない。
→ 多面的な活用を視野に入れた保存・管理体制を。
- 目的別活用方法の例
 - 広報・普及用
文化財紹介・観光PR等の広報ビデオ、生涯学習・総合学習の教材、博物館・資料館での映像展示、インターネット上での公開(※利用している音楽等まで含めた権利関係を確認すること)
 - 記録・学術用
研究者・伝承者・愛好家への貸出、市町村史の映像編、文化財調査報告の映像資料編、博物館・図書館等に収蔵される学術資料
 - 伝承・後継者育成用
伝承者への提供(稽古での利用)、伝承施設での利用、総合学習の時間における体験学習の教材、民舞グループ・サークルへの貸出、将来的には伝承復活の資料

III 映像記録の保存・活用のために必要なこと

- 関係者・関係機関への周知
行政関係機関はもちろん、学会、博物館や研究機関への周知をはかる¹。
市町村の広報誌や役場・教育委員会の窓口等を通じて一般市民への周知も忘れずに。
- 必要情報のデータ化および情報管理
作品名、内容(概要を文章で説明したもの)、形式(フォーマット)、収録時間、出演団体(保存会名等)、発注者(事業主体・発行元)、制作担当者、制作年月、視聴可能場所、問い合わせ先など。
※アーカイブ化のための基礎作業。制作と同時に進めておいた方が楽。
- 視聴しやすいフォーマットの用意
現在であればDVDが最適。適時的な媒体転換も必要。ただし媒体転換しても作品のマスターはできる限り良い状態で保存しておくことが望ましい。

¹ 日本民俗学会の学会・研究会、博物館、研究機関等のリンク集 <http://www.soc.nii.ac.jp/fsj/> 等を参考に。とくに民俗学関係では地方民俗学会(〇〇県民俗学会等)の活動が盛んなのでぜひ周知を。

- 適切な機関への配布・収蔵
作品のマスターは保存に適したところへ。視聴用は広範な利用が期待できる機関へ。
- 収蔵場所、利用条件等の把握と引き継ぎ
広範な活用のために必要なのはアクセシビリティの確保。誰もが、容易に利用できるように情報を把握しておく。自治体では、文化財台帳などとともに上記情報を記載した映像記録台帳を管理しておくなどの工夫をする。
- 柔軟な相互利用への対応
縦割りの保存・管理では活用に制約が多い。自治体間や教育・研究機関との連携によって利用の幅を広げる。(同種の伝承をもつ自治体や近隣自治体に配布する等)

IV アーカイブの必要性

- 現状では無形民俗文化財記録映像の全国的アーカイブは存在しない
需要・必要性はあるが、すでに多くの事業が実施されているなかで新たに立ち上げるのは大きな予算と労力が伴う。将来的に「文化遺産オンライン」等に組み込まれるような形で実現するのが望ましい。今後の重要課題。
- 分散型アーカイブの提案
現物を一ヶ所に集めて管理するのは困難。作品そのものは各自治体等の責任で管理するが、情報をデータベース化して共有し、リクエストに応じて利用に供するのが現実的。
→ ポータル(入口)をどうするか？
- 当面の有効活用のために
博物館への収蔵
保存に適している。多面的かつ専門的な活用が期待できる。
現状では、博物館の収蔵品のデータベース公開は十分ではなく、収蔵しているということ自体が知られにくい。
図書館への収蔵
視聴のためのアクセシビリティが高い。都道府県立レベルの図書館では、視聴覚施設を持つところが多い。OPAC システムの公開データベースを用意しており、検索・視聴申し込みが可能。相互貸借などのシステムも整備されてきている。
国立国会図書館には音楽映像資料室があり、映像資料も受け入れている²。既存の全国規模のデータベースへの登録という点では最も効果的。

V 著作権について

- 基本は「契約」³
著作権が問題となるほとんどの場合は、契約の内容如何による。とくに複製権・上映権・公衆送信権・公の伝達権・譲渡権・貸与権・頒布権など、制作した記録の活用の際に問題となる権利は譲渡ができる権利[著作権(財産権)]である。契約の際には、制作者との協議のもとに、二次的著作物の創作・利用まで含めた著作権(財産権)の帰属についての契約書を取り交わすことが重要である。

² 国立国会図書館への寄贈は国立国会図書館国内資料課(100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1)へ。2002年10月以降に収蔵したものについては国立国会図書館蔵書検索・申込システム <http://opac.ndl.go.jp/>で検索可能。それ以前の資料は音楽映像資料室で検索可能。視聴も同室で可能。

³ 著作権については文化庁の著作権HP <http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/index.html> (pdf版著作権テキストあり)や、(社)著作権情報センターのHP <http://www.cric.or.jp/> の「著作権Q&A(市町村のしごとと著作権)」等を参照のこと。また、第4回民俗芸能研究協議会において、文化庁長官官房著作権課の兼定孝氏による「記録の活用にあたっての著作権の問題」という報告が行われているので御一読願いたい。
http://www.tobunken.go.jp/~geino/kyogikai/04kyogikai_report.html

著作権(財産権)の譲渡を受けた場合でも、著作者人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)は著作者に帰属する。著作者の許諾無しに作品の内容に変更を加えたり、著作者名を変更したりはできないので注意。

- 著作隣接権

民俗芸能等の演者には実演家の権利がある。とくに実演家の権利として録音権・録画権があり、第三者がその実演を録画する場合には実演者の許諾が必要である。

発注者は、事業を行うことが決まった段階で伝承者等に録画の許諾を得ておくこと。

※著作権関係の問題については、個別の事情が複雑であり、また現在も徐々に法整備が進められているところで、一概に回答ができない。個別のケースについては文化庁著作権課や、(社)著作権情報センターに問い合わせいただくのが確実である。

VI 未編集素材(ラッシュフィルム)の管理について

無形民俗文化財の記録として考えた場合、作品の未編集素材(ラッシュフィルム)も貴重な資料となり得るものである。これの利用については、発注者と制作者の間で別途取り決めを行う。

現状では未編集素材の譲渡は慣行化されておらず、発注者側では管理等が難しい面もある。その場合でも、未編集素材の所有者および利用条件を把握しておき、二次利用に開かれたものにしておくこと。

未編集素材の譲渡を受けている場合にも、それを素材として再編集し新たな作品を制作する場合は、二次的著作物の創作に当たる可能性があるのもとの制作者(原作者)の了解を得ておくのが良い。

VII 二次利用とIT化への対応について

- 二次利用とは

二次利用とは「当初の目的以外での利用」と考えるのが一般的。当初は放送を意図していなかった作品を放送するとか、配布のみを目的としていた作品を後に販売(商品化)するなど。著作権者(契約に基づく利用を認められている者)以外の者が利用をする場合も二次利用に当たる。

とくにインターネットの普及に伴って、当初想定されていなかった「自動公衆送信」などに対する需要が増加している。

- 二次利用についての注意

今後はインターネットでの配信なども想定した著作権契約を当初から行っておくことで、多くの問題を回避することができる。すでに契約を行っている記録について、契約内容以外の方法で利用する場合は新たに契約が必要。

作品を加工・再編集して新たな作品を作るような場合は二次利用とは言わず、二次的著作物の創作になる。その場合は、原作者の了解が必要。

「私的使用」は著作権の効力が及ぶ「利用」には入らない。また「非営利・無料」の場合、ビデオの上映や貸与は例外的な無断利用として認められている。ただしそれぞれ条件があるので注意すること。(法第30条、38条等)

※二次利用についても、個別の事情が複雑であり、著作権契約の内容や今後のメディア環境の変化によって対応が問われる場合があるので、文化庁著作権課や(社)著作権情報センターに問い合わせいただくのが確実である。

【注】 本発表の内容は、発表時点では小協議会での検討を経ておらず、今後協議を進める予定である。

アンケート集計結果

第8回民俗芸能研究協議会 アンケート集計結果

参加者総数 95

参加者内訳

①一般参加者	85
②事例報告者	5
③コメンテーター	4
④コーディネーター	1

参加者所属

①行政関係者	36
②保存会関係者	4
③研究者	25
④その他	30

アンケート有効回答数 66

アンケート有効回答率

アンケート結果

(1)-1 性別

①男性	42
②女性	23
③無回答	1

(1)-2 年齢

①20歳代	2
②30歳代	22
③40歳代	18
④50歳代以上	24
⑤不明	0

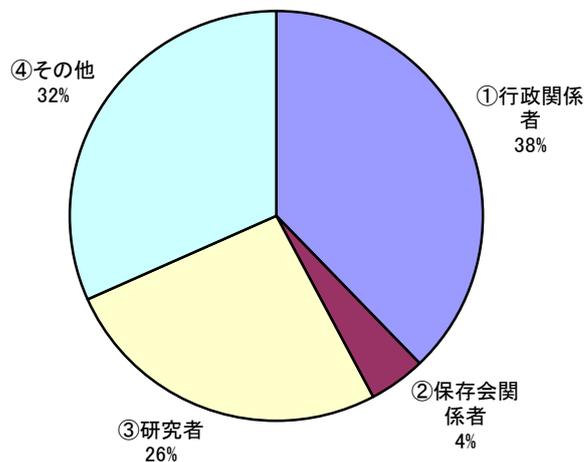
(1)-3 所属(複数回答あり)

①行政関係者	33
②保存会関係者	3
③研究者	18
④その他	13

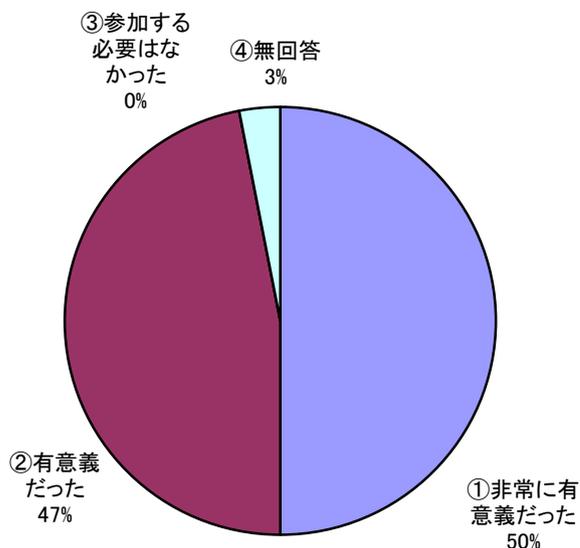
(2) この協議会に参加して

①非常に有意義だった	33
②有意義だった	31
③参加する必要はなかった	0
④無回答	2

参加者所属



この協議会に参加して



(3)この研究協議会に出席して有意義だったと考える理由

(非常に有意義だったと回答したもの)

- 記録保存にかける熱意が分かり参考になりました。
- 著作権についての確認は特に大切な話だと思った。ただ、望ましい形の契約についての指針について、今後必要だと思った。
- 様々な問題、課題を考えることができました。
- 具体的な内容の報告なので、参考になることが多い。実際に記録映像を作成することになった時に、本日のレジュメも直接役に立つであろう。
- 文化庁の「ふるさと文化再興事業」で映像記録作成を行っているが、大変参考になることばかりであった。当初は受注者まかせで「できれば良い」的な考え方であったが、目的をはっきりさせて、皆で協力していかなければ、良い作品、活用できる作品をつくることができないと思いました。今後はそのできた作品をどう活用してゆくかに焦点が移っていきますが、その地域の住民及び、研究者達にも幅広く周知していきたい。
- 舞台撮影中心の収録業者ですが、フィールドにおいての特に民俗芸能の撮影手法が勉強になりました。
- 本テーマを具体的に実践しつつあり、保存のための重要な仕事として将来が楽しみ。
- 発注者としてだいぶ映像記録作成に対する認識が不足していたと思います。著作権についても、めんどろな事と思って受注者まかせにしておりましたが、今日は良い機会でした。
- 小協議会の一員としてこれからも色々考えていきたいと思っています。
- 映像に関連する仕事に関わる度に感じていたモヤモヤを、業者さんと共に話を伺うことで解消できた気がします。共通認識ができたこと、具体的に今後どのように対処したらよいか理解できたことが収穫でした。
- 映像を発注する具体的な方法が参考になった。映像記録に関する分かりやすいパンフレットが欲しい。
- 現在、横須賀市指定の無形民俗文化財「長井町飴屋踊り」の映像記録を制作中である。「ふるさと文化再興事業」として単年度での制作のため、今回の協議会でのモデル的事業は達成できなかったが、今後の編集、完成後の周知、保存、活用にあたって有益であった。市内には映像記録を必要とする芸能がまだあるので、今後の計画、立案の基礎としたい。
- 記録保存の指針が示されたのは今後の制作に影響を与えたいと思います。コンテンツ側から見ると俵木さんの意見に同感です。「映像で完結する必然性」は無いわけで、今後は映像を含め図形、文字、音声を複合的に扱うことを念頭に置いて(活用とも関係してきますが)検討する必要があると思います。
- 自県のノウハウで記録映像を作成していたところがあるが、基本方針を示していただき自県のノウ

ハウの内容確認ができ安心した。市町村教育委員会等から、記録映像の制作方法について照会があった場合にも基本方針を示すことができる。また、各方面の関係者からの報告でIT化や著作権など流動的な面があり、今後注意の目を向けていく必要がある部分があった。

- 今回の内容は言わば「調査法」の最も基本的な部分の確認だったかと思います。本来、民俗芸能を調査・記録していく際には、最初に調査報告書を作るはずであって、そのサブテキストとして映像があるのではないのでしょうか。それならばわざわざ映像制作会社の方が様々な調査までする必用がないと思うのですが、それをしていない現状が多くあるということなのでしょう。報告書がしっかり作られていれば、どの部分をどの様に撮影するべきかは、はっきりすると思います。それよりも、映像にした時の問題としては、例えば「一回目の振りより二回目の方が大きかったが、これはたまたまなのか、それとも意味あることなのか」といったことがあると思います。それに映像としてどのように対処していくのか、そういった現実面を課題としていただければと思います。最後の方の討議では「やはり専門の業者に任せよう」といった方向になっていたかと思いますが、その戦略の部分と、具体的に映像記録(を含めた調査)をするにはどうすれば良いのか、という部分は分けて議論する必要があると思います。
- 文化財を保存する仕事に従事しながら、無形文化財の記録保存には非常に無知で記録するというのを漠然と考えていました。今後無形民俗文化財の記録保存には慎重に物事を進めていきたいと思います。
- 受注者である業者に丸投げしている現状が行政改革の嵐のなかで浮かび上がってきた。国立劇場で公演記録の業務に従事している私にとって、切実な問題を認識する機会になった。
- 映像記録の現場では、発注者の立場になりますが、分業と言うのか、仕事の進め方で悩むことが多かったのも、考え方が整理でき、有意義でした。生きた予算の使い方ができているのかどうか不安でしたが、少し自信が付き、また改善点課題に気付くことができました。
- 映像制作に伴う発注者と受注者との関係の整理、実際の機材の話(コストパフォーマンスや記録方式など技術面)、実際の現場での体験談、今後の記録映像情報の共有化など大変参考になりました。ただし、発注者側の限界(民俗芸能への不勉強、特に技術面やスタッフ選定・編集作業など)が大きいという現実もあります。板橋区も国、ふるさと文化再興事業を受けて、担当者として(発注者側)民俗芸能の記録作成に関わりましたが、このような協議会が、4年前に始まった同事業の前に行われていれば、本当によかったなあというのが感想です。今回は報告者2名も実際に私たちと同事業の仕事と一緒にっており、その体験が少しでも今回の報告内容にも反映されていれば良いなと思いつつ報告を聞きました。
- 行政担当者として見えていなかった制作サイドの事例を知ることができた。受注者任せにせず、関係者各々の意思疎通が大事であるという映像記録作成の基本を再確認した次第である。また、事業を行うにあたって、行政の単年度予算の限界及び制作後の活用、著作権問題など新たな課題を感じた。
- 有形、無形にかかわらず、文化財の保存と活用を図り、我々国民の大切な財産である文化遺産を後世に伝えていくことを柱に事業建てを行っております。去年の文化財保護法の改正趣旨からも、民俗技術等の無形文化財の保存と活用伝承等において応用できるテーマ設定で開催していただい

たことは、無形民俗文化財特有の困難さが伴うものでありますが、指針を示していただき、今後の事業展開に当たり、非常に参考になりました。

- 映像記録の保存と活用について、改めて研究する機会を与えられ、現役時代(行政機関)に携わった映像の作成、保存状況に関心が高まりました。現在、どのように保存され、活用されているかを確認しておこうと思います。
- 無形民俗文化財の維持、継続が実質的に困難となっている現在、映像記録の重要性は加速度的に増えています。文化財行政の側でも既に切実な問題となっており、その方法論に関する情報を欲しているところでした。今回は行政、研究者、業者とそれぞれの立場での具体的なご報告ばかりで、すべて現場で直面している問題に関わるものでした。特に事前調査の必要性や、著作権の問題など、大変参考になりました。有り難うございます。
- 問題点の整理を再確認ができた。特に俵木さんの著作権の話は大変分かりやすい内容であり、今後役に立つと思う。
- 民俗文化財記録のうち映像記録の方法論に関する知識が整理できました。特に記録作成の現場の撮影・取材の実際について、詳しい解説を聞くことができました。
- 実際の現場での作業を中心に講義していただいたので大変参考になった。
- 小協議会での討議の報告ということもあって方向性は理解できた。分かりやすいマニュアルを作ってほしい。積み上げてきた内容が、その方向性において概ね間違っていなかった事が分かった。行政・保存会・研究者の方々に記録映像の制作者が思っていることの一端を伝えることができた。
- この三年間で重ねてきた議論の成果が、おおむね好意的に受け入れられ、その意義を認められた。
- 保護施策を細々としても、絶えさせないことが現在のような冬の時代に必要です。工夫を出しあえる場をご用意いただけるのはありがたいことです。

(有意義だったと回答したもの)

- 映像による記録、勉強になりました。特に映像記録のこれからの課題、内容に興味を持ちました。俵木さんの次の発表を期待します。
- リサーチャーは重要な役割だと思います。業者側でも発注者側でもよいと思いますが、その事を考える機会になりました。
- 著作権について勉強になった。
- 基本的な指針はできたように思います。あとはいかにまとめて周知し、また意識を共有することでより良いものにしていくかだと思います。
- 今後、記録作成事業に取り組む予定であるが、無知識であるため、各方面の方々から実例を交えた話を聞くことができ、参考になった。
- 映像記録作成の実務的な話が聞けて大変参考になった。制作に際しての作業の流れ、著作権に関

する話が特に興味深かった。自分の所属する博物館では業務委託で映画を作っていたが、著作権の関係でDVD化、ダビング、ダビング品の販売ができないままである。次に制作する時には十分検討して契約内容を詰めたいと思う。

- 映像記録作成の理想像であって、実際には単年度予算が決まるのは年末、それでは既に芸能は終わっている。または、撮影ができてでも十分編集するための時間が無いなど、企画した文化庁発注者の行政の態度には大きな問題がある。今後の課題に関しては全てできておらず、理想のままで終わりそう。
- 映像記録については、古くて新しい問題ですが、制作会社、行政担当者、伝承者、研究者等の対話をもっと必要であると認識しました。理想は高くても良いと思います。
- 特に著作権については勉強になった。これまで映像記録を何本か手がけてきており、インターネットでの配信を考えていたが思った以上に著作権問題がからんでくると、はたして実行して良いものか疑問が出て来た。映像のアーカイブスを東文研でやってください(がんばって下さい)。
- 民俗芸能の映像記録の意義・必要性・方法・問題点など知ることができ有意義であった。これからの業務に役立てていきたい。
- 今からまさに記録事業を行う方にとっては非常に実務的な話があって有意義であったろうと考えられる。しかし、そうではない人(将来的にはあるだろうけれども)にとってはもっと概念的な考察の構成にした方が有意義であったように思う。私としてはさしあたっての事業はないので、後者となる。なので俵木氏の発表は特に有意義に拝聴できた。アーカイブ化、著作権、個人情報保護といった問題は、これからしっかりと考えていかなければならないと思っているからである。小協議会での討議の報告ということもあって方向性は理解できた。分かりやすいマニュアルを作ってほしい。
- 民俗芸能の文化財保護政策に関する集まりは他にないので、良い機会と考えている。自由討議はもう少し方向性があった方がよかった。
- 映像記録を行う際の具体的な作業手順等のお話が聞けたことは、現在各地区の祭礼の取材を行っているので、大変参考になりました。以前、教育委員会で制作依頼した町内の民俗芸能のビデオテープをいかに活用するか、という課題ができたことが良かったです。＜総合討議＞から映像記録制作の指針を示していただけたことは良かったです。実際に制作予算を計上する場合、何故このレベルでなければならないか、と説明を求められた場合に、国なり専門機関での指針があるのと、ないのでは違います。指針どおりに行かなくとも、それを理想として近づけるよう努力するということで、中村先生のおっしゃるように悲観してはいないと思いますが。町立レベルになると民俗芸能の映像記録にかかわらず、常に理想とのギャップと戦っており、各区自治体の皆さんも色々工夫されていると思います。
- 具体的に欠ける面もあったが、勉強になった。
- 本市の指定民俗文化財は「後継者の不足」という問題に直面しており、将来的に「後継者」を目的に、伝承復活のための資料として映像による記録保存を考えざるえない状況です。文化財担当は「民俗」に精通する者がいないので、今回、非常に実務的な内容で有意義でした。
- 俵木さんの発表に興味があった。

- 映像制作に携わる者としては、発注者側に充分留意してほしい点が多々でていることが素晴らしいと思います。また、制作者としても充分、現場の人々とコミュニケーションを取る必要性があることが分かる発表でした。
- 撮影の時に準備がいかに大切かが解りました。
- 現在の民俗芸能の記録保存事業を行っているが、実際の制作にあたってどのような目的を持って行うのが良いのか判断に困る場合もあり、参考になった。
- 非常に具体的で、焦点もしぼられており、大変興味深かった。構成も良いと思いました。
- 1. 常に検証、実務からの話は実質的。2. 建前＋裏事情があれば better。
- 大日野さんの発表が面白かった。
- テーマが現代に結びついていた。
- 現在、保存会と区の共同制作による江戸祭礼囃子の啓発普及を兼ねた DVD の制作に取り組んでおり、今回のような映像記録作成に関する協議はタイムリーなものである。
- 今回は、不勉強なまま参加したので、何も発言ができませんでしたが、私ももっと勉強したいと思います。

(4) 今後この研究協議会で取り上げてほしいテーマ

- 民俗芸能を博物館の展示等で取り上げる際の方法、諸問題など。
- 行政担当としては、入札価格で業者が決まってしまう、民俗文化財に精通した業者を指定できない、こうした事例を取り上げ、その方策などを教示して欲しい。
- 好ましい民俗芸能の公開方法(昨年のテーマの続きですが、茨城では平成20年に国民文化祭があるので、有効に事業を展開するために、ご意見をいただきたい)。伝統的民俗芸能の範囲。新市内に連絡協議会を立ち上げることを検討しているが、線引きが難しい。
- 映像作品を実際に見ながら良い点悪い点を批評しあえる場が欲しい。
- 文化庁がイニシアチブを取るべき事項かもしれないが、映像記録(とりあえず)の制作に関する詳細な基準(全国統一仕様)の検討。例えば、埋蔵文化財については記念物課の手引きのもとに、全国ブロックごとに基準をつくるため、神奈川県では市町村検討会を設置して、調査の方法から標準単価等細かい基準をつくっている。これは、市町村に埋文担当者がいるからできるが、民俗芸能の場合市町村に民俗の専門職員(文化財保護行政として)を配置することは、まずなく、そのため地方自治体の側から発信することはない。将来的には DVD、次世代 DVD、デジタルアーカイブに的を絞ってほしい。
- 制作についての指針がでましたので、活用の方も考えるべきだと思います。
- 行政における民俗芸能に関する諸問題。映像記録、舞台公演等これまで個々に討議されてきたか

と思いますが、実際には伝承者の確保、文化財指定、学校教育での活用など様々な問題を同時に抱えていると思います。まとめ方が難しいとは思いますが、いま地域行政の中で何をやれば良いのか、ということを協議する場が必用ではないでしょうか。

- 有効な保存と活用について、例えば発注者たる自治体は最低限の周知活用、保存は行っていると考えます。今後、この情報資料をアーカイブするためには誰が、あるいはどこが(例えば文化庁なのか?)そのまとめ役をするのかという点が重要だと思います。その前提として、俵木さんが呈示したデータベース化が現実的なものかもしれません。これについても文化財研究所としての具体的な関わり方などを今後取り上げてもらいたいと思います。
- 第7回で協議した「民俗芸能の公開をめぐる」のパート2を是非開催していただきたく存じます
- 地方自治体の財政(構造)では、映像の制作費は予算化が割合可能ですが、監修費についてはなかなか難しいのではないのでしょうか。従って、現地調査・現場指示・連絡調整などを担当する監修者の経費については、現状では映像制作費の中に含まれて、経理が処理されることになると思いますが、如何でしょう。
- 映像記録をとりまく環境は刻々変わっておりますので、ぜひ定期的に今回のようなテーマを取り上げていただければ幸いです。今回、民俗文化財の撮影に日頃関わっていただいている業者さん達にも参加を呼びかければよかったと反省いたしましたので、次回はぜひお知らせしたいと思います。
- 文字記録の役割等映像によらない記録保存法のあり方をテーマとするべき(結局指定時には映像より文字記録が重視されるから)。
- 1. 今回の協議会を受けての企画であれば、映像記録の実例をあげての検討。
2. 報告書の作り方。国の選択になった時はもちろん、県や市町村の指定をめざす場合の制作ノウハウ。必要項目から工程管理まで、今回の映像の文字版を
- 今回のテーマとの関連でいえば、アーカイブの問題は今後の大きな課題である。東文研でできるか否かも含めて検討する会があっても良い。
- 現実と理想の差を縮める方向性は重要だと思う。
- 具体的な制作費について、業者の決定について(入札、プロポーザル等の善し悪しについて)。
- 文章記録について。取り組まれた自治体からの事例発表を。
- 小さな自治体や博物館では職員が自分で撮影記録することが多いと思います。業務委託だけでなく、自分で記録する際の実務的なノウハウを教えていただければと思います。
- 伝承活動の場での記録の活用について。
- 民俗文化財(芸能、行事)等の保存と活用方法、民俗文化財(芸能、行事)等の保存と変化、中止の問題。
- 著作権について具体的な線引きについてテーマとしていただきたい。
- 芸能の種類別の特性と記録のようなものをとりあげると参考になるのではないかと。

- 私も小協議会のメンバーですが、発注者側の・・・というより県や国の文化行政の予算取りの問題も大きいように思えます。ムダが多い行政の支出は、多々あるのに文化面での保存や保護に対する政治の理解が非常に薄いと嘆いています。
- お祭りに関係した分野では(必用分野と思われるので)保存はいくらか楽と思うのですが、誰かが努力して保存していかないと消える分野に早めに手を打ってほしいと思います。
- 民俗芸能に対する記録の実例呈示と大島暁雄氏が提案された作品評価システムに対する検討をする会議。
- 古い写真をもとに、古い日本の生活を考える。
- 市町村合併と民俗の継承。
- 今回は踏み込む事ができなかったが、記録化とその後の文化財(今までは映像が無いところで伝承していたが、映像を使用するようになったことで伝承の方法が変化したなど)について等も取り上げていただければと感じました。また、アーカイブの問題。データのメディアを現状私の館ではLDで保有しているが、数年でコロコロとメディアがかわり再生できなくなることについて等を扱ってほしい。

(5) その他の要望

- 予算の取り方(裏マニュアル)です。(行政の立場として・・・)
- 無形文化財、伝統芸能の映像記録作成についても一度お願い致します。
- 実際に活用されている映像記録の実例がありましたら、どのように活用されているのかをご教示いただきたい。発注・受注との契約者のマニュアルがあると良いと思います(参考資料として)。
- 今までの協議会で問題的で終わっていた内容を連続して協議していただき、本日このような形でお示し下さったこと、ありがたく拝聴致しました。今後もこのような形でご指導いただければ幸いです。韓国の映像を見てみたいです。
- 細かいことですが、①記録学術用②伝承者・後継者育成用③広報普及用—この分け方はあまりにも使用例を限定してそうなので、①民俗伝承編②芸能・普及編③広報普及編—のような名付けの方が良くないですか？
- アーカイブの件は、予算がなくてもできるかもしれないので、早速考えてみます。データフォーマット項目整理や分散アーカイブのモデルなど、東京文化財研究所のモデルを作られてもおもしろいかも知れない、と考えました。
- 出演団体に支給される謝礼金に対する所得税の問題、事業経費の実際的な組立(予算見積り)の問題など経費(経済性)の面についても取り上げる機会を与えていただきたいです。
- できれば、今後、民俗技術の記録に関しても、同じような報告議論の場を設けていただくことを希望しております。(「民俗芸能研究協議会」の部会のような形、あるいは更に大きく「無形民俗文化財研究協議会」のようなものがあると地方行政の方も動きやすいのですが・・・)

- 今年度、中央区教育委員会では、東京都が記録・保存のために撮影した映像を活用し、郷土資料館で編集した映像ソフトを上映する予定でいます。なので、俵木氏のテーマは大変参考になりました。
- いろいろなご配慮をありがとうございました。小協議会の他のメンバー（カメラマンとしての澤幡さん etc・・・）にも発言の機会があったらよかったですと思いました。来年はいよいよ冊子とりまとめにむけて動き出しますね。今後ともよろしく願い申し上げます。
- 記録映像、広報的映像等ジャンル別に評価の高い作品の上演を行ってほしい。コンテスト等の実施もお願いしたい。
- 東文研の芸能部のリーダーシップに期待します。
- 今後ともこの企画を続けてください。
- 旅費など余分な費用が無いので、自費参加しましたが、有意義でした。
- 今回は実務面ではたいへん有意義でした。しかし、実際はどうかというと、財政的な面でかなり制約を受けるケースが容易に予想され、現実と理想の乖離が望むと望まないとにかかわらず出て来るのではないかと思う。入札で安いところに発注せざるを得ないし、最悪デジタルビデオカメラを貸し出されて「おい、これで撮れば良いだろうよ、そう、キミが」という事態になりかねない。むろん、財政的な要因というのは「市民の理解」ぬきには語れないので、自分がなそうとしている記録化事業を誰にでもわかるように、簡潔かつ明瞭に説明できなければならない。それがクリアになれば財政的な問題もいくらかは明るくなるだろうけど、民俗芸能に対する市民意識を考えると現状では厳しい。また、記録の「評価」だが、たしかにこれはあった方がよいが、これをなす為には多くの困難があるように思う。
- 旅費の関係があるので、参加決定の通知がもう少し早いと助かるのですが。
- 映像記録の業者など、情報が少ないので、どこが良いのかななどの情報交換があれば助かります。
- 現場での記録という意味では、今のテクノロジーでは難しいのだろうが、例えば舞などの所作、動作、型の 3D モーションキャプチャーといった 2 次元での記録だけではなく、3 次元レベルでの保存、記録という方向性は、どのように（この業界では）なっているのでしょうか。3D 化できるならば、映像の編集というものは現場の記録的な意味合いだけでよくなり、再現性の面では 3D データとしてあれば、それでよい、ということになるような気がします。ただ、何もかも論理的にデジタルにすれば、それで伝承性が高次になるとは考えていなくて、「記録」という面では有効では無いと思います。
- 今後はなるべく参加するようにします。俵木様、スタッフの皆様ごくろうさまでした。
- 常に（困ったことに対して）相談にのっていただけの人が（窓口が）決まっているとありがたいと思いました。
- 説明が大変聞きにくい、もっとはっきり説明してほしい。もう少し明るくして発表してほしい。午後 2 時頃になって明るくなる、最初から明るくしてほしい。阿部さんの話は良く分かります。

第8回民俗芸能研究協議会 参加者

青木 範夫	栃木県教育委員会事務局文化財課	戸田 剛	浜松市教育委員会引佐教育事務所
阿部 武司	東北文化財映像研究所	中司由起子	東京文化財研究所芸能部
蟻坂 那	万作踊り松戸保存会	長峰 透	甲賀市教育委員会文化財保護課
飯島 満	東京文化財研究所芸能部	中村 茂子	実践女子大学
石井 聖子	常陸大宮市歴史民俗資料館	中村 宜弘	船橋市教育委員会文化課
石井 ナミ	万作踊り松戸保存会	中村 理行	民俗芸能学会・民俗芸能 in としま
石垣 悟	文化庁文化財部伝統文化課	中藪 規正	(株)ボルケ
入江 宣子		仁尾 洋子	東京文化財研究所芸能部
岩城 晴貞	文化総合研究所	西 昭信	福岡市教育委員会文化財部文化財整備課
岩崎 真也	茨城ビデオバック		国立劇場調査養成部デジタル情報課
岩楯 麿州	東京大学	西瀬 英紀	日本大学・國學院大學講師
埋忠 美沙	早稲田大学	西角井正大	野馬追の里原町市立博物館
榎 美香	千葉県教育庁教育振興部文化財課文化財保護室	二本松文雄	東京文化財研究所芸能部
	東京文化財研究所客員研究員	野川美穂子	韓国 国立文化財研究所
大島 暁雄	(株)ボルケ	朴 原模	韓国 国立文化財研究所
大日野佳代子	中央区教育委員会事務局社会教育課文化財係	朴 相國	滋賀県教育委員会文化財保護課
岡田 純	文化財係	長谷川嘉和	(株)DNP デジタルコム
	民俗芸能学会	畠山 奏三	
岡村美紗子	高山市教育委員会文化財課	浜島 司	山梨県教育庁学術文化財課
奥原 徳浩	東京文化財研究所芸能部	早川 映子	相模人形芝居下中座
小田 幸子	東京文化財研究所情報調整室	林 美禰子	創造学園大学
折田 美木	神奈川ニュース映画協会	樋口 昭	東京文化財研究所芸能部
香川 義美	東京文化財研究所芸能部	俵木 悟	愛知川町教育委員会
鎌倉 恵子	民俗芸能研究会	福持 昌之	伊勢市教育委員会文化振興課文化財係
川上 恭平	神奈川県民俗芸能保存協会	古川 毅	三重県教育委員会生涯学習分野文化財保護室
城所 恵子	(有)ヒップス	細野 美枝	
北原 克彦	八千代市文化伝承館		東京文化財研究所名誉研究員
木原 善和	桜川市歴史民俗資料館	細見 吉夫	大阪府伝統文化総合支援研究会委員
君島真理子	東村山ふるさと歴史館	星野 紘	文化庁文化財部伝統文化課
久保田裕道	(財)伝統文化活性化国民協会	本津 絢子	中央区教育委員会事務局社会教育課文化財係
久保庭信一	郡山市教育委員会文化課	前田俊一郎	東村山ふるさと歴史館
熊田 賢一	(財)ポーラ伝統文化振興財団	増山 一成	(財)ポーラ伝統文化振興財団
栗田 香穂	岩手県遠野市立博物館		山梨県立博物館学芸課
小向 裕明	佛教大学アジア宗教文化情報研究所	松崎 睦彦	相模人形芝居下中座
斉藤 利彦		真部 正明	(株)エヌ・エヌ・ティー
齋藤 正純	和歌山県教育庁文化遺産課保存班	丸尾 依子	東京文化財研究所芸能部
酒井 清崇	東京文化財研究所芸能部	三上 芳範	結城市教育委員会生涯学習課文化係
佐竹 悦子	横須賀市教育委員会生涯学習課	三井 修	八戸市教育委員会文化課
佐藤 明生	民族文化映像研究所技術部	宮田 繁幸	国立能楽堂企画制作課
澤幡 正範	世田谷区教育委員会生涯学習スポーツ課・世田谷区郷土芸能保存事務局	宮本 臣久	東近江市教育委員会文化財課
志村 有司	茨城ビデオバック	村上 司	東京芸術大学
	日本民俗舞踊研究会	茂木 仁史	民俗芸能学会
鈴木 一郎	上尾市教育委員会教育総務部生涯学習課	森 容子	
須藤 武子	東京文化財研究所芸能部	森田 都紀	埼玉県教育局生涯学習部生涯学習文化財課
関 孝夫	(財)ユネスコ・アジア文化センター	山路 興造	岡山大学教育学部
	亙理町立郷土資料館	山内登貴夫	板橋区教育委員会生涯学習課文化財係
高桑いづみ	実践女子大学	山本 修康	まつり同好会
高根 浩明	東京シネ・ビデオ株式会社	山本 宏子	
瀧本めぐみ	君津市教育委員会生涯学習課	吉田 政博	
武田 恵美		鷲野 正昭	
田中 英機			
田辺 義和			
當眞 紀子			

あとがき

今年度の協議会は、平成 14 年度の第 5 回民俗芸能研究協議会「民俗芸能の映像記録作成」を受けてのものであった。近年、無形の文化財の映像記録作成には多くの需要が見込まれている。そのため第 5 回の協議会は反響が大きく、出された課題についてさらなる検討を望む声が多かった。そこで芸能部では、翌年より「民俗芸能の映像記録作成」小協議会を立ち上げ検討を行ってきた。その経緯は趣旨説明を御一読いただくとして、第 5 回の報告書のあとがきでは、明らかになった問題として大きく二点を挙げている。一点は、映像記録作成の企画・準備に関わる問題、もう一点は映像記録の具体的な手法の問題である。前者は、とかく撮影・編集という製作的な面にばかり目が向いてしまうが、実際には企画・準備という段階が映像記録の成否を大きく左右するということである。また後者は、「何を」「どのように」撮り、構成して作品にまとめるかという問題である。後者に関しては、映像記録作成の技術的な知識が乏しいとして、制作業者に丸投げしてしまう発注者の態度も問題と指摘された。

今回、この二点についてはある程度見解を示せたのではないかと自負している。とりわけどちらの問題とも、本来事業主体たる発注者がいっそうの主体性を発揮して、どのような作品にするのかという意図を明確にし、受注者である制作業者や記録対象としての伝承者と綿密なコミュニケーションをとって事業に挑むという態度を必要とする。アンケート結果を見てもわかるように、この点は多くの参加者に伝わったのではないかと思う。具体的な内容に関しては、目的の明確化、委員会制による監修、撮影に至るまでの手続き、撮影現場での態度、撮影・編集の際の着眼点や心がけなどについて、概ね異論無く受け入れていただいたようである。また、昨今の状況を反映してか、活用の際の著作権の問題にきわめて高い関心がうかがわれた。これも含め記録の活用の問題はなお検討の余地を残している。さらに、作品評価のシステム作りとアーカイブ化は今後の重要課題である。我々東京文化財研究所だけで議論するには過大なテーマではあるが、リーダーシップを期待されていることを感じている。

参加者の要望として多かったのが、財政・人員・期間等の制約が大きい中で、効果的な事業を実施するための実践的なノウハウの提供であった。今回は理想的なスタンダードを努力目標として策定するという戦略的な意図があったが、現実に行進する事業が多数あるなかで、この要望は切実である。我々もできるかぎり対応策を考え、個別のケースについては助言等ができれば良いと思っている。また、受注者の側も、費用計算の明確化やダンピングを許さないといった業界内努力を是非してほしい。一方でゲストコメンテーターの紹介によれば、韓国では映像記録作成の重要性を説き、三年間で 25 倍もの予算を獲得したという。その熱意をぜひ我々も受け継ぎたいものと思う。

この小協議会の成果は、今回の研究協議会での意見も入れ、さらに検討を加えた上で平成 19 年度を目処に指針としてまとめ、広く共有してもらえるよう冊子や配布可能なファイルの形で提供することを考えている。さらに今後は、課題として挙げられたアーカイブ化のためのデータベース構築作業にも積極的に取り組んでいきたい。そのためには、全国の地方自治体の文化財担当部局や、研究者の方々の協力をぜひとも賜りたいと願っている。そして参加者の皆さまには、今回の協議をもとに、それぞれの立場で映像記録作成にさらに主体的・積極的に取り組んでいただきたい。その積み重ねが、より良い事業の実現とシステムの構築に繋がるものと信じている。

独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所
第八回民俗芸能研究協議会報告書

—無形民俗文化財の映像記録作成—

平成18年3月31日

編集・発行

独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所芸能部
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
TEL 03-3823-4925